

**西南学院大学法科大学院
2011(平成23)年度講義要綱**

(2011、2010年度入学生用)

<Ⅰ. 法律基本科目群>

1. 統治の基本構造	8
2. 基本的人権の基礎	12
3. 法と行政活動	16
4. 行政救済法 (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ(司法審査論)』)	20
5. 公法演習Ⅰ (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅱ(人権と違憲審査)』)	24
78. 公法演習Ⅱ (2009年度以前の入学生は『公法事例研究』)	26
79. 憲法訴訟論 (2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』)	28
6. 民法Ⅰ(総則・物権法)(2009年度以前の入学生は『民法Ⅰ(総則・物権)』)	31
7. 民法Ⅱ(債権法総論)	38
8. 民法Ⅲ(担保物権法)	41
9. 民法Ⅳ(債権法各論)	45
10. 民法Ⅴ(家族法)	50
11. 商法Ⅰ(2009年度以前の入学生は『商法』)	54
12. 民事手続法	56
13. 民法演習Ⅰ	60
14. 民法演習Ⅱ	62
15. 民法演習Ⅲ	65
16. 商法演習	69
17. 民事手続法演習	71
18. 民事法総合演習Ⅰ	74
19. 民事法総合演習Ⅱ	77
20. 刑法Ⅰ(総論)	79
21. 刑法Ⅱ(各論)	82
22. 刑事手続法(2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)	85
23. 刑事法演習	89
24. 刑事法総合演習Ⅰ	91
25. 刑事法総合演習Ⅱ	94

<Ⅱ. 法律実務基礎科目群>

26. 民事訴訟実務の基礎	99
27. 刑事訴訟実務の基礎	102
28. 法曹倫理	107
29. 民事模擬裁判	109
30. 刑事模擬裁判 (2009年度以前の入学生は『模擬裁判』)	112
80. 弁護士実務	115

〈Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群〉

31. 法の理論と実務	118
32. 法哲学	123
33. 法社会学	125
34. 法制史	127
35. 外国法(2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』)	131
36. 法律英語	134
37. 国際社会と法	135
38. 政治学	138
39. 法と経済学	140
40. 行政学	143
41. キリスト教倫理	149

〈Ⅳ. 展開・先端科目群〉

42. 税法	151
43. 地方自治法	154
44. 環境法	157
45. 土地私法	159
46. 消費者問題	162
47. 金融法	171
48. 知的財産法	173
49. 労働法	176
50. 労働法演習	179
51. 経済法	183
52. 経済法演習	185
53. 執行・保全法〔執行・倒産法〕	187
54. 倒産法	190
55. 執行・保全実務	193
56. 特別刑法	197
57. 刑事政策	200
58. 刑事弁護実務	202
59. 高齢者・障害者問題	206
60. 国際私法	208
61. 国際取引法	211
62. 国際紛争解決法	214
63. 国際環境法	217
64. 国際人権法	219
65. 国際経済法	222

<V. 臨時開講科目>

66. 弁護士実務実習	224
67. 刑事実務問題演習	225
68. 行政法入門	227
69. 民事手続法入門	230
70. 刑事手続法入門	233
71. 刑事実務入門	235
72. 民事法事例演習 I	239
73. 民事法事例演習 II	241
74. 商法特講	243
75. 倒産法演習	245
76. 民事手続法特講 I	247
77. 民事手続法特講 II	249

(2009年度以前の入学生用)

<Ⅰ. 法律基本科目群>

1. 統治の基本構造	8
2. 基本的人権の基礎	12
3. 法と行政活動	16
4. 行政救済法 (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ(司法審査論)』)	20
5. 公法演習Ⅰ (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅱ(人権と違憲審査)』)	24
6. 民法Ⅰ(総則・物権法)(2009年度以前の入学生は『民法Ⅰ(総則・物権)』)	31
81. 民法Ⅱ(債権総論・契約法)	251
8. 民法Ⅲ(担保物権法)	41
82. 民法Ⅳ(不法行為法等)	256
10. 民法Ⅴ(家族法)	50
11. 商法Ⅰ(2009年度以前の入学生は『商法』)	54
12. 民事手続法	56
13. 民法演習Ⅰ	60
14. 民法演習Ⅱ	62
15. 民法演習Ⅲ	65
16. 商法演習	69
17. 民事手続法演習	71
18. 民事法総合演習Ⅰ	74
19. 民事法総合演習Ⅱ	77
20. 刑法Ⅰ(総論)	79
21. 刑法Ⅱ(各論)	82
22. 刑事手続法(2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)	85
23. 刑事法演習	89
24. 刑事法総合演習Ⅰ	91
25. 刑事法総合演習Ⅱ	94

<Ⅱ. 法律実務基礎科目群>

26. 民事訴訟実務の基礎	99
27. 刑事訴訟実務の基礎	102
28. 法曹倫理	107
30. 刑事模擬裁判(2009年度以前の入学生は『模擬裁判』)	112
80. 弁護士実務	115

<Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群>

31. 法の理論と実務	118
-------------	-----

32. 法哲学	123
33. 法社会学	125
34. 法制史	127
35. 外国法(2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』)	131
36. 法律英語	134
37. 国際社会と法	135
38. 政治学	138
39. 法と経済学	140
40. 行政学	143
41. キリスト教倫理	149

〈Ⅳ. 展開・先端科目群〉

42. 税法	151
43. 地方自治法	154
44. 環境法	157
45. 土地私法	159
46. 消費者問題	162
47. 金融法	171
48. 知的財産法	173
49. 労働法	176
50. 労働法演習	179
51. 経済法	183
52. 経済法演習	185
53. 執行・保全法〔執行・倒産法〕	187
54. 倒産法	190
55. 執行・保全実務	193
56. 特別刑法	197
57. 刑事政策	200
58. 刑事弁護実務	202
59. 高齢者・障害者問題	206
60. 国際私法	208
61. 国際取引法	211
62. 国際紛争解決法	214
63. 国際環境法	217
64. 国際人権法	219
65. 国際経済法	222

〈Ⅴ. 臨時開講科目〉

79. 憲法訴訟論(2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』)	28
----------------------------------	----

67. 刑事実務問題演習	225
78. 公法演習Ⅱ（2009年度以前の入学生は『公法事例研究』）	26
72. 民事法事例演習Ⅰ	239
73. 民事法事例演習Ⅱ	241
74. 商法特講	243
75. 倒産法演習	245
76. 民事手続法特講Ⅰ	247
77. 民事手続法特講Ⅱ	249

1. 統治の基本構造

授業科目名 (カナ)	統治の基本構造 (トウチノキホンコウゾウ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月 1
講義目的	<p>憲法における統治機構の分野について基本的な理解ができるようにすることを目的とする。おおむね、憲法の歴史、国民主権と民主政、国会の地位と権限、内閣（天皇の地位を含む）、地方自治、裁判所と違憲審査、平和主義、憲法保障と憲法改正という順序で授業を進める。裁判所に関連して、裁判と刑事手続にかかわる権利保障についても扱う予定である。</p>
各回の授業内容	<p>1. 立憲主義とその歴史</p> <p>立憲主義、とくに近代立憲主義とはどのようなものなのかを確認し、近代から現代に至る立憲主義の歴史について、世界と日本に分けて説明する。最高法規性など憲法の性質にもふれる。</p> <p>2. 国民主権と民主制</p> <p>日本国憲法における国民主権の法的意義について確認するとともに、直接民主制と間接民主制を対比しながら、日本国憲法において国会議員が全国民を代表するものであるとされていることの意義について検討する。</p> <p>3. 政党と選挙制度／国会の地位と権能(1)</p> <p>政党は憲法上どのように位置づけられるか確認するとともに、政党に関する重要な法律にふれ、あわせて選挙制度のあり方について検討する。日本国憲法41条にいう「国権の最高機関」の意味についても確認する。</p> <p>4. 国会の地位と権能(2)</p> <p>日本国憲法41条にいう「唯一の立法機関」について、「立法」という言葉、国会単独立法の原則、国会中心立法の原則を中心にして検討する。最後に、国会の権限である条約承認権についてもふれる。</p> <p>5. 国会の地位と権能(3)／国会の活動と組織</p>

前半は、予算をめぐる諸問題を中心に、国会の財政統制権について確認する。後半は、国会の活動方法として会期制などについてふれた後、二院制の意義について検討する。

6. 議院と国会議員／議院内閣制

議院の権能とされる議院自律権と国政調査権について検討する。また、国会議員の地位について、不逮捕特権と免責特権を中心に検討する。そして、議院内閣制の仕組みについて、とくに解散権をめぐる議論を紹介しながら、確認する。

7. 内閣の地位と権能／天皇

内閣の組織と権限を確認し、内閣と「行政各部」との関係や独立行政委員会の存在も視野に入れながら、行政権の意味について検討する。後半は、天皇の地位と国事行為などにふれる。

8. 地方自治(1)

「地方自治の本旨」の意味について理解するとともに、日本国憲法及び地方自治法が定める具体的な地方自治のあり方を住民自治の側面に重点をおいて把握する。国の行政組織と地方の行政組織との関係についてもふれる。

9. 地方自治(2)

「地方自治の本旨」の中の団体自治にかかわるものとして、法律と条例の関係について、とくに憲法94条の「法律の範囲内」の解釈にかかわる徳島県公安条例事件最高裁判決を検討する。最後に、憲法上の地方公共団体の意味について検討する。

10. 司法権の意義と帰属／裁判を受ける権利

憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」の通説的理解、司法権が裁判所に帰属するとされていることの意義、司法権の範囲と限界について検討し、これらと関連させて、裁判を受ける権利の内容を確認する。

11. 司法権の独立／裁判所の組織

まず、「司法権の独立」の意義と裁判官の地位などについて扱う。また、裁判所の組織や構成について、陪審制や裁判員制度なども含めて検討するとともに、裁判所の規則制定権にもふれる。

12. 刑事手続における人権／国家賠償と刑事補償

	<p>憲法 31 条, 同 33 条ないし 39 条の権利は裁判所の役割とも関連がある。ここでこれらの条文による権利保障の内容を確認しておく。また, 憲法 17 条の国家賠償請求権, 同 40 条の刑事補償請求権についても確認しておく。</p> <p>13. 違憲審査 付随的違憲審査制・抽象的違憲審査制という用語を中心にして, 日本国憲法における違憲審査制の性格について確認する。司法積極主義・司法消極主義をめぐる議論を参考にしながら, 違憲審査のあり方についてさまざまな考え方があふれる。</p> <p>14. 平和主義 憲法 9 条についてどのような解釈があるかを確認し, これと自衛隊, 日米安全保障条約との関係について説明する。自衛隊などに関連する法律にも留意する。また, 憲法前文の平和的生存権についても概説する。</p> <p>15. 憲法の制定／憲法の変動／憲法の保障 憲法の制定を法的にどのように説明すればよいのか, 制定された憲法についての運用や解釈の変更さらには条文の修正にまつわる法的問題点としてどのようなものがあるか, 立憲主義憲法が危機に陥ったときに自らを守るためにどのような手だてがあるのか, 以上を検討する。</p>
成績評価方法・基準	<p>開講期間中に行う小テスト 2 回 (各 20 点, 計 40 点) と期末試験 (60 点) によって評価する。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また, 正当な理由なく 6 回以上授業を休んだ場合は, 期末試験の受験を認めない。2 回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。この科目の再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>講義内容のアウトラインを示すプリントを事前に T K C 教育支援システムを通じて配付するので, 教科書類の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること初めて法学・憲法を学習する学生の皆さんにとっては, 一つ一つの用語や言葉遣いが「未知との遭遇」となる。あらかじめ指定する資料や基本的な文献, 判例をきちんと読んで予習をして講義に臨むこと, 自分でノートやメモを作成して整理するという作業が重要であることはいままでもないが, 講義内容等についてはもちろんのこと, 初歩的と思われる事柄についても, 積極的に担当教員に尋ねることが大切である。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：①渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法2 統治 第4版』（有斐閣，2010），②渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法1 人権 第4版』（有斐閣，2010），③戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第6版』（有斐閣，2010） いずれも後期の「基本的人権の基礎」においても使用する。②は主に人権の分野を扱うものだが、「統治の基本構造」でも部分的に参照する。参考書：とくに，芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第5版』（岩波書店，2011春刊行予定），佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（青林書院，1995），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第2版』（有斐閣，2010），高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第五版〕』（有斐閣，2007）。その他に，辻村みよ子『憲法第3版』（2008，日本評論社），松井茂記『日本国憲法第3版』（有斐閣，2007），野中俊彦他『憲法Ⅰ第4版』（有斐閣，2006），同『憲法Ⅱ第4版』（有斐閣，2006），長谷部恭男『憲法第4版』（新世社，2008），浦部法穂『憲法学教室全訂第2版』（日本評論社，2006），大石眞『憲法講義Ⅰ〔第2版〕』（有斐閣，2009），同『憲法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣，2011春刊行予定），渋谷秀樹『憲法』（有斐閣，2007）など。</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

2. 基本的人権の基礎

授業科目名 (カナ)	基本的人権の基礎 (キホンテキジンケンノキノ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月2
講義目的	<p>憲法において権利が保障されることの意義、権利の保障にかかわる基本的な概念の意味と用法、主要な判例の概要を理解するとともに、権利にかかわる解釈論を展開する第一歩とする。判例等を素材として、受講者への質問も行いながら授業を進めていく。まずは信教の自由、表現の自由、財産権、生存権、選挙権、幸福追求権、平等といった個別の権利規定について扱い、つぎに、外国人・法人・未成年者の人権、特殊な法律関係、私人間効力など、憲法で保障された権利に共通する諸問題について扱う。</p>
各回の授業内容	<p>1. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明 日本国憲法において保障されている権利の分類にふれたうえで、権利の制約の合憲性についてどのような点に注意して論じればよいのか、人権と「公共の福祉」をめぐる議論を検討しながら、確認する。</p> <p>2. 思想・良心の自由／信教の自由と政教分離 思想・良心の自由の内容、信教の自由の制約例とその合憲性判断のあり方、政教分離と目的効果基準の順に扱う。最高裁判例としては、君が代伴奏職務命令拒否事件、オウム真理教解散請求事件、津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、砂川政教分離訴訟を取り上げる。</p> <p>3. 表現の自由 その1 「表現の自由の優越的地位」の理論とともに、表現の自由の制約が合憲か否か判断する際の手法として提唱されてきたものを概観する。後半は、表現内容規制を扱う。最高裁判例としては、チャタレー事件、悪徳の栄え事件、四畳半襖の下張り事件、米供出拒否煽動事件、破防法事件を取り上げる。</p> <p>4. 表現の自由 その2 前半は表現内容中立規制について、後半は検閲と事前抑制の問題について扱う。名誉権保護と表現の自由との調整の事例も取り上げる。最高裁判例としては、税関検査事件、北方ジャーナル事件、夕刊和歌山時事事件、月刊ペン</p>

事件を取り上げる。

5. 表現の自由 その3

前半は表現の受け手の自由に関わる問題を、後半は取材の自由の憲法上の意義とその制約の合憲性について検討する。最高裁判例としては、岐阜県青少年保護条例事件、よど号新聞記事墨塗り事件、西山記者事件、博多駅事件、NHK記者証言拒否事件、法廷メモ訴訟などを取り上げる。

6. 表現の自由（その4）／学問の自由

前半はとくに放送メディアと印刷メディアの違いについて、放送法などの条文も視野に入れながら確認するとともに、アクセス権について検討する。後半は、学問の自由の3つの内容と大学の自治を扱う。最高裁判例としては、主にサンケイ新聞事件を取り上げる。

7. 集会・結社の自由／労働基本権

前半は集会の自由及び結社の自由の内容とその制約例について検討する。後半は、労働基本権の内容と性格を確認するとともに、公務員の労働基本権に関する事例を検討する。最高裁判例としては、泉佐野市市民会館事件、全通東京中央郵便局事件、都教祖事件、全農林警職法事件、全通名古屋中央郵便局事件などを取り上げる。

8. 移動の自由／職業の自由／財産権（その1）

「規制目的二分論」についての議論もまじえながら、職業の自由と財産権の制約の合憲性判断のあり方を検討する。最高裁判例としては、小売市場事件、薬事法事件、酒類販売免許制事件、森林法事件、証券取引法事件などを取り上げる。

9. 財産権（その2）／生存権

前半は損失補償の概要を確認する。後半は、自由権と異なる生存権の法的性格、生存権に関わる事件における憲法の用い方を考える。最高裁判例としては、奈良県ため池条例事件、河川附近地制限令事件、朝日訴訟、堀木訴訟を取り上げる。

10. 選挙権

選挙権・被選挙権の内容と性質、選挙権保障と投票機会の保障について検討し、さらに、選挙権における平等、国会議員選挙における「一票の格差」を扱う。最高裁判例としては、在外邦人選挙権訴訟、衆議院議員及び参議院議員について「一票の格差」を扱う諸事例を取り上げる。

11. 幸福追求権

前半は、幸福追求権の法的性質、人権体系上の位置、保障範囲などについて扱う。後半は、プライバシーの権利など幸福追求権から導かれる権利の見取り図を示す。最高裁判例としては、京都府学連事件、在監者喫煙事件、指紋押捺拒否事件、前科照会事件、住基ネット事件などを取り上げる。

12. 法の下での平等

「法の下での平等」の意味、平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれるとともに、平等原則違反が問題となった分野ごとの検討を行う。最高裁判例としては、尊属殺に関する事件、民法900条4号但書前段の合憲性に関する事件、堀木訴訟、国籍法に関する事件などを取り上げる。

13. 外国人の人権

外国人の人権享有主体性について通説判例の立場であるとされる性質説を前提に、公権力と外国人が対峙する事例を素材にして、「権利の性質に応じた」検討をする。最高裁判例としては、東京都管理職選考受験拒否事件、マククリーン事件、再入国拒否事件、塩見訴訟などを取り上げる。

14. 未成年者の人権／教育と人権

パートナーリズムについて確認し、未成年者の人権制約の合憲性をどのように判断したらよいかを考える。さらに、学校教育の位置付けとそれをめぐるさまざまな主体の権利・権限について検討する。最高裁判例としては、岐阜県青少年保護条例事件、旭川学力テスト事件などを取り上げる。

15. 法人と人権／特殊な法律関係

前半は、法人の人権享有主体性及び団体とその構成員の人権の問題を扱う。後半は、特殊な法律関係（かつての「特別権力関係」）について扱う。最高裁判例としては、八幡製鉄政治献金事件、南九州税理士会事件、よど号新聞記事墨塗り事件、猿払事件を取り上げる。

16. 人権の私人間効力

人権の私人間効力についての議論状況を確認したうえで、具体的事案に即した考察を行う。最高裁判例としては、三菱樹脂事件、昭和女子大事件、殉職自衛官合祀拒否訴訟などを取り上げる。

成績評価方法・基準	<p>開講期間中に行う小テスト2回(各20点,計40点)と期末試験(60点)によって評価する。正当な理由なく欠席した場合には減点する。正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は,期末試験の受験を認めない。2回の小テストには,西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。この科目の再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>前期と同様,あらかじめこちらで指定する資料や基本的な文献,判例をきちんと読んで予習をして講義に臨むこと,自分の力で議論を整理することが肝要である。前期と異なり,単なる知識だけではなく,それを人権制約に関する解釈論として展開することが求められる。判例学習にあたっては,結論だけを覚えて満足するのではなく,論理展開を理解できるよう,後掲教科書に掲載されている判例の文章を通読するよう心がけること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書:①渋谷秀樹=赤坂正浩『憲法2統治 第4版』(有斐閣,2010),②渋谷秀樹=赤坂正浩『憲法1人権 第4版』(有斐閣,2010),③戸松秀典=初宿正典『憲法判例 第6版』(有斐閣,2010)</p> <p>参考書:とくに,芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法第5版』(岩波書店,2011春刊行予定),佐藤幸治『憲法[第三版]』(青林書院,1995),高橋和之『立憲主義と日本国憲法第2版』(有斐閣,2010),高橋和之他編『憲法判例百選I・II[第五版]』(有斐閣,2007)。その他に,辻村みよ子『憲法第3版』(2008,日本評論社),松井茂記『日本国憲法第3版』(有斐閣,2007),野中俊彦他『憲法I第4版』(有斐閣,2006),同『憲法II第4版』(有斐閣,2006),長谷部恭男『憲法第4版』(新世社,2008),浦部法穂『憲法学教室全訂第2版』(日本評論社,2006),大石眞『憲法講義I[第2版]』(有斐閣,2009),同『憲法講義II[第2版]』(有斐閣,2011春刊行予定),渋谷秀樹『憲法』(有斐閣,2007)など。</p>
履修条件	<p>前期「統治の基本構造」を受講し単位を修得していないと,理解は難しい。</p>

3. 法と行政活動

授業科目名 (カナ)	法と行政活動 (ホウトギョウセイカツドウ)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金3
講義目的	<p>いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は、解釈の誤り、裁量の誤りを指摘することが中心となる(事実の誤認や違憲主張など他にももちろんありうる)。事実を、法規範に照らし当てはめるという作業に、適確な解釈や裁量統制判断が取ることにより、国民の権利利益の適切な救済、行政活動の法の趣旨に則した適正化を図ることができる。具体的事案において、法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにするを目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 はじめに (1) 【主要項目】行政法とは、行政法の役割と特質、行政法における多様な法律関係 【主要判例】「農地買収処分と民法177条(百選I-8)」 「租税滞納処分と民法177条(百選I-9)」</p> <p>第2回 はじめに (2) 【主要項目】現代行政法における公法と私法、【主要判例】「建築基準法65条と民法234条(百選I-7)」 「国に対する損害賠償請求と消滅時効(百選I-28、35)」</p> <p>第3回 行政立法と条例 (1) (CB第1章) 【主要項目】法規命令、委任命令、執行命令、行政規則、行政規則の外部化現象 【主要判例】「1-5 サーベル登録拒否事件」「1-6 幼児接見不許可事件」「1-7 児童扶養手当打切事件」「1-1 墓地埋葬通達事件」</p> <p>第4回 行政立法と条例 (2) (CB第1章) 【主要項目】法律と条例の関係 【主要判例】「1-2 徳島市公安条例事件」「1-3 飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件(神戸地判平成9・4・28)」 「伊丹市教育環境保全条例事件(神戸地判平成5・1・25)」</p> <p>第5回 行政処分 (1) (CB第2章) 【主要項目】行政行為の意義、種類、効力、無効な行政行為 【主要判例】「2-2 山林所得課税事件」「2-3 譲渡所得課税無効事</p>

件」

第6回 行政処分（2）（CB第2章）

【主要項目】 行政行為の取消しと撤回 【主要判例】 「2-1 秋田県本荘町・農地買収令書職権取消事件」「2-4 菊田医師郵政保護医指定撤回事件」「2-6 パチンコ屋名義貸し事件」

第7回 行政手続（CB第3章）

【主要項目】 行政手続法制定前、行政手続法、理由付記、手続的瑕疵の法的効果（行政処分の適法性に及ぼす影響） 【主要判例】 「3-1 個人タクシー事件」「3-7 成田新法事件」「3-2 大分税務署法人税増額更正事件」「3-6 旅券発給拒否処分の理由付記」「3-3 群馬中央バス事件」「3-4 群馬中央バス事件」「3-4 ニコニコタクシー事件」「3-8 医師国家試験受験資格認定事件」

第8回 行政裁量（1）（CB第4章）

【主要項目】 行政裁量の観念と区別、裁量権の逸脱・濫用の審査、
【主要判例】 「4-2 神戸全税関事件」「4-4 マクリーン事件」「4-6 エホバの証人剣道実技拒否事件」

第9回 行政裁量（2）（CB第4章）

【主要項目】 裁量審査の実際、判断過程審査 【主要判例】 「4-1 日光太郎杉事件」「4-5 伊方原発訴訟」「4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件」

【第4回—第8回を範囲に中間試験実施】

第10回 行政指導（CB第5章）

【主要項目】 行政指導の意義と種類、違法性、法的規制 【主要判例】 「5-1 中野区特殊車両通行認定事件」「5-2 品川マンション事件」「5-4 武蔵野市教育施設負担金事件」

第11回 行政調査（CB第6章）

【主要項目】 行政調査の意義・法的性格、法的規制、刑事責任との関係 【主要判例】 「6-3 所持品検査事件」「6-1 川崎民商事件」「6-2 荒川民商事件」「6-5 今治税務署職員税務調査資料流用事件」

第12回 行政の実効性確保（CB第7章）

【主要項目】 行政上の強制執行、代執行、その他の強制執行、行政罰、その他の実効性確保手法 【主要判例】 「7-4 宝塚市パチンコ店建築中止命令事件」「7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「7-2 交通反則金納付通告取消訴訟」「7-3 福岡県志免町給水拒否事件」

第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性（CB第8章）

	<p>【主要項目】個別法制度のしくみ、法の適用・解釈、法の趣旨・目的</p> <p>【主要判例】「8-1 パチンコ店営業許可取消事件」「8-2 ストロングライフ事件」「8-4 日工展ココム訴訟」</p> <p>第14回 憲法原則と一般的法原則（CB第9章）</p> <p>【主要項目】法律による行政の原理、憲法原則、平等原則、比例原則、信義則 【主要判例】「9-2 飲酒運転一斉検問事件」「9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「9-1 文化学院非課税通知事件」「9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件」「9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件」</p> <p>第15回 情報公開と個人情報保護</p> <p>【主要項目】不開示事由、個人情報保護 【主要判例】「10-2 大阪府知事交際費公開請求事件」「10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「10-6 大田区指導要録公開請求事件」「10-7 京都市レセプト訂正請求事件」</p> <p>【全範囲を対象に（中間試験の範囲を除かないで）期末試験実施】</p>
成績評価方法・基準	<p>成績評価：</p> <p>定期試験 70点（短答式、語句記入式、事例論述式、を予定）</p> <p>中間試験 15点（短答式、語句記入式、簡潔に説明を求めるもの、を予定）</p> <p>平常点 15点（質疑応答等の所作を通じ、目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は、公欠相当以外の欠席を2点減点、同じく5分程度以上の遅刻・途中退室を1点減点、とします。）</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>*中間試験は第4-8回目までの内容につき実施。時間は20分程度（昼休みに設定する可能性もある）。期末試験は全範囲（中間試験範囲は除かない）。試験は「授業で話したことの知識の確認」とどまらず、それを実際の事案で「使えるか」どうかも含めて作問する。</p> <p>*試験の平均点が60%に達しない場合を目処に、問題の難度・採点方法に鑑み調整することがある。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>各回の授業の構成は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的事項の解説 ② C B 【重要判例】の概要および判旨の推論の確認 ③ 問題〔CB【設問】から指定するものも含め〕の検討、となる。 <p>予習として、①当該回に対応する基本書該当箇所を読む、②当該回で扱うC Bの判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる）、③各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要。ちなみに、レジュメはあくまで「私＝他人」の講義ノート。これを利用するにせよしないにせよ、各自が「自分」のノートを作成するのは必須。経験上、これらの毎週の積み重ねができるかどうか分かれ道になるように感じる。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>共通の教材：高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010） 行政判例百選 I〔第5版〕（有斐閣、2006）</p> <p>基本書： 受講者が将来、行政にかかわる事件も担当することを考えれば ★塩野宏『行政法 I〔第5版〕』（有斐閣、2009年）を読めるだけの力は必要だと思います。 いきなり無理だと思われる受講者は、 ★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009年） ★曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年） ★稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法』（有斐閣、2007年）、などは使いやすいと思います。 ほかに、 ★宇賀克也『行政法概説 I〔第3版〕』（有斐閣、2009年）は、情報量も多く塩野 I 解説にも有益。 ★芝池義一『行政法読本』（有斐閣、2009年）は、高度な内容を簡潔に平易に説明した出色の出来。</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

4. 行政救済法（2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ（司法審査論）』）

授業科目名（カナ）	行政救済法（ギョウセイキウサイホウ）（2011・2010年度入学生） 公法演習Ⅰ（司法審査論）（コウホウエンシュウイチ（シホウシンサロン））（2009年度以前入学生）
担当教員名（カナ）	石森 久広（イシモリ ヒサヒロ）
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間（後期）	木3
講義目的	<p>「民事法においては、民事の裁判所に訴えることは自明であるので、権利の実現手段について触れる必要はない、しかし、公法の事例においては、そもそも訴訟を提起できるのか、またどの裁判管轄になるのかが問題となる」（高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕はしがきに引用するGunter Schwerdtfeger, Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung, 13. Aufl., 2007, S. 1）。これが、ドイツの大学で「公法的事例演習に対して逃げ腰になり、司法試験間近になってもなお、特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。</p> <p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて、「法と行政活動」で修得した違法性（適法性）の主張が可能になる。この授業では、受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。</p>
各回ごとの授業内容	<p>第1回 行政上の救済手続 【主要項目】 行政不服申立て、行政審判、苦情処理、行政事件訴訟</p> <p>第2回 取消訴訟の対象（1）</p> <p>第3回 取消訴訟の対象（2） 【主要項目】 公権力の行使、行政機関相互の関係、法的な効果を有しない行為、一般的抽象的な法的効果、給付拒否決定</p> <p>第4回 原告適格（1）</p> <p>第5回 原告適格（2） 【主要項目】 法律上の手がかかり、被侵害利益の性質、考慮事項の法定、違法の主張の制限</p> <p>第6回 訴えの客観的利益 【主要項目】 時間の経過、工事等の完了、行政処分取消し・変更、法令の廃止・改正</p>

【第2回～第6回を範囲に中間試験を実施】

第7回 取消訴訟の審理・判決（1）

第8回 取消訴訟の審理・判決（2）

【主要項目】 行政事件訴訟法の規定に即した取消訴訟の審理、判決の効力に関する検討

第9回 その他の抗告訴訟（1）

第10回 その他の抗告訴訟（2）・抗告訴訟以外の行政訴訟

【主要項目】 無効確認訴訟、不作為の確認訴訟及び義務付け訴訟、取消訴訟の排他的管轄との関係、民事訴訟・当事者訴訟との関係、正式の法定抗告訴訟となった義務付け訴訟の要件、差止訴訟及び当事者訴訟

第11回 仮の救済

【主要項目】 執行停止、義務付け、仮の差止め

第12回 国家賠償法1条（1）

【主要項目】 成立の経緯と意義、1条責任の本質、「公権力の行使」、「公務員」「職務を行うについて」

第13回 国家賠償法1条（2）

【主要項目】 「故意又は過失によって違法に」、結果行為説、職務行為基準説、違法性一元説、違法性相対説、消極的裁量濫用論

第14回 国家賠償法2条・その他

【主要項目】 公の営造物、設置又は管理の瑕疵、無過失責任、通常有すべき安全性、客観説、自然公物、是認しうる安全性

第15回 損失補償

【主要項目】 適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件

【全範囲を対象に（中間試験の範囲も除かないで）期末試験実施】

<p>成績評価方法・基準</p>	<p>成績評価：</p> <p>定期試験 70点（短答式、語句記入式、事例論述式、を予定）</p> <p>中間試験 15点（短答式、語句記入式、簡潔に説明をを求めるもの、を予定）</p> <p>平常点 15点（質疑応答等の所作を通じ、目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は、公欠相当以外の欠席を2点減点、同じく5分程度以上の遅刻・途中退室を1点減点、とします。）</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>*中間試験は第2－6回目までの内容につき実施。時間は15分程度（昼休み等に設定する可能性もある）。期末試験は全範囲（中間試験範囲も除かない）。試験は「授業で話したことの知識の確認」ととどまらず、それを実際の事案で「使えるか」どうかも含めて作問する。</p> <p>*試験の平均点が60%に達しない場合を目処に、問題の難度・採点方法に鑑み調整することがある。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>各回の授業の構成は、</p> <p>①基本的事項の解説</p> <p>②CB【重要判例】の概要および判旨の推論の確認</p> <p>③問題〔CB【設問】から指定するものも含め〕の検討、となる。</p> <p>予習として、①当該回に対応する基本書該当箇所を読む、②当該回で扱うCBの判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる）、③各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要。ちなみに、レジュメはあくまで「私＝他人」の講義ノート。これを利用するにせよしないにせよ、各自が「自分」のノートを作成するのは必須。経験上、これらの毎週の積み重ねができるかどうか分かれ道になるように感じる。</p>

教科書・参考文献	<p>共通の教材：</p> <ul style="list-style-type: none"> ★高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010） ★行政判例百選Ⅱ〔第5版〕（有斐閣、2006） <p>基本書：</p> <p>受講者が将来、行政にかかわる事件も担当することを考えれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ★塩野宏『行政法Ⅱ〔第4版〕』（有斐閣、2005年）を読めるだけの力は必要だと思います。 <p>いきなり無理だと思われる受講者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009年） ★曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年） ★稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法』（有斐閣、2007年）、などは使いやすいと思います。 <p>ほかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、2009年）は、情報量も多く塩野Ⅱ解説にも有益。 ★芝池義一『行政法読本』（有斐閣、2009年）は、高度な内容を簡潔に平易に説明した出色の出来。
履修条件	「法と行政活動」の履修。

5. 公法演習 I (2009年度以前の入学生は『公法演習 II(人権と違憲審査)』)

授業科目名 (カナ)	公法演習 I (1) (2) (コウハウエンシュウイチ) (2010年度入学生) 公法演習 II(人権と違憲審査)(1) (2) (コウハウエンシュウニ (ジンケン ントイケンシンサ)) (2009年度以前入学生)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ) 石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1)木1、(2)木3
講義目的	憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより、基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに、当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかを検討する。当事者としての主張の検討に際しては、「双方向的な授業」にとどまらず受講者同士の議論がなされることを期待している。
各回ごとの授業内容	第1回目の授業において進行の仕方などを確認した後、第2回から憲法の事例と行政法的事例を交互に1週間おきに各7回、計14回扱っていく。憲法の週は後記テキスト『憲法事例演習教材』第1部から7つを選んで扱う。行政法の週は、後記テキスト『行政法事例演習教材』の「LEVEL I 行政法総論」・「LEVEL II 行政救済法」を用いて7つの事例を扱う。授業は毎回、担当者2人が共同して行う。 授業の前半は、テキストに用意されている設問に対して受講者に解答を求めるなどして、各事例を考える際に参考になる最高裁判例や学説について確認する時間とする。授業の後半には、各事例についてこちらで用意した設問（当事者としての主張を求める）に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい、これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は各担当者による説明を端緒として、受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと、他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。

成績評価方法・基準	<p>担当者としての書面について 20点 出席などを含めた平常点（出席，予習状況，発言などを加味する） 30点 学期末の期末試験 50点 以上の合計100点として評価する。正当な理由なく欠席した場合は平常点を減点する。正当な理由なく6回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。期末試験の再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各授業において扱う事例について，書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも，自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。テキストに用意されている設問について考えてくることも，知識の確認をしつつ思考力を養うために，必要である。</p>
教科書・参考文献	<p>テキストとして，渋谷秀樹他『憲法事例演習教材』（有斐閣，2009年），高木光他『行政法事例演習教材』（有斐閣，2009年）を用いる。参考書の詳細は開講時に指示する。</p>
履修条件	<p>2年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>

78. 公法演習Ⅱ（2009年度以前の入学生は『公法事例研究』）

授業科目名（カナ）	公法演習Ⅱ （ コウホウエンシュウニ ）（2010年度入学生） 公法事例研究 （ コウホウジレイケンキュウ ）（2009年度以前入学生）
担当教員名（カナ）	横田 守弘 （ ヨコタ モリヒロ ） 石森 久広 （ イシモリ ヒサヒロ ） 吉田 知弘 （ ヨシダ トモヒロ ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（後期）	金5
講義目的	この科目は、憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして、当事者としてどのような主張をするか、深く検討することを目的とする。前期「公法演習Ⅰ」をさらに深化させるものという位置づけになる。
各回の授業内容	憲法に関する事例としては、後記テキスト『憲法事例演習教材』の主として「第Ⅱ部」を扱う。行政法に関する事例としては、後記テキスト『行政法事例演習教材』の主として「LEVELⅢ判例分析」を扱う。毎回指定された担当者が各事例について答案を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。授業後、担当者は授業での議論も参考にして、担当事例についての当事者主張を書き直して提出することになる。毎回担当教員3名が共同で授業を行うが、扱う事例は憲法と行政法を交互に1週間おきに扱っていく。詳細は開講時に改めて説明する。
成績評価方法・基準	担当者としての授業前の文章提出および授業後の文章提出 憲法30点、行政法30点の合計60点 平常点（出席状況と議論参加状況）40点 正当な理由のない欠席や、明らかに予習していない場合には減点する。 定期試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。 正当な理由なく6回以上欠席した者は、成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また、開講期間中に正当な理由のない欠席が6回に達した者は、その時点で受講意思なきものとみなす。

準備学習等についての具体的な指示	当然のことだが、担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるとい う主体性が必要である。予習せずにただ1時間半座っていて何かを教えてもら おうと思っても、無駄な時間を過ごすだけであるし、予習をして臨んでいる受 講者の迷惑になるだろう。
教科書・参考文献	渋谷秀樹他『憲法事例演習教材』（有斐閣，2009年），高木光・高橋滋・人見 剛『行政法事例演習教材』（有斐閣，2009年）
履修条件	3年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得している こと

79. 憲法訴訟論（2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』）

授業科目名（カナ）	憲法訴訟論（ケンポウソウショウロン）（2010年度入学生） 憲法判例研究（ケンポウハンレイケンキュウ）（2009年度以前入学生）
担当教員名（カナ）	横田 守弘（ヨコタ モリヒロ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	金2
講義目的	司法権の意義や司法権の限界，日本国憲法における違憲審査性の性格，そしていわゆる憲法訴訟論について，本本的な理解ができるとともに，教科書的な知識を具体的な事例のなかに位置づけることを目的とする。司法権論や憲法訴訟論は，訴訟法をはじめとする憲法以外の各法分野を学んだ後に学習すると理解が深まる。2年次後期に行政事件訴訟法について学んだ後であるから，より効果的な学習が期待できると思われる。
各回の授業内容	<p>1. 違憲審査制の諸類型(1) この科目の進め方のアウトラインを説明した後に，従来日本において違憲審査制の諸類型を議論する際に参照されてきた各国のなかから，付随的違憲審査制とされるアメリカの違憲審査の仕組みについて，概観する。</p> <p>2. 違憲審査制の諸類型(2) 前回とは異なり，抽象的違憲審査制とされてきたドイツと，政治機関による違憲審査とされてきたフランスの違憲審査の仕組みについて概観する。</p> <p>3. 付随的違憲審査制 日本国憲法が付随的違憲審査制を採用しているといわれることの意味について，「一定の抽象的違憲審査の導入は可能である」という主張をふくめて検討する。</p> <p>4. 「法律上の争訟」と客観訴訟 憲法76条1項の「司法権」，裁判所法3条の「法律上の争訟」の概念を再度把握したうえで，行政主体間における訴訟や行政主体が私人を相手に提起する訴訟，客観訴訟と「法律上の争訟」との関係，客観訴訟における違憲審査の位置付けについて考察する。</p> <p>5. 裁判を受ける権利と裁判の公開 裁判を受ける権利の内容や法的性格について把握した上で，対審手続や裁</p>

判の公開との関係で、非訟事件、過料を科す手続、裁判官の分限事件と司法権との関係をどのように考えたらよいか検討する。

6. 司法権の限界(1)

いわゆる統治行為の理論について、砂川事件、苫米地事件などの各最高裁判決を素材にして理解を深めることを目指す。議院の自律権にかかわる事例についても取り上げる。

7. 司法権の限界(2)

裁判所法3条の「法律上の争訟」に該当するか否かが問題となる事例群として、「部分社会論」としてくくられるものを検討する。

8. 違憲審査の対象

主として立法の不作为により憲法上の権利が侵害されている場合の救済のあり方について、立法の不作为の違憲確認訴訟や国家賠償請求訴訟に関する問題を検討する。

9. 違憲審査の基準

従来人権論の領域において大きな影響力を持ってきた「違憲審査の基準」について、「二重の基準」論も含めて総括的に振り返るとともに、違憲審査基準論に対する最近の批判を紹介し、違憲審査基準論の意義について再検討する。

10. 憲法判断回避／合憲限定解釈

恵庭事件札幌地裁判決などを素材にして、憲法判断回避の準則について検討する。また、福岡県青少年保護条例事件最高裁判決や都教組事件最高裁判決などを素材にして、合憲限定解釈の手法の有効性について検討する。

11. 違憲主張の適格

第三者の憲法上の権利を主張する適格と過度の広汎性の法理などについて考察する。素材としては、第三者所有物没収事件最高裁判決や表現の自由に関する諸事例を取り上げる。

12. 違憲判断の方法(1)

適用違憲と法令違憲のそれぞれの手法の意味について、最近の議論もふまえて、具体的事例を素材にして検討する。

13. 違憲判断の方法(2)

	<p>前回の授業に引き続き、とくに適用違憲、さらには処分違憲について考えるために、具体的事例を検討する。</p> <p>14. 憲法判断の効果／憲法判例とその変更 いわゆる違憲判決の効力について、学説の対立や実例も交えながら、検討する。また、憲法判例の意義、憲法判例の法源性、憲法判例の拘束力についてのさまざまな考え方を確認する。</p> <p>15. 憲法判断と当事者の救済 国籍法の規定を違憲とした最高裁判決の事案などを例にとり、法令を違憲とすることと当事者の救済との関係について考える。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験70点，レポート30点，合計100点として評価する。正当な理由なく欠席した場合は，1点減点する。正当な理由なく6回以上欠席した場合は，期末試験の受験を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>授業内容は毎回事前にTKC教育支援システムに掲載されるので、指示に従って予習をしていくことが求められる。司法権と憲法訴訟に関して、各自が持っている基本書などを並行して学習すること。授業において最高裁判例などを詳しく扱う場合はもちろんのこと、そうでない場合も、主要な最高裁判例を事案とともに常に読み返して確認しておくことが大切である。</p>
教科書・参考文献	<p>特定の教科書は指定しない。参考書としては、「統治の基本構造」と「基本的人権の基礎」の参考文献欄に掲げたものの他に、以下のものがある。初宿正典他『憲法 Cases and Materials 憲法訴訟』（有斐閣，2007年），戸松秀典『憲法訴訟第2版』（有斐閣，2008年），樋口陽一他『注解法律学全集4 憲法IV』（青林書院，2004年），新正幸『憲法訴訟論 [第2版]』（信山社，2010年），小山剛『「憲法上の権利」の作法』（尚学社，2009年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』（日本評論社，2011年）など</p>
履修条件	<p>3年生に限定する。</p>

6. 民法 I (総則・物権法) (2009年度以前の入学生は『民法 I (総則・物権)』)

授業科目名 (カナ)	民法 I (総則・物権法) (ミンポウイチ (ソウソク・ブッケンホウ)) (2011・2010年度入学生) 民法 I (総則・物権) (ミンポウイチ (ソウソク・ブッケン)) (2009年度以前入学生)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)、西郷雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (前期)	火 1、木 2
講義目的	<p>この授業は、民法総則と物権法(担保物権法を除く)の領域について、理論的基礎に裏付けられた体系的知識と基本的な問題解決能力を修得させることを目的としている。すなわち、単なる断片的な知識ではなく、相互に有機的に結びついて全体としてひとつの体系的なまとまりを有するような知識を修得させることと、具体的な法律問題に法規定を当てはめて妥当な解決を導く基本的能力を修得させるのが、この講義の目的である。</p> <p>民法典第一編「総則」には、民法のみならず私法全般に適用される汎用性の高い、しかも、基本理念に直結した規定が多く含まれている。他方、実際の作用の点では、契約法や不法行為法、物権法等のより具体的な規範を前提として、それを補完する役割にとどまることが多い。民法総則を学ぶにあたっては、一方において、私法関係の基礎をなしている物の考え方や制度についてしっかり理解し修得するとともに、他方では、具体的な問題の解決に総則の規定がどのように適用され機能しているのかについても十分把握するよう努めてほしい。</p> <p>民法典第二編「物権」には、われわれの社会生活の中で最も代表的な財貨である「物」に対する支配の関係を定めたルールが配置されている。この講義では、その中の担保物権法以外を取り扱う。物に対する支配がどのような権利として認められているのか、その帰属や変動関係はどのようにして決定されるのか等が主な内容となる。</p> <p>なお、民法の他の領域と同じく、この領域でも重要な特別法が少なくない。民法典の規定との関係に留意しながら、それらについても体系的知識の一部としてしっかり修得してほしい。</p> <p>この授業は、研究者教員である多田による講義を中心に進行するが、実務家教員の西郷が共同担当者として加わり、授業に出席して(火曜日 1 限目のみ)、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>1 【はじめに】</p> <p>【民法はどのような法規範か】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 私法の一般法（実質的意義の民法） 二 民法の基本理念 三 民法典（形式的意義の民法） <p>【私法上の権利義務主体(自然人) その1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 権利能力 <ul style="list-style-type: none"> △ 胎児の取り扱い <p>2 二 失踪宣告</p> <p>意義、要件、効果、宣告の取消</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 失踪宣告取消の効果 <p>※ 「△」は、重要な論点であることを示している。以下、同じ。</p> <p>3 【契約の成立と効力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法律行為、意思表示 二 契約の成立要件と有効要件 <p>【契約(法律行為)の効力を左右するもの 一その1 主体的要因一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意思能力、行為能力 二 制限能力者 <ul style="list-style-type: none"> 未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人 三 相手方の利益への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 相手方の催告権、 △ 制限能力者の詐術 <p>4 【契約(法律行為)の効力を左右するもの 一その2 内容的要因一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般的有効要件 <ul style="list-style-type: none"> 確定性、実現可能性、適法性、公序良俗 △ 取締法規違反の法律行為の効力 二 公序良俗違反の内容について <p>5 【取消、追認・追認拒絶】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消、追認・追認拒絶 ここまでの補足・検討
----------------	--

6 **【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その3 意思表示過程の問題—】**

一 心裡留保

△ 善意の第三者との関係

二 通謀虚偽表示

94条2項

△ 無過失の要否

△ 第三者の範囲

7 三 錯誤

錯誤概念と錯誤の態様

錯誤による意思表示の取り扱い

△ 錯誤無効の要件

認識可能性要件、無重過失要件と相手方の悪意、共通錯誤の取り扱い

8 △ だれが無効主張できるか

△ 動機の錯誤

9 四 詐欺・強迫による意思表示

△ 善意者保護の絶対的構成と相対的構成

△ 消費者契約法の規定

10 **【私権の種類と権利行使に関する一般的ルール】**

△ 人格権

公共の福祉、信義則、権利濫用禁止

△ 権利濫用の認定について

ここまでの補足・検討

11 **【代理】**

一 代理制度の意義と代理のメカニズム

△ 顕名主義と署名代理

△ 代理行為の瑕疵

12 △ 代理権の濫用

	<ul style="list-style-type: none"> 二 無権代理 <ul style="list-style-type: none"> 無権代理の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> △ 無権代理と相続
13	<ul style="list-style-type: none"> 三 表見代理 <ul style="list-style-type: none"> 表見代理の態様と要件 <ul style="list-style-type: none"> 信頼保護制度としての分析 <ul style="list-style-type: none"> △ 基本代理権（110条） △ 「信ずべき正当な理由」（110条）の内容
14	<ul style="list-style-type: none"> △ 法定代理と表見代理 △ 761条と表見代理 △ 表見代理規定の重複適用
15	<ul style="list-style-type: none"> 【法人制度】 <ul style="list-style-type: none"> 一 法人法について 二 法人の設立 <ul style="list-style-type: none"> △ 権利能力なき社団・財団
16	<ul style="list-style-type: none"> 三 法人の組織 四 法人の能力 <ul style="list-style-type: none"> △ 目的による能力の制限
17	<ul style="list-style-type: none"> 【時効】 <ul style="list-style-type: none"> 一 制度趣旨 二 消滅時効 <ul style="list-style-type: none"> △ 起算点—現実の行使の期待可能性を考慮すべきか— △ 除斥期間
18	<ul style="list-style-type: none"> 三 取得時効 四 時効の中断
19	<ul style="list-style-type: none"> 五 時効の停止 六 時効の効果 <ul style="list-style-type: none"> △ 時効援用の位置づけ △ 援用権の喪失

20 **【物権法序論】**

- 一 物権という権利について
- 二 物権の客体について
 - 動産・不動産、主物・従物、元物・果実
 - △ 海面下の土地所有権

21 三 物権法定主義

- △ 慣習法上の物権

【物権的請求権】

その1

22 物権的請求権 その2

【所有権】

- 一 総論
- 二 相隣関係
 - △ 通行権

23 三 共有

- ・ 態様
- ・ 共有物の使用・負担・管理・変更
- ・ 持分権の処分
- ・ 共有関係の解消
 - △ 裁判分割と全面的価格賠償

24 △ 区分所有法

- △ 入会権

25 **【占有権】**

- △ 相続と新権原
- △ 相続と占有の承継
- △ 占有訴権

	<p>26 【物権変動の仕組みと解釈論上の諸問題】</p> <p>一 意思主義／形式主義、物権行為の独自性・無因性 △ 所有権移転時期</p> <p>二 公示の原則／公信の原則、対抗要件主義 △ 「登記をしなければ、第三者に対抗することができない」の法的意味</p> <p>27 【民法177条の適用範囲】</p> <p>一 登記がなければ対抗できない物権変動 △ 取消と登記 △ 解除と登記 △ 時効と登記</p> <p>28 △ 相続と登記</p> <p>二 登記がなければ対抗できない第三者 △ 賃借人 △ 第三者の善意・悪意 背信的悪意者排除の法理</p> <p>29 【動産物権変動】</p> <p>一 引渡対抗要件主義 二 引渡の態様 三 動産即時取得制度 △ 占有改定と即時取得 △ 占有委託物・離脱物の区別的取り扱い</p> <p>30 【94条2項の類推適用法理について】</p>
--	---

成績評価方法・基準	<p>成績評価は、以下の①と②を総合的に評価して行う。</p> <p>①筆記試験の得点</p> <p>2回の中間試験と期末試験の計3回の筆記試験の結果による。上記各試験の筆記試験全体の得点に占める比重は、2：2：6とする（期末試験の試験範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期は、第一回目：5月初めもしくは半ば、第二回目：6月末を予定しているが、他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある。具体的な日時については、改めて事前に知らせる。</p> <p>②平常点</p> <p>出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。また、欠席が1/3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメに目を通しておくこと。授業では、レジメの「Q.」や「練習問題」あるいはあらかじめ指定する重要判例を素材として質疑応答を行う時間を持つ予定である。予習の一環として答えを自分なりに考えておくこと。</p> <p>レジメはTKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自が行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記支援システムの該当箇所を指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』（東大出版会）</p> <p>参考書 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ』（有斐閣）</p> <p>なお、参考文献については講義中に適宜指示する。</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

7. 民法Ⅱ(債権法総論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅱ(債権法総論) (ミンポウニ (サイケンソウロン)) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義目的	<p>債権総論について、重要な制度の基本枠組みを習得し、関連する判例の内容を理解することを通じて、各制度と具体的問題との相互関係の理解を深めること、ケースに裏付けられた体系的知識を身につけることを目的とする。</p> <p>授業では、主要項目のポイントを解説・確認したうえで、教科書に引用されている判例およびその後に出た重要判例の原文(予め配布する)を検討する。重点は後者に置く。判決文の検討を通じて、関連制度の理解、裁判の場における思考様式、推論・表現方法、判断(価値判断、法的評価、決定)の仕方など、法曹に必要とされる様々な能力の基本的な部分を理解し、身につけることができるようにする。</p> <p>判例重視の授業を行うので、教科書、参考書で解説されていることについては、その確認を行う程度にとどめる。判例検討の内容を理解し、関連質問に適切に答えるためには、教科書、参考書の該当部分や資料を予め読んで授業に臨むことが必要である。予習に際しては、教科書などに書かれていることの具体的な意味をよく考えて、自分の言葉で表現するとすればどういうことになるかという置き換え作業を並行して行ってもらいたい。</p>
各回の授業内容	<p>1. 財産法における債権法の位置づけなど</p> <p>民法財産法(総則、物権、債権)を概観し、債権法の位置づけを試みる。</p> <p>債権総則について基本的で重要な事項を解説し、関連判例によって、そのうちのいくつかの事項が実際の紛争事例でどのように活用されているかを示す。次に、民法典債権法の冒頭に定められている「債権の目的」(399条～411条)について検討を加える。</p> <p>2. 弁済による債権の実現1</p> <p>教科書に沿って、弁済のいわば要件部分の検討を行う。教科書(民法Ⅲ)33頁～72頁。</p> <p>3. 弁済による債権の実現2</p> <p>教科書に沿って、弁済の効果以下、「その他の債権消滅原因の終わりまで」を検討する。教科書(民法Ⅲ)72頁～108頁。</p> <p>4. 履行強制と債務不履行</p>

債権が債務者の任意の履行によって実現されない場合に対処する法制度を概観する。

5. 債務不履行の要件1

債務不履行の三類型(履行遅滞、履行不能、不完全履行)について検討し、本旨不履行という統一的要件との関係を考察する。

6. 債務不履行の要件2

前回に続き、債務不履行の三類型(履行遅滞、履行不能、不完全履行)について検討し、本旨不履行という統一的要件との関係を考察する。

7. 債務不履行の効果1

損害賠償について、基本的事項を検討する。

8. 債務不履行の効果2

損害賠償について、重要事項を検討する。

9. 債務不履行についてのまとめ

債務不履行の全体について、これまでに論じた事項の確認および補充を行う。

10. 金銭債権の履行確保・代物弁済・債権の財産性

教科書に沿って、金銭債権の履行確保に関する諸制度、代物弁済を論じ、債権の財産性という側面から、第三者による債権侵害を検討する。教科書(民法Ⅲ)177頁～200頁。

11. 債権譲渡

教科書に沿って、債権譲渡の章を検討する。教科書(民法Ⅲ)201頁～245頁。

12. 相殺

教科書に沿って、相殺の章を検討する。教科書(民法Ⅲ)247頁～272頁。

13. 責任財産の保全1(債権者代位権)

債務者の財産状態が悪化した段階で、債務者が第三者に対して有する権利を行使しない場合に、債権者が債務者に代位して債務者の財産を維持する制度としての債権者代位権を検討する。またその転用事例も検討する。教科書(民法Ⅲ)273頁～296頁。

14. 責任財産の保全2(債権者取消権)

債務者の財産状態が悪化した段階で、債務者の責任財産から逸出した財産を取り戻す制度としての債権者取消権を検討する。教科書(民法Ⅲ)296頁～331頁。

15. 保証・多数当事者の債権債務関係

債務の引き当てである責任財産の拡大(債務者が1人より2人の方が責任財産が多くなる)という意味での人的担保のうち、保証という形式での債務負担がされる場合について検討する。教科書(民法Ⅲ)333頁～365頁。

分割債権・債務を検討した後、債務の引き当てである責任財産の拡大という意味での人的担保として、連帯債務を検討し、不可分債権・債務の検討も行う。

	教科書(民法Ⅲ)367頁～381頁。
成績評価方法・基準	<p>中間試験(比重5割)および定期試験(比重5割)の結果による。ただし、期末試験は、授業に2/3以上出席していなければ受験することができない。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点。授業中の質疑応答の結果により総計で5点程度を上限に加点する。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>1 法学部卒業生ではない学生は、五十嵐清『私法入門』(有斐閣)を4月中に2、3回通読すること。それに加えて、潮見佳男『入門民法(全)』(有斐閣・2007年)を随時参照すること。また、教科書あるいは基本書をできるだけ早い段階で通読すること。基本書の通読は、卒業後に受験する本番の試験までに10回はすること。</p> <p>2 民法を少しは学んだという学生は、教科書あるいは自分が基本書と決めた本を、前期中に3回通読すること。本番の試験までには10回通読。</p> <p>3 いずれの場合にも、教科書などに引用されている参照条文を、その都度、六法を開いて読むこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権(第3版)』(東京大学出版会、2005年)。本書は、債権総論の金融法的側面と担保物権とを連結した解説になっている。債権総論は、金融法的な要素と、その他の生活場面で問題になる要素に分かれると考え、このような連結を試みたものである。</p> <p>参考書：北川善太郎『債権総論(第3版)』(有斐閣、2004年)、潮見佳男『債権総論Ⅰ、Ⅱ』(信山社、Ⅰ第2版2003年、Ⅱ第3版2005年)、中田博康『債権総論』(岩波書店、2008年)、松本恒雄・潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年)、奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)』(悠々社、2002年)</p>
履修条件	特になし

8. 民法Ⅲ(担保物権法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅲ (担保物権法) (ミンポウサン (タンポブッケンホウ))
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火 4
講義目的	<p>この授業は、民法の授業の一環として、担保物権法について、理論的基礎に裏付けられた体系的知識と基本的な問題解決能力を修得させることを目的としている。すなわち、民法の他の領域と同じく、単なる断片的な知識ではなく、相互に有機的に結びついて全体としてひとつの体系的なまとまりを有するような知識を修得させることと、及び、具体的な法律問題に法規定を当てはめて妥当な解決を導く基本的能力を修得させることが、この講義の目的である。</p> <p>債権担保の目的で他人の物の上に設定される支配権である担保物権については、「民法典第二編 物権」の第七章～第十章に規定されている。そのほかにも、担保物権に関する重要な特別法が多数存在しており、さらに、譲渡担保のように判例法によって認められてきた重要な担保制度も存在している。物権であっても、もっぱら債権回収の確保を目的とするために作られた制度であること、また、かなり技術的な内容が多く含まれていることなど、初学者にはとっつきにくくて学習が困難な要素が含まれているが、ぜひ頑張って内容をマスターしてほしい。</p>
各回の授業内容	<p>1. 【担保物権法序説】</p> <p>担保物権制度、担保物権の種類、担保物権の共通の性質</p> <p>【抵当権の意義・特徴】</p> <p>【抵当権の設定】</p> <p>一 抵当権設定契約</p> <p>△ 無効登記の流用</p> <p>※ △印は、重要な論点である異を意味している。以下、同じ。</p> <p>2. 二 被担保債権</p> <p>△ 無効な法律行為と抵当権の効力</p> <p>三 目的物</p>

【抵当権の効力】

一 目的物に関して

△ 抵当権の及ぶ範囲（付加物）

3. △ 分離物に対する追及力

二 物上代位

△ 買戻代金債権

4. △ 賃料債権

△ 転貸賃料債権

△ 物上代位のための差押えと相殺の抗弁

5. △ 物上代位のための差押えと敷金の充当

△ 物上代位のための差押えと債権譲渡

△ 物上代位のための差押えと一般債権者の差押え・転付命令

6. 三 抵当権侵害に対する救済

1 侵害の予防・除去

△ 明渡請求

2 損害賠償請求

四 法定地上権

1 趣旨

7. 2 成立要件

△ 建物の滅失と再築

△ 共同抵当の場合

△ 所有者の事後的変更

8. △ 目的物が共有の場合

3 成立時期・対抗要件

4 内容

五 抵当不動産の第三取得者の地位

1 代価弁済

	<p>2 抵当権消滅請求権</p> <p>9. 【抵当権の処分】 転抵当、譲渡・放棄、順位の変更</p> <p>【特殊な抵当権】 共同抵当 根抵当</p> <p>10. 【質権】 設定契約の要物性、種類、効力</p> <p>【留置権】 △ 物と債権との牽連性</p> <p>12. 【先取特権】 △ 動産売買先取特権と物上代位</p> <p>【非典型担保】</p> <p>一 譲渡担保</p> <p>1 設定</p> <p>2 法律構成</p> <p>3 効力</p> <p>△ 譲渡担保にもとづく物上代位 △ 第三者に処分がなされた場合</p> <p>13. 4 実行</p> <p>・清算 ・受戻権</p> <p>△ 譲渡担保権者による弁済期後の譲渡と受戻権 △ 受戻権の放棄と清算金請求</p> <p>14. 5 集合物・集合債権の譲渡担保</p> <p>二 仮登記担保</p> <p>15. 三 所有権留保、代理受領</p>
--	---

成績評価方法・基準	<p>成績評価は、以下の①と②を総合的に評価して行う。</p> <p>①筆記試験の得点 中間試験と期末試験の計2回の筆記試験の結果を評価する。それぞれが筆記試験全体の得点の中で占める割合は、4：6とする（期末試験の出題範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期については、6月中旬を予定しているが、他の科目との調整も必要なので、具体的な日時については、改めて事前に知らせる。</p> <p>②平常点 出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。なお、欠席が1／3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>①と②の比重は、8：2とする。</p> <p>①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメに目を通しておくこと。レジメはTKC教育支援システムを介して配信する。重要な論点については、主に判例を素材として、質疑応答をする予定である。その場合には、事前に上記のTKCのシステム上でその旨を知らせる。なお、レジメのまとまった項目の末尾に「練習問題」を付しているので、予習・復習に役立ててほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権」（東大出版会） 参考書 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ』（有斐閣） その他、授業中に参考文献について適宜指示する。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ（総則・物権）及び民法Ⅱ（債権総論・契約法）を履修済みか、並行して履修していること。</p>

9. 民法Ⅳ(債権法各論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅳ(債権法各論) (ミンポウ ヨン(サイケンホウカクロン)) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 松本 正文 (マツモト マサフミ)
配当年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	火3、金3
講義目的	<p>契約法および法定債権法(事務管理、不当利得、不法行為)の重要な制度の基本枠組みの習得および、それが判例の中でどのように機能しているかを理解することを通じて、各制度と具体的問題との相互関係の理解を深めることを目的とする。</p> <p>基本的発想の順序としては、具体的事実から出発して、そのどこに問題(法的紛争であるから法的問題であるが、最初の段階ではまずは事実的問題である。)があり、それを解決するためにはどの条文によればよいかという順序で考える必要がある。</p> <p>出発点である具体的事実とは、社会に存在する事実である。その中から法的な表現を施されたものが「事実」として登場してくるが、そのようにされるまでに何がしかの抽象化がなされている。どれだけ抽象化されているかという問題はあるものの、ともかくも事実とされているものを対象としてそこから思考を始める。その結果、問題点が浮かび上がってくるわけで、その法的処理を考えるのが、法解釈の一面であるし、法科大学院で学ぶにあたって重要な部分である。</p> <p>解説を理解し、授業中に随時行う質問に適切に答えるためには、教科書、参考書の該当部分や判例を予め読んで授業に臨むことが必要である。予習に際しては、理解した上で覚えることに加えて、当該制度がなぜそのようなになっているか、判決はなぜそのような結論になったのか、ほかによりよい解決方法はないのかなどの問題も考えてもらいたい。</p> <p>この授業は、研究者教員である和田による講義を中心に進行するが、実務家教員の瀬一瀬および松本が共同担当者として加わり、授業に出席して、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。</p>
各回の授業内容	<p>1. 契約法概論</p> <p>契約法の構造を概観した後、契約成立前の段階における法的問題、契約成立にかかわる法的問題を検討する。教科書(民法Ⅱ)1頁～45頁。</p>

2. 契約存続中の関係1

双務契約における二つの債務の関連(牽連性)について検討する。教科書(民法Ⅱ)45頁～75頁。

3. 契約存続中の関係2

双務契約における二つの債務の関連(牽連性)について、前回の続きの解説を行う。

4. 事情変更の原則、第三者のためにする契約、契約の終了、契約の解除1

事情変更の原則は、契約順守原則の例外法理である。なぜそのような制度が認められているのかを考える。契約は当事者間の約束であり、第三者に効力を及ぼすことのないのが原則であるが、第三者のためにする契約という制度がもうけられている。その制度趣旨の理解。契約の終了の1つの形態が解除による場合である。解除とはどういう制度であるかを学ぶ。

教科書(民法Ⅱ)44頁～108頁。

5. 契約の解除2

契約の解除の効果、特に遡及的消滅の意味を判例を見ながら検討する。遡及的に消滅させても、解除前には契約関係があったわけであるから、遡及効を及ぼしては不都合が生じる場合がある。解除の効果をどのように考えるべきであるかを考察する。

6. 売買1

売買契約の成立、売買の効力(特に瑕疵担保責任)について検討する。いわゆる瑕疵担保責任が契約責任であることを示し、法的処理の主要部分を解説する。教科書(民法Ⅱ)111頁～141頁。

7. 売買2

担保責任(瑕疵担保責任の続きおよびその他の担保責任)について検討する。教科書(民法Ⅱ)141頁～157頁。

8. 売買3

特殊の売買、買戻しについて検討し、売買ではないが、贈与の検討を行う。教科書(民法Ⅱ)157頁～170頁。

9. 賃貸借1

貸借型の契約である賃貸借を検討する。検討する際の視点は、民法の賃貸借規定によって問題をどこまで解決できるか、十分に解決できない場合があるとすればその原因は何か、借地借家法などの特別法が制定された理由は何かということである。教科書(民法Ⅱ)171頁～192頁を検討。

10. 賃貸借2

賃貸人・借借人の権利義務、賃借権の譲渡・目的物の転貸について検討する。借借人の保護が必要な場面にどのようなものがあるか。そのための法制度の内容理解。教科書(民法Ⅱ)193頁～226頁。

11. 賃貸借3

賃借人の第三者に対する関係、賃貸借の終了原因について検討する。賃借権の対抗とはどういう意味であるか、賃貸借の終了に際して賃借人の保護はどのようにして図られるかなどの検討。教科書(民法Ⅱ)226頁～248頁。

12. 消費貸借、消費者信用

貸借型の契約である消費貸借の基本的事項を検討し、関連する消費者取引について概観する。教科書(民法Ⅱ)249頁～266頁。

消費者信用に関連して、現在なお種々の問題を起こしている消費者取引の分野について、問題の基本パターンを検討する。

13. 雇用・請負

役務型契約である雇用を検討し、同じく役務型契約として重要な請負について、基本的事項、次いで建築請負に関連する重要問題を検討する。教科書(民法Ⅱ)267頁～289頁。

14. 委任・寄託

役務型契約である委任は、事務処理契約であるが、その当事者の権利義務について基本的事項を検討し、医療契約を例に問題を具体的に検討する。次いで、寄託について検討する。教科書(民法Ⅱ)289頁～308頁。

15. 組合、和解

組合は団体型とでもいうべき契約である。その基本的事項を検討する。和解は、民事紛争の自主的な解決方法であるといえる。基本的事項の検討に加え、紛争解決機能について検討する。教科書(民法Ⅱ)309頁～319頁。

16. 不法行為法序論

不法行為制度の目的と機能、構造について解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)323頁～333頁。

17. 一般的不法行為の要件1

故意・過失要件、責任能力について検討する。特に過失の客観化はなぜ生じたのか、それに伴い解決された問題は何か、また他方で、未解決の問題は何かを考える。教科書(内田・民法Ⅱ)335頁～356頁、398頁～404頁。

18. 一般的不法行為の要件2

権利侵害要件、違法性阻却事由について検討する。権利侵害要件は、判例・学説がその拡大を論じ、最近の改正で部分的に追加が施された要件である(権利・法益侵害)。その経緯を解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)356頁～382頁、405頁～410頁。

19. 一般的不法行為の要件3

損害および因果関係について検討する。両要件とも、必ずしも明確な表現で規定することができない要件である。その内容理解について解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)382頁～398頁。

20. 一般的不法行為の効果1

損害とその金銭的評価について検討する。差額説の前提は何か。人身損害について差額説は妥当するか、損害事実説とは何かなどの検討。教科書(内田・民法Ⅱ)411頁～426頁。

21. 一般的不法行為の効果2

損害賠償の範囲、賠償額の減額調整について検討する。損害賠償の範囲について、判例のいう相当因果関係はどういう機能を果たしてきたかをできる限り明確にする。過失相殺の使われ方を解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)427頁～455頁。

22. 一般的不法行為の効果3

損害賠償請求権者、損害賠償請求権の消滅時効、差止請求について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)455頁～479頁。

23. 特殊の不法行為1

被用者が第三者に不法行為をしたときにその使用者が負う使用者責任について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)481頁～511頁。

24. 特殊の不法行為2

工作物責任、製造物責任について検討する。無過失責任はどこまで貫かれているか、製造物責任の現代的課題は何かなどについて検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)512頁～528頁。

25. 特殊の不法行為3

共同不法行為について検討する。この制度は複雑な問題を包括的に抱える制度であり、全体像をどのように把握しておけばよいかについて考える。教科書(内田・民法Ⅱ)528頁～549頁。

26. 事務管理

意義、要件・効果について基本的事項を検討し、準事務管理について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)553頁～561頁。

27. 不当利得1

不当利得法の現状、要件(1)を検討する。特にいわゆる類型論とは何か。それと条文の文言との関連について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)563頁～580頁。

28. 不当利得2

不当利得の要件(2)、効果を検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)581頁～611頁。

29. 不当利得3

特殊の不当利得として、非債弁済、不法原因給付などを検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)611頁～623頁。

30. 重要判例検討

時間的な余裕があれば、最近公表された関連重要判例を検討する。

成績評価方法・基準	<p>中間試験(比重5割)、および定期試験(比重5割)の結果による(中間試験は、契約法を論じ終わった段階で行う。試験の期日は事前に掲示する)。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回でマイナス0.5点。授業中の質疑応答の結果により5点程度を上限に加点する。定期試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各自基本書を定めて、それを3回通読すること。本試験までに10回通読すること。</p> <p>主要判例については、判例百選などの二次資料だけでなく、原文に当たること。常に原文全部を読むことまでは求めないが、重要部分を抽出する作業を繰り返すこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』(東京大学出版会、2011年)。最近改定されたもので、現在進行中の債権法改正の動向をもにらみながら解説されている。</p> <p>吉村良一『不法行為法(第4版)』(有斐閣、2010年)。不法行為法に関する標準的な教科書で、様々な問題点を手際よくまとめた著書である。</p> <p>参考書：北川善太郎『債権各論(第3版)』(有斐閣、2003年)、 潮見佳男『債権各論Ⅰ第2版』(新世社、2009年) 潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法第2版』(新世社、2009年)、 松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年) 奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)』(悠々社、2002年)</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

10. 民法Ⅴ(家族法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅴ(家族法) (ミンポウゴ(カゾクホウ))
担当教員名 (カナ)	坂梨 喬 (サカナシ タカシ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月4
講義目的	<p>本講座は、「家族法」と呼ばれ、かつては「身分法」とも呼ばれた民法典第4編「親族」及び同第5編「相続」を対象として、家族法の基本的な規範構造についての体系的理解を習得することを目的とする。家族法を理解するには、特に、狭義の市民法である財産法との対比においてその特殊性を理解するのが大切である。また、現代の家族がおかれている家族の崩壊や孤独死やホームレスの問題など家族を巡る現代の問題状況に照らしても、家族法に対する理解をきたものにしなければならない。家族法の理解ができれば、それを踏まえて、家族間の紛争の特質について理解して欲しい。法は、家族間の紛争解決のための機関としての家庭裁判所という新しい裁判所を創設し、家事審判法という民事訴訟法とは別の手続法を制定しているのはなぜか。それが家族法の特質とどのように照応しているのか。これらのことを理解することが、まさに実務家を目指す者として家族法を勉強する意味である。その問題意識をもって家族法を勉強して欲しい。条文の理解も厄介であるが、なによりも、各個の条文の解釈は、家族法の理念とその制定の趣旨を理解すれば、条文の趣旨とするところがおのずと導き出され、それが理解されると、記憶ができるはずである。個々の条文の記憶に止まるのではなく、そもそも家族法がどのような法理念に貫かれているのかを理解することが大切である。それが、家族法を体系的に理解する近道である。</p>
各回の授業内容	<p>家族法という膨大な法域を15回の講義で万遍なく説明するのは物理的に不可能である。また、それを強行しても諸君らの中にきたものとして定着しないであろう。それ故、自己学習を基本として欲しい。以下には、一応、全体の項目を網羅しているが、諸君らの進度によっては割愛せざるをえないところもあろう。それ故、自己学習を積極的に行って欲しい。また、以下の教科書の頁は大まかな該当箇所である。予習・復習の一助にして欲しい。</p> <p>1 ガイダンス (教科書1頁～33頁)</p>

家族法の学び方やその基本理念などについて簡単に触れる。戸籍と氏名制度及び家事審判手続について概要を理解する。また、成績評価についても説明して開示する。

<親族法>

親族法の分野（民725条～881条）は、人の「身分関係の発生」とその「身分関係に与えられる法的な効果」と「その身分関係の消滅」が基本的な大きな枠組みであるから、そのことを念頭において勉強をするようにして欲しい。いま、自分がなにをやっているのかを常に意識して勉強するのはとても大切なことだ。

2 夫婦(1) (教科書35頁～57頁)

夫婦という身分関係の発生要件の基本を学ぶ。また、その発生の要件に瑕疵があった場合どうなるか。併せて、婚約という夫婦の前段階の関係について学ぶ。

3 夫婦(2) (教科書57頁～73頁)

夫婦という身分関係が成立するとそこにどのような法的効果が与えられるのかを学ぶ。夫婦という関係を法的側面から観察すると、ひとつは、人的関係の在り方であり、ひとつは、物的関係（財産関係）の在り方である。このふたつが基軸となって夫婦という関係が営まれることを理解して欲しい。また、対外的には夫婦というものはどのような立場に立たされるのかも重要な問題である（日常家事債務の連帯責任など）。

4 夫婦(3) (教科書74頁～103頁)

5 夫婦(4) (教科書74頁～103頁)

2回にわたって、離婚という夫婦関係の終了の原因にはどんなものがあるか。また、離婚の方法にはどんな方法があるのか。そして、離婚をする際に、夫婦はどのような問題を処理しておかなければならないかを総合的に理解する。特に、子の問題にどう対応するかをしっかりと理解しておくことが必要である。あわせて、内縁といわれる男女の関係について学ぶ。

6 親子(1) (教科書117頁～142頁)

実親子関係はどのようにして発生するか。親子という関係の基本にあるのはなんだろうか。生物学的親子関係と法的親子関係の区別をするべきこと。嫡出子と非嫡出子の区別。代理母の問題などについて学ぶ。

7 親子(2) (教科書142頁～160頁)

養親子関係はどのような要件のもとに、なにを目的として発生するのか。あわせて特別養子縁組について理解する。

8 親子(3) (教科書160頁～185頁)

親子の間にはどのような法的な効果が認められるのか。特に、親権と言われる親と子との関係とはどんなものかをよく理解する。

	<p>9 社会的弱者の保護 (教科書185頁～206頁) 成年後見制度と扶養の制度について学ぶ。遠い話のようであるが、ホームレスや孤独死など現代で最も問題となっている分野に関係するである。</p> <p><相続法> 相続とは、人が死亡した場合にその残された財産をどのようにして処理すべきかの規範を定めている。</p> <p>10 相続人と相続人がとり得るべき手段 (教科書208頁～248頁) 人が死亡するとその財産は遺産と呼ばれて相続人に一定の割合で相続されることは常識として知られている。しかし、相続はそれ以外の方法でもなされるし、相続人は遺産を相続することを強制されるものでもないし、例えば、多額の負債を相続しそうなときはどうすればよいのか等のことについてはあまり知られてはいない。まずは、相続承継のルートをしっかりと理解することが必要である。</p> <p>11 相続の対象と具体的相続分 (教科書249頁～287頁) 被相続人の財産であればなんでも相続されるわけではない。また、遺産かどうか問題となるものもある。そして、共同相続人の具体的な相続分とはなにか。それはどのようにして定まるのかについて理解する。</p> <p>12 遺産共有とその解消 (教科書288頁～322頁) 相続人が複数いる場合は遺産は全相続人のための共有となる。その遺産共有というのは法的にどのような共有なのか。それは、民法249条以下の共有と同じなのか異なるのか。そして、その共有状態の解消としての遺産分割は民法258条以下の共有物分割とはどう異なるのかを理解する。</p> <p>14 遺言と遺留分 (教科書343頁～412頁) 遺言制度を理解する。また、遺留分という相続法に特有の概念を理解する。</p> <p>15 (予備日)</p>
成績評価方法・基準	<p>毎回の講義のテーマは上記のとおりである。但し、必要に応じて、諸君と相談しながら変更したり前後を入れ替えたりする。ある程度まとまったところが終わった段階で30分の小テストを行う。成績評価は、期末テストと小テストの成績と授業態度や出欠状況など(平常点)を総合して行う。比重は、期末テストを70パーセント、小テストを20パーセント、平常点を10パーセントとする。平常点は、質問に対する受け答えの内容の良否や積極的な発言及び質問などを評価する。積極性を評価するので答えが間違ってもマイナス評価にはしない。もっとも、諸君らと協議をして上記の比重は変更することもできる。なお、出席はプラス評価にはならないが、合理的な理由のない欠席はマイナス1と評価する。再試験は特段の事情がない限り行わない。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>上記の講義計画をみるとわかるように、教科書の全部を15回の講義でカバーするのはなかなか困難である。つまり、実際には、上記の講義計画どおりに進まないおそれがあるということである。それ故、自己学習を必ず基本にして欲しい。その基本は予習・復習であるが、授業は後期からなので、夏休みがあるから、その間に教科書を3回は回し読んでくることを課題として課す。読んできていることを前提に講義や小テストをする。後期が始まってからでは遅い。後期が始まると到底家族法にまで手が回らなくなる。講義は今日的問題についても触れる。勿論、基本的に大切な論点にも触れるが、諸君らが読んで来れば解ることをいちいち説明はしない。また、一方的講義ではなく、できるだけ、双方向的な授業を目指す。家族法は短答は勿論、論文にも頻繁にでるようになった。家族法をきちんと勉強するのはこの授業を生かすしかない。あとからでは絶対にできない。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：Legal Questシリーズ・前田陽一・本山敦・浦野由紀子「民法VI 親族・相続」有斐閣 参考文献：内田貴『民法IV〔補訂版〕 親族・相続』東京大学出版会</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし</p>

11. 商法 I (2009年度以前の入学生は『商法』)

授業科目名 (カナ)	商法 I (ショウホウイチ) (2011・2010年度入学生) 商法 (ショウホウ) (2009年度以前入学生)
担当教員名 (カナ)	沢野 直紀 (サワノ ナオキ)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	火2、木2
講義目的	法学未修者が、商法(会社法)の体系的・基礎的知識を確実に習得し、後に履修しなければならない商法演習や民事法総合演習等の事例問題や生の判例に正面から取り組むことができる能力を養成することが本講義の主たる目的である。対象が法学未修者であることに加えて、広範囲な内容を4単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の予習を前提にして、効率的な講義形式で行うが、できるだけ学生諸君の理解を確認しつつ前に進みたい。単なる知識の教授だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等、商法を通じて学生の考える力を育成したい。科目の名称は「商法」であるが、講義の対象は会社法に限定される。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の進め方、会社法総論(1) — 企業形態の種類・会社の概念 2. 会社法総論(2) — 法人格否認の法理、会社の権利能力の制限、 3. 会社の種類(株式会社と持分会社) 4. 会社法総則 5. 株式会社の設立(1) 6. 株式会社の設立(2) 7. 株式(1) — 株式とは何か、株主平等の原則、株式の内容と種類 8. 株式(2) — (続)株式の内容と種類、株式の流通 9. 株式(3) — 自己株式の取得規制、株主の会社に対する権利行使 10. 株式(4) — 株式の評価・消却・併合・分割・無償割当て、単元株制度 11. 募集株式の発行(1) — 規制の目的、発行手続、発行の瑕疵 12. 募集株式の発行(2) — (続)発行の瑕疵、新株予約権 13. 機関(1) — 総説・監査役設置会社と委員会設置会社 14. 機関(2) — 株主総会・株主総会の決議 15. 機関(3) — 株主総会決議の瑕疵 16. 機関(4) — 役員等の選任・解任、取締役・取締役会・代表取締役 17. 機関(5) — 取締役・執行役と会社との関係 18. 機関(6) — 監査創設・監査役・監査役会・会計監査人・委員会設置会社

	<p>19. 機関（7）—役員等の会社に対する責任・第三者に対する責任</p> <p>20. 機関（8）—株主代表訴訟・差止請求</p> <p>21. 計算（企業会計）—計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配</p> <p>22. （続）剰余金の分配、定款変更、解散・清算、</p> <p>23. 持分会社</p> <p>24. 社債による資金調達—社債・新株予約権付社債</p> <p>25. 企業再編（1）—組織変更・事業譲渡</p> <p>26. 企業再編（2）—合併</p> <p>27. 企業再編（3）—（続）合併、会社分割</p> <p>28. 企業再編（4）—（続）会社分割、株式交換・株式移転</p> <p>29. 企業再編（5）—まとめ</p> <p>30. 予備日</p> <p>（講義の進捗状況に応じて上記の順序、各分野の回数は変更する。）</p>
成績評価方法・基準	<p>基本的に、3～4回の小テスト（昨年は4回、総計30点を実施した）および期末試験の合計点による。30回の授業は毎回、出欠を取り、欠席回数の多い者は減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回の講義予定部分のレジюмеおよび教科書・参考書の該当箇所を予習しておくこと。予め、各回のレジюмеを事前に配信する予定。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書はとくに指定しないが、判例解説（弥永『最新重要判例200商法』（弘文堂、商法全範囲の重要判例をカバーする点で経済的か）または、『会社法判例百選』（有斐閣）等は必要。未修者には、とりあえず、①落合誠一ほか『商法Ⅱ—会社』（有斐閣Sシリーズ）を推薦し、夏休みに読んでおくことを勧める。その他、②伊藤靖史ほか『会社法』（有斐閣）③弥永真生『リーガルマインド会社法（第12版）』（同）④龍田節『会社法大要』（同）⑤神田秀樹『会社法（第12版）』（弘文堂）等は定評があるもの。</p>
履修条件	<p>民法（1年前期）を履修済みであること。</p>

12. 民事手続法

授業科目名 (カナ)	民事手続法 (ミンジテツツキホウ)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)
履修年次	2年次(2011・2010年度入学生)、1年次(2009年度以前入学生)
単位	4単位
授業時間 (前期)	水2、金2
授業目的	<p>1 社会に生起する民事紛争がどのようにして解決されていくのか、特に、その公権的解決のために用意されている判決手続について学んでいく。具体的には、以下の2点を目的とする。</p> <p>ア 民事訴訟(第一審)の開始から終了までの手続(その中核は判決手続)の流れを徹底的に理解する。</p> <p>イ 上記の手続の流れと関係づける形で、民事訴訟に関する理論的な諸問題のうち、特に重要かつ基礎的なものを理解する。</p> <p>2 上記1を実現するために、受講生全員にとって面白くてしかたがない授業、積極的に参加しないではおれない授業を目指す。連日、夜遅くまで勉強して疲れているであろうが、居眠りするようなことはさせないから、そのつもりで。</p>
授業の手法など	<p>1 上記「授業目的」欄記載1のア、イの順序で学習する。</p> <p>そのうち、アについては私の講義を主体としつつ、質疑応答を適宜織り交ぜた形式を予定している。</p> <p>これに対し、イについては、単元毎に報告者を指名し(Aさん、Bさんの2名、単元によってはCさんを加えた3名にする。後記のとおり、イの単元のうち10コマをこれに当てるので、全員が一度は報告者に指名されるようにする)、その報告に基づいた質疑応答や意見交換をしてもらう予定である。その場合、報告者以外の受講生を前以て2班に分けておき、意見をたたかわせるという手法を採用する。その司会進行は報告者に順次(前半はAさん、後半はBさんというように)担当させ、私は適時適切にアドバイスをするという役割に徹する予定である。</p> <p>2 上記のような手法による授業を、充実した、かつ、実り多いものにするためには、①授業の前日までに報告者が私と打合せをしておくことが不可欠である。また、②各班においても主として意見を述べる複数名の者(仮に、「チャンピオン」という。これも単元毎に順番に担当する)を予定しておき、それらのチャンピオンと私の間でも打合せをしておくことが望ましい。</p> <p>3 討論が終息したところで、私が、講評を兼ねて、周辺の問題点にも触れた「まとめ」を行う。報告者は、授業後、事前報告+授業時の議論+私の「まとめ」</p>

	<p>の内容をとりまとめた事後報告書（復習ノート）を作成し、私の検認を得て受講生全員に配布する（報告者はこれをもって全責任を果たしたことになる）。</p> <p>4 なお、問題の理解し易さということを考えて、極力、具体的な紛争事例を踏まえた学習内容にしていくつもりである。</p>
各回の授業内容	<p>第Ⅰ部 訴訟手続の流れ（以下を、5回の講義でカバーする）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟（裁判）とそれ以外の紛争解決方式 民事訴訟法とはどういう法律か—民事保全法、民事執行法との関係。人事訴訟法、家事審判法、行政事件訴訟法などとの関係 2 訴訟の主体—裁判所、当事者、訴訟代理人 3 訴訟の開始—訴えの提起 4 訴え提起後の手続の進行 5 争点整理手続 6 証拠調べ等 7 訴訟の終了 <ul style="list-style-type: none"> 判決、訴訟上の和解、取下げ、請求の放棄・認諾 <p>☆ 以上の講義が終わったところで、第Ⅰ部についての中間テスト（配点20点）を実施する。時間制限を設けず、私のレジュメや参考書等を参照してもよい（ただし、あくまでその内容を自分のものにするためであるから、丸写しの場合は零点とする）。なお、参照した文献、答案作成に要した時間を答案の末尾に記載すること。また、六法以外は参照しなかったという場合は、そのことを前提に採点しなければならないので、その旨も明記すること。参照したのに、しなかったなどと申告しても必ず露見する（先生の眼は節穴ではない）から、念のため警告しておく。</p> <p>6回目の授業で上記テストの講評をかねて、5回目までの復習をする。</p> <p>第Ⅱ部 理論的な諸問題（7回目以降）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訴訟の主体＝当事者 <ul style="list-style-type: none"> ア 当事者の確定 イ 当事者能力 ウ 事者適格 2 訴訟の客体＝訴訟物 <ul style="list-style-type: none"> ア 申立事項と処分権主義 イ 請求の（客観的）併合 ウ 確認の利益 3 訴訟の客体（2） <ul style="list-style-type: none"> エ 一部請求 オ 二重起訴 4 訴訟の審理

	<p>ア 弁論主義</p> <p>※ ここで、主要事実・間接事実・補助事実の区別をしっかりと理解する。</p> <p>イ 釈明</p> <p>5 事実認定と自由心証主義</p> <p>※ ここで「証明責任」についても触れる予定である。</p> <p>ア 民訴法 228 条 4 項について</p> <p>イ 民訴法 248 条について</p> <p>6 判決の効力</p> <p>ア 既判力の客観的範囲</p> <p>イ 争点効と信義則理論の適用による紛争の蒸返しの禁止</p> <p>7 判決の効力（2）</p> <p>ウ 既判力の主観的範囲</p> <p>エ 基準時後の形成権の行使</p> <p>8 多数当事者（1）</p> <p>ア 共同訴訟—通常共同訴訟と必要的共同訴訟</p> <p>イ 同時審判の申出共同訴訟（民訴法 41 条）</p> <p>9 多数当事者（2）—訴訟参加</p> <p>ア 独立当事者参加</p> <p>イ 共同訴訟参加</p> <p>ウ 補助参加と訴訟告知</p> <p>10 多数当事者（3）—訴訟承継 参加承継と引受承継</p> <p>11 控訴審の基本的問題点その他（これは私の講義形式によるものとする）</p> <p>ア 控訴の利益と付帯控訴</p> <p>イ 不利益変更禁止の原則</p> <p>ウ 略式訴訟手続</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>第Ⅰ部については、私が交付するレジュメをよく読んで出席すれば最低限の準備としては足りる。さらに意欲のある者は、この機会に下記の教科書のうち適宜のものを読んでおくとよいであろう。私は、新堂『新民事訴訟法』をお勧めしたいが、大部であり、内容的にもやや難しいかもしれない（前任の紺谷先生は中野・松浦・鈴木『新民事訴訟法講義』を指定しておられた）。そこで、この際、中野『民事裁判入門（第3版）』でご勘弁をとというのも賢明な選択かもしれない。</p> <p>第Ⅱ部については、①各単元毎に紹介する事例をよく読み、②そこで取り上げているテーマについて『民事訴訟法の争点』及び『民事訴訟法判例百選』の各該当部分を読んだ上で、③自分なりに問題点を考えて授業に臨むようにしてもらいたい。さらに、高橋『重点講義・民事訴訟法（上・下）』の該当部分を読んでおくと申し分ないが、なかなか大変であろうからそこまで求めるものではない。</p>

成績評価方法・基準	<p>中間テスト（20点）と期末に実施する筆記試験（60点）を基本とするが、授業への参加姿勢（積極的に発言する）、報告者としての役割の達成度、チャンピオンとして積極的・効果的な議論をしたかなども適宜参考にする（全部で20点。特に、報告者としての義務の履行状況を重視し10点配点とする）。</p> <p>なお、授業に積極的に出席するのは当然のことであるから、まじめに出席したから加点されるということはないが、反対に出席が3分の2に満たないときは期末試験の受験資格がないものとされるので注意すること。それ故、授業が言うほどには面白くないではないかとか、ついていけないというような場合には、授業に出ないことにするなどという自分勝手な解決策を選択するのではなく、必ず私にその旨申し出てもらいたい。受講生全員と一緒に考えてみたい。特に、面白くないという問題提起の意義は大きいと思われるので、建設的な提案を伴っている場合には特別加点を考慮する。</p>
教科書・参考文献	<p>新堂幸司『新民事訴訟法（第4版）』弘文堂（2008）、中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義』有斐閣（2008）、高橋宏志『重点講義・民事訴訟法（上・下）』有斐閣（2006）、藤田広美『講義 民事訴訟』東京大学出版会（2007）、藤田広美『解析 民事訴訟』東京大学出版会（2009）、伊藤眞・高橋宏志・高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』有斐閣（2010）、伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』有斐閣（2009）</p> <p>私は、体系書としては上記のとおり新堂先生の著書をお勧めしたい。また、論点毎の教科書としては高橋先生の「重点講義」をお勧めする。上記藤田氏の著書は、同氏が実務家出身であるためか、司法修習生等の間で「分かりやすい」と好評とのことである。諸君の先輩にも同氏の著書を使っている人が少なくない。</p> <p>なお、もっと手軽に読めるものという向きもあろうから、そのような人のために、中野貞一郎『民事裁判入門（第3版）』有斐閣（2010）、山本弘・長谷部由紀子・松下淳一『民事訴訟法』有斐閣（2009）を挙げておく。中野先生は、民訴学者の中でも実務家的視点を併せ持った方で、その議論は大変分かり易く、かつバランス感覚がすぐれているので、私の信を措く学者である（もっとも、これはあくまで私の評価であるから、そのつもりで）。また、後者は、高橋先生の『重点講義』をコンパクトにした感じであり、その手軽さが捨てがたい魅力となるであろう。</p>
履修条件	<p>この授業を真に理解するには、民法・商法・会社法をそれなりに習得していることが望まれる。是非、授業開始前にこの関係の復習をしておいてもらいたい。</p>

13. 民法演習 I

授業科目名 (カナ)	民法演習 I (1) (2) (ミンポウエンシュウ イチ) (2011・2010年度入学生)、(2009年度以前入学生)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1年次(2011・2010年度入学生)、2年次(2009年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)金4(2011・2010年度入学生)、(2009年度以前入学生) (2)金5(2011・2010年度入学生)
講義目的	<p>教科書(『民法総合・事例演習』)の第I部の問題について、予習を前提にして、質問を繰り返し、それを通じて、事案に対する法の適用能力を確実に習得すること、ケースに裏付けられた体系的知識を確実に身につけることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該問題を分析し、関連する民法上の制度は何かを判断する。 2 当事者の利害関係とそれに基づく主張内容を検討した上で、民法上可能な解決策を考える。 3 関連判例を調べ、実際の解決はどのようにされているかを確認する。
各回の授業内容	<p>取り上げるテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の締結と合意の瑕疵 2 契約当事者の確定 3 契約の履行と受領障害 4 契約の履行不能と危険負担 5 契約不履行による損害賠償責任 I 6 契約不履行による損害賠償責任 II 7 売主の瑕疵担保責任 8 請負人の担保責任 9 賃貸借契約の解除と終了 I 10 賃貸借契約の解除と終了 II 11 賃貸借における契約当事者の変更 12 契約関係と不当利得 <p>第1回目の時間に、演習の方針、具体的な進め方などについて解説する。イメージとしては、各テーマについて参加学生に順次質問をし、解答の良しあしを確認していくというものである。各設問のKeypointsの部分を十分に調べてくること。その際に、「必読文献」として挙げられている基本書などをよく調</p>

	<p>べてその要旨をまとめ、設問は民法のどの制度に関連しているかを明らかにすること。この部分についてレポートの提出を課題とする。</p> <p>検討予定テーマを12あげたが、その全部を済ませることができるかどうかは、諸君の予習の密度如何による。</p>
成績評価方法・基準	<p>質疑応答の内容(比重1/4)および期末試験の結果(比重3/4)による。演習は、出席することが当然であるが、期末試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>全員に当てるので、必ず予習をしてくること。予習に当たっては、教科書あるいは基本書の内容を理解し、それと設問との関連づけに注意すること。設問についての具体的な解答の内容よりも、教科書のどの部分が聞かれているかを、その都度確認していくことが重要である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習第2版』（有斐閣、2009年）</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（日本評論社、いずれも2005年）</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを履修済みであること。</p>

14. 民法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅱ (1) (2) (ミンポウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	多田利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)木4 (2)木1
講義目的	<p>この授業は、物権法（担保物権法を含む）及び債権の責任財産保全法の領域について、知識および法的分析能力を一段とレベルアップし、3年次におけるより統合的で実践的な学習への橋渡しを行うことを目的とする。</p> <p>その方法としては、この領域から14のテーマを選び、テーマによって、判例の分析に力点を置く判例演習と設例の妥当な解決を探求することに力点を置く設例演習とを使い分ける。前者では、第一審の当事者の主張から上告審の判決にいたる経緯をフォローして、判例・学説に照らしてその先例的意義を確認し妥当性を検証することが主な作業となる。後者では、妥当な解決をゴールとして、そこにいたるまで何が問題となり、それにどのように対処すればよいのかを検討し、その解決の「道筋」を自らが示すことが主な課題となる。</p> <p>アプローチの仕方において判例演習と設例演習は上記のように異なっているが、めざすところは同じである。予習・授業・復習を通じて以下のような点に留意してほしい。①具体例に即してそれまで修得した知識を見直し、理解を深め、また、広く関連部分も含めて知識の再整理（ネットワーク更新）をすること。②司法的解決の特徴やスタイルに慣れ、自らもそれに沿った考え方や表現ができるようにすること。③事案の解決に必要な注意力（目配り）、洞察力（妥当な解決を見抜いてそこに至る最も良いコースを選ぶ力）、柔軟で主体的な思考力を鍛え伸ばしてゆくこと。</p> <p>なお、この授業は質疑応答を中心に進める。スポーツでいえば自主トレを前提とした「練習」あるいは「練習試合」の場だと思って、是非、積極的かつ真剣に質疑応答に参加してほしい。</p> <p>なお、以下の各回の内容は、今後の判例・学説の動向その他によって若干変わる可能性があることをお断りしておく。</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 物権的請求権の相手方</p>

	<p>判例演習 最判平成6・2・8民集48—2—373</p> <p>3. 法律行為の取消と登記 設例演習 参考判例：最判昭和32・6・7民集11—6—999</p> <p>4. 時効取得と登記 設例演習 参考判例：最判昭和46・11・5民集25—8—1087</p> <p>5. 背信的悪意者排除の法理（特に転得者の法的地位について） 判例演習 最判平成8・10・29民集50—9—2506</p> <p>6. 動産即時取得 設例演習 参考判例：最判平成12・6・27民集54—5—1737</p> <p>7. 占有をめぐる法律問題（占有権の承継、占有訴権、果実収取・費用償還等） 設例演習</p> <p>8. 共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等） 設例演習 参考判例：最判平成10・2・26民集52—1—255、最大判昭和62・4・22民集41-3-408</p> <p>9. 抵当不動産上の不法占有者に対する明渡請求 判例演習 最判平成17・3・10民集59-2-356</p> <p>10. 抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡 判例演習 最判平成10・1・30民集52—1—1</p> <p>11. 所有者の事後的変更と法定地上権 判例演習 最判平成19・7・6民集61—5—1940</p> <p>12. 流動動産譲渡担保 判例演習 最判平成18・7・20民集60—6—2499</p>
--	---

	<p>13. 債権者代位権と債務者の無資力 判例演習 最判昭和50・3・6民集29-3-203</p> <p>14. 離婚に伴う財産分与・慰謝料支払いの合意と詐害行為取消権 判例演習 最判平成12・3・9民集54—3—1013</p> <p>15. 詐害行為取消権者の自己に対する不動産移転登記 判例演習 最判昭和53・10・5民集32-7-1332</p>
成績評価方法・基準	<p>報告や質疑応答の内容、授業への参加の積極性及び出席状況等を平常点として評価し、期末試験（筆記試験）の結果と合わせて総合的に評価する。両者の比重は半々とする。出席状況は、全部出席することを前提とし、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点減点する。質疑応答（発言）については、基本的には、内容よりも積極性に留意して評価する。間違った発言をしても基本的には減点対象とはしないので、積極的に発言してほしい。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格は認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>判例演習については、該当する判例のコピーを事前に配布する。設例演習については、TKCの教育支援システムで、予習ペーパーと一緒に設例を配信する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。設例は、自分なりに解答案を考えておくこと。いずれについても、ポイントとなる点を質問の形で記した予習ペーパーを配信するので、各自でそれに対する解答を考えながら予習を進めておくように。演習がその場かぎりのものにならないように、予習と復習を通じて、基本書やノートの読み直しやバージョンアップと結びつけ、主体的に有効活用してほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。（「準備学習等についての具体的な指示」参照）。</p>
履修条件	<p>民法全体についてのひとつおりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。</p>

15. 民法演習Ⅲ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅲ(1)(2) (ミンポウエンシュウサン)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)、坂梨 喬 (サカナシ タカシ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)月1 (2)月3
講義目的	<p>この授業は、民法総則と民法家族法（親族・相続）分野について、知識および法的分析能力を一段とレベルアップし、3年次におけるより統合的で実践的な学習への橋渡しを行うことを目的とする。</p> <p>【民法総則分野について】</p> <p>民法総則の分野から、7つのテーマを抽出し、テーマに応じて、判例の分析に力点を置く判例演習と設例の妥当な解決を探求することに力点を置く設例演習とを行う。前者では、第一審の当事者の主張から上告審判決にいたるまでの経緯を正確に跡付けるとともに、判例・学説に照らして当該判決の先例的意義を確認し妥当性を検証することが主な課題となる。後者では、妥当な解決をゴールとして、そこにいたるまでに何が問題となり、それにどのように対処すればよいのかを的確に判断して、その道筋を自ら示すことが主な課題となる。アプローチの仕方において判例演習と設例演習は上記のように異なっているが、めざすところは同じである。</p> <p>予習・授業・復習を通じて以下のような点に留意してほしい。①具体例に即してそれまで修得した知識を見直し、理解を深め、また、広く関連部分も含めて知識の再整理（ネットワーク更新）をすること。②司法的解決の特徴やスタイルに慣れ、自らもそれに沿った考え方や表現ができるようにすること。③事案の解決に必要な注意力（目配り）、洞察力（妥当な解決を見抜いてそこに至る最善のコースを選ぶ力）及び柔軟で主体的な思考力を鍛え伸ばしてゆくこと。なお、この授業は質疑応答を中心に進める。スポーツでいえば自主トレを前提とした「練習」あるいは「練習試合」の場だと思って、是非、積極的かつ真剣に質疑応答に参加してほしい。そのためにも、かならず、予習ペーパー（後述）を手がかりにして事前学習をして授業に臨むこと。</p> <p>また、授業のフォローとして、設例演習については事後に模範解答を作成し、判例演習については事後レポートを作成して提出してもらおう。もっとも、その作業については1テーマについて3～4人ずつで分担して行う。</p>

	<p>なお、「各回の授業内容」の内容（テーマや取り上げる判例）は、今後の判例・学説の動向その他によって若干変わる可能性があることをお断りしておく。</p> <p style="text-align: right;">（多田利隆）</p> <p>【民法家族法分野について】</p> <p>1年生で学んだ民法V「家族法」の基本的な理解を前提にして、さらにその理解の深まりを目指す。既修者の諸君は、すでに家族法の基本を習得していることを前提にする。基本が出来ていないと思う人は自学して欲しい。</p> <p>家族法の理解をより深めるために、家族法の基本判例とされるべき最高裁判所の判例を教材とする。事前に判例を配布するから、それを第一審から最高裁まで熟読してくることが課題である。必ず、全部にわたって熟読してくることが必要である。上告代理人の上告理由書も必ず読むこと。そして、事案の概要を正確に押さえて、その事案（法的に意味のある事実のかたまり）からどのような争点が出てきたのか。それが、訴訟の経過の中でどのように変化してきたか、変化していないか。その理由はなにか等を考えながら読むこと。要するに、その事件の第一審から上告審までの流れを追うということである。その流れを論理的に追うということである。手続的にも追うということである。理路を把握することである。そして、必ず、批判的に読んで欲しい。判例は、こういう理由でこういう結論をだしているが論理が飛躍していないか、この論理の運びには無理があるのではないか。上告代理人はもっとこの点を強調すべきだったのではないか。最高裁の結論は、諸君らの価値観に照らしてみてもおかしいと感じないか等、とにかく批判的に判例を読むことである。判例の結論を覚えようとしなくてもよい。そして、そのような「熟読」を経てゼミに臨み、活発な議論をすることを課題とする。議論をするなかで、諸君の知識がまとまり、また、自分の誤りに気づき、議論することに慣れる。実務家は、読む・書く・話すができなければ一人前として通用しない。準備は、判例の熟読とそれを自分の頭で考えることだけでよい。決して、見栄えを繕う必要はない。今は転んでも、転べば転ぶほど実力がつくくらいだ。「生・素」の今の自分の実力を出して、解らないところは遠慮なく質問し議論して欲しい。黙ってはいは時間の無駄だ。恥を掻くことを恐れるな。ゼミのリードは私がする。どんどん突っ込んだ質問をする。他の人にも意見を述べさせる。決してお客さんを作らないように進行する。発言の数と内容が平常点に反映する。「活発な議論」これだけを望みたい。（坂梨喬）</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 権利濫用禁止 設例演習 参考判例 最判平成9年7月1民集51巻6号2251頁</p>

3. 94条2項の類推適用 ①

判例演習 最判昭和45年9月22日民集24卷10号1424頁

4. 94条2項の類推適用 ②

設例演習

参考判例 最判平成18年2月23日民集60卷2546頁

5. 動機の錯誤

判例演習 最判平成元年9月14日家月41卷11号75頁

6. 無権代理と相続

判例演習 最判平成5年1月21日民集47卷1号265頁

7. 表見代理

設例演習

参考判例 最判昭和45年7月28日民集24卷7号1203頁、最判昭和51年6月25日民集30卷6号665頁

8. 消滅時効の起算点

判例演習 最判平成6年2月22日民集48卷2号441頁

9. 日常家事債務の連帯責任

最判昭和44年12月18日民集23卷12号2476頁

10. 有責配偶者の離婚請求

最大判昭和62年9月2日民集41卷6号1423頁

11. 財産分与と詐害行為

最判平成12年3月9日民集54卷3号1013頁

(参)最判昭和58年12月19日民集37卷10号1532頁

12. 親権者の利益相反行為

最判平成4年12月10日民集46卷9号2727頁

(参)最判昭和43年10月8日民集22卷10号2172頁

13. 不貞の相手方への慰謝料請求

最判平成8年3月26日民集50卷4号993頁

	<p>14. 相続開始後の遺産建物の使用関係 最判平成10年2月26日民集52巻1号255頁 (参)最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁</p> <p>15. 遺産分割の実務 (説例問題予定)</p>
成績評価方法・基準	<p>平常点と期末試験の得点を合わせて評価する。両者の比重は半々とする。平常点については、出席状況、課題の遂行状況、授業中の質疑応答の状況等を総合的に評価する。出席状況は、全部出席することを前提とし、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点減点する。質疑応答(発言)については、基本的には、内容よりも積極性に留意して評価する。間違っただけの発言をしても基本的には減点対象とはしないので、積極的に発言してほしい。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格は認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>総則分野について</p> <p>判例演習については、該当する判例のコピーを事前に配布する。設例演習については、TKCの教育支援システムで設例を配信する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。設例は、自分なりに解答案を考えておくこと。いずれについても、ポイントとなる点を質問の形で記した予習ペーパーを配信するので、各自でそれに対する解答を考えながら予習を進めておくように。</p> <p>家族法分野について</p> <p>家族法の分野では、原則として判例のみを配布するから、それを口頭で発表するためには、とにかく、熟読することが必須である。また、担当者は決めないので、人任せにしておくことはできない。みんなが、判例を熟読して、質問や論点を探してくることが求められる。質問して、答えてもそれで終わらない。どんどん追求するからその積もりで考えてくることである。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。(「準備学習等についての具体的な指示」参照)。</p>
履修条件	<p>民法全体特に財産法分野についてひとつおりの基本的な知識を習得し、基礎的な法的思考能力を習得していること。民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修していること。</p>

16. 商法演習

授業科目名 (カナ)	商法演習(1)(2) (ショウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	沢野 直紀 (サワノ ナオキ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1)月4 (2)月3
講義目的	1年次の「商法」で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが副次的な目的である。
各回の授業内容	<p>大体において、下記のテキストの設問順に進行する予定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式の譲渡 2. 株主総会決議の瑕疵等 3. 代表行為と取引の安全 4. 競業取引・利益相反取引 (I - 5 取締役の報酬 は省略する) 5. 取締役の会社に対する責任 (1) 6. 取締役の会社に対する責任 (2) (テキスト64頁の [設例11-2] 違法配当と役員等の責任を含む) 7. 取締役の第三者に対する責任 (1) 8. 取締役の第三者に対する責任 (2) 9. 違法な募集株式の発行 10. 設立 11. 株主代表訴訟 (設例10-3 は省略) 12. 新株予約権の利用 (テキスト120頁) (設例4-3 は省略) 13. 自己株式の利用 (テキスト131頁) 14. 企業再編: テキスト167頁の設例12-2、170頁の設例13-1・13-3 (13-2 は省略) 15. 予備日

成績評価方法・基準	平常点（30点）と期末試験（70点）の合計で評価する。平常点は各人持点30点とし、先ず、欠席は1回1点、遅刻は1回0.5点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の報告・発言・応答の内容および授業に取り組む姿勢が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優れた意見を述べた場合等は加点することがある。
準備学習等についての具体的な指示	全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、1年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してくることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定しない。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。
教科書・参考文献	前田雅弘ほか『会社法事例演習教材』（2007年12月、有斐閣、2600円＋税）を使用する。大学生協に15名分を注文してあるので、生協で購入して欲しい。
履修条件	原則として、「商法」の単位を修得していること。

17. 民事手続法演習

授業科目名 (カナ)	民事手続法演習 (1) (2) (ミンジテツヅキホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)金2 (2)金3
講義目的	<p>1 民事手続法の講義によって得た判決手続の流れと基本的な民訴理論上の諸問題についての理解を、いっそう確実なものとするとともにその内容を深めることを目的とする。</p> <p>2 討論への積極的な参加をとおして、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げるとともに、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、即座に問題点を発見し分析する力を養う。他方で、他人の意見にも耳を傾け、取り入れるべきは取り入れるなど柔軟な態度と発想の豊かさ・柔らかさを養うことを目的とする。</p> <p>いずれにしても、この授業を通して、多角的なもの見方、多面的な思考の組み立てに基づき、論理的に一貫した意見を形成し、そして、それを的確な表現で発表する力を養う一助になれば嬉しい限りである。</p>
授業の手法など	<p>1 授業方法としては、民事手続法の授業第Ⅱ部で採用した手法を踏襲する。すなわち、テキストの単元を選択して、報告者の報告とその余の受講者の討論によって行う。報告者以外の受講者を2班に分けて討論するというのも同じである。異なるのは、より突っ込んだ討論が期待されること、そのためにより周到な準備が求められるということである。これは出席者全員を通じていえることであるが、特に、報告者の責任がより重くなるであろう。</p> <p>また、上記「講義目的」欄記載2の目標に鑑み、ここではチャンピオン方式は採用せず、あくまで全員参加型の討論とする。</p> <p>2 ところで、以下は、受講生全員の意向が一致するという前提での提案であるが、上記のような討論方式の授業は1時間30分という時間ではいかにも短かい。そこで、許されるならば、組分けを排して、かつ、2限連続の授業としたい。ただ、諸君の本授業による拘束時間は2倍になり(負担が倍加するという事はない)、他の授業の受講や準備にも影響することは避けられないから、決して無理強いはできないし、するつもりもない。</p> <p>民事手続法の授業の経験を踏まえて、前期の終わりころまでには諸君の意思統一を図っておいてもらいたい。</p>

<p>授業内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 訴訟の主体＝当事者 <ul style="list-style-type: none"> ア 当事者能力：法人格のない団体の当事者能力 イ 任意的訴訟担当 ウ 法定訴訟担当：①財産管理人、②債権者代位訴訟 2 訴訟の客体 <ul style="list-style-type: none"> ア 確認の利益 イ 一部請求の諸問題 ウ 二重起訴と相殺の抗弁 3 訴訟の審理 <ul style="list-style-type: none"> ア 弁論主義と自白 イ 規範的要件・一般条項における主張・立証 4 文書提出命令 5 判決の効力 <ul style="list-style-type: none"> ア 既判力と争点効 イ 基準時後の形成権の行使 6 固有必要的共同訴訟 <ul style="list-style-type: none"> 付：類似必要的共同訴訟 7 同時審判の申出がある共同訴訟 <ul style="list-style-type: none"> 付：主観的予備的併合訴訟の可否 8 独立当事者参加 9 補助参加 <ul style="list-style-type: none"> ア 要件 イ 効果 <ul style="list-style-type: none"> 付：訴訟告知 10 訴訟承継 11 控訴審の構造とそこでの諸問題 <ul style="list-style-type: none"> ア 控訴の利益と付帯控訴 イ 不利益変更禁止の原則 12 人事関係訴訟 13 相続関係訴訟 14 境界確定訴訟
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>上記テーマに関する判例に基づき議論をする予定であるから、当該判例の事案の概要と判旨を十分理解して授業に臨むことが最低限必要である。また、「民事訴訟法の要点」により当該テーマに関する判例・学説の概況を把握しておくとい。</p>
<p>成績評価方法・基準</p>	<p>期末試験（70点）、報告の担当および授業への能動的参加（30点）を総合的に考慮する。なお、授業への出席が3分の2を下回ると、期末試験の受験資格を失うので要注意。</p>

教科書・参考文献	<p>民事手続法について掲記したもののほか、①長谷部由紀子・山本弘・松下淳一・山本和彦・笠井正俊・菱田雄郷編『ケースブック民事訴訟法〔第3版〕』弘文堂（2010）、②三木浩一・山本和彦編『ロースクール 民事訴訟法〔第3版補訂版〕』有斐閣（2010）が参考になるが、授業の素材となる事例は私が用意するので、上記文献を教科書として指定することはしない。ただ、いずれか一冊を手元に置いておけば有益ではあろう（値段は①の方がかなり安い）。</p>
履修条件	<p>民事手続法を履修していることは必須の条件である。</p>

18. 民事法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	民事法総合演習 I (1) (2) (ミンジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 松本 正文 (マツモト マサフミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)木4 (2)木5
講義目的	民事法総合演習 I においては、1年次及び2年次において修得した、民法・商法・民事特別法等の民事法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法及び人事訴訟法や家事審判法等の手続法とが、有機的に関連し合って、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、これらの諸法を適用して具体的紛争を解決するという、法律家としての能力練成の総仕上げを行うことを目的とする。
各回の授業内容	<p>授業は、判例や現実に実務家教員等が体験した事件等を基礎として作成した事例問題等について、答案を作成したり、演習・問答方式・ディスカッション方式を中心に行う。</p> <p>研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプローチを試みる。</p> <p>上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設例を素材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、及びこれらの思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法的手続き、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総合的な能力獲得のための訓練を行う。</p> <p>具体的には以下のような方法を取る。</p> <p>I. 授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業において解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返却し、良くできたものがあれば参考答</p>

	<p>案としてコピーして一同に配布する。</p> <p>II. 事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせで行う（TKC「みるみる」において毎回具体的に予告する）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 授業の場で問題文を配付して、これについての回答を時間内に考え、その後、これについて適宜教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法 (2) 上記問題文に関連する、検討課題や小問等を予め出題し、これについて各自が準備の上、演習授業に臨む方法 (3) 上記いずれにせよ、ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法 (4) その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのミニ・パネルディスカッション等を行う。 <p>III 「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも1回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては2回以上に亘って討議や検討を行うことも考えられる。</p>
成績評価方法・基準	<p>講義全日程の中間時点頃に中間試験を行い、この中間試験での成績と期末試験の成績との平均点を総合成績評価とする。両者の考慮比重は、原則として1:1とする。</p> <p>上記のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p> <p>率直に言って、「入学以来今日までの勉強が足りなかった」と評価せざるをえない者、換言すれば「3年後期になってこんなことも解っていないのか」と思われる者については、個人的には断腸の思いであっても、D評価すなわち卒業不可判定をくだすことにやぶさかでない。</p> <p>なお以上の結果、不合格となったものについては、再試験は、行わない予定である。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>必要に応じ、授業前又は授業中に適宜指示する。</p> <p>一般論として、当該具体的事案の適正な解決を図ること（結論の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>今後適宜指示または配布する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>1年次、2年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。</p>

19. 民事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民事法総合演習Ⅱ (1) (2) (ミンジホウソウゴウエンシュウ ニ)
担当教員名 (カナ)	吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) / 西 理 (ニシ オサム) 沢野 直紀 (サワノ ナオキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1) 金 4 (2) 金 5
授業の目的	<p>本授業 (第Ⅰ部は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、第Ⅱ部は専ら民事手続法上の問題を取り上げる) は、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をすることにより、いろんなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。</p>
授業の方法	<p>1 第Ⅰ部について 下記「各回の授業内容」欄の第Ⅰ部のと通りの予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。</p> <p>2 第Ⅱ部について ア 活発で、内容的にも質の高い議論を実現するために、予め指名された報告担当者 (甲・乙の2名とし、毎回順次交替する) において、責任をもって事前準備を遂げた上で、事案の概要及び法律上の問題点などを報告し (同報告の内容を盛った報告書を事前に配布する)、これに基づき、かつ、その司会のもとに、その余の受講生が議論するという方法を採用する。なお、報告者以外の受講生については前以てA・Bの2班 (班の構成も毎回変える) に分けておき、A班対B班の討論として展開するものとする。 イ 両班による討論が一応終わったところで、教員側から講評を織り交ぜた「まとめ」を試み、報告者は、自己の報告+当日の議論+教員のまとめの成果を総合した報告書 (復習ノート) を作成し、主任教員 (西) の検認を得た上で、全員に配布する。 これにより報告者は全ての義務から解放されるものとする。 ウ このやり方を成功させるためには、報告者と教員側の事前の打ち合わせが不可欠であるので、報告者にはそれを必ず実行してもらいたい。</p> <p>3 第Ⅰ部は上記3名の教員 (主任教員は沢野) が共同で担当し、第Ⅱ部は吉田・西 (主任教員) の両名が担当する。</p>

各回の授業内容	<p>第Ⅰ部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会の瑕疵をめぐる問題（テキスト第7問） 2. 共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継（テキスト第8問） 3. 法人格の法理と既判力・執行力（テキスト第9問） 4. 株主権の濫用（テキスト第10問） 5. 取締役の解任請求（テキスト第11問） 6. 契約上の地位の移転と企業買収（テキスト第5問） 7. 有価証券の善意取得・譲渡（テキスト第6問） 8. 予備日（第Ⅰ部の試験を実施する予定である） <p>第Ⅱ部</p> <p>9～15 教員側が用意する設例を素材にして議論をしてもらうつもりであるが、各設例に伏在する法律問題を限られた時間内に摘出する力量を養うこと自体が本授業の目的の一つであるので、取り上げるテーマも含めて予め公表することは見合わせる。毎回、1週間前（当日の授業終了時）に当該設例（設問を含む）を開示するので、報告者は速やかに準備を遂げ、事前報告書を作成配布するとともに、教員側との打合せを行うようにしてもらいたい。なお、本授業後、この問題の答案を作成するのを見てもらいたいという希望者がいれば、応ずる用意がある。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験が評価の中心になる（第Ⅰ部40点、第Ⅱ部35点）が、それとともに、平常点（第Ⅰ部については10点、第Ⅱ部については15点（報告者としての職責の果たし方（事前報告、当日の司会、事後の取りまとめなど）→10点、議論への参加・貢献の程度（いかに的確な意見を述べたかなど）→5点）を加味する。なお、演習は毎回出席が最低の要件であるから、欠席は減点する。出席が3分の2に満たないときは上記各試験の受験資格がないことになるから要注意。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>上記「授業の方法」に記載したとおりである。第Ⅱ部については、報告者の事前報告が重要な役割を果たすので、報告者はなるべく早目に報告書を他の受講生に配布できるようにしてもらいたい。他方、他の受講生としては、いたずらに報告書を頼みにするのではなく、むしろ自分も報告者に指名されたくらいの気持ちで独自の準備をして当日の議論に臨むことが大切である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：①（第Ⅰ部に使用）飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座② 民法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、②（第Ⅱ部については、特定の指定教科書はない）</p> <p>参考書：教科書に引用の文献の他、判例百選・争点シリーズ等。</p>
履修条件	<p>民法演習、商法演習、民事手続法演習を履修済みであること。</p>

20. 刑法 I (総論)

授業科目名 (カナ)	刑法 I (総論) (ケイホウイチ(ソウロン))
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	1 年次
単位	2 単位
授業時間 (前期)	木 4
講義目的	<p>近年、機能主義刑法学の立場を中心に総論軽視・各論重視の風潮が広まっている。しかしながら、刑法総論とは、本来、「犯罪とは何か」という主題に学問的にアプローチする営為であり、あらゆる個別犯罪の条文解釈を導く指針であると同時に、国家権力の刑罰権の限界を追究する学問領域でもある。その意味で、総論は、依然として刑法学全体の礎石であり、実務家養成を指向する法科大学院においても、安易な簡素化が許されるはずがない。もとより 2 単位という時間制限の中でその詳細な内容を、網羅的に講義し尽くすことは不可能であり、内容は必然的に、総論全体にわたる理論的対立の骨格や各場面における異なった観点の絡まり具合を理解させたいという判例の状況を分析し、自らによる学習・記憶の基礎を形成するための講義となる。</p>
各回の授業内容	<p>※ 詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメ参照のこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法の基本原則 1 侵害原則・謙抑原則・責任原則 2. 刑法の基本原則 2 罪刑法定原則 (事後法の禁止・刑法の解釈・刑法の明確性) 罪刑均衡原則 3. 犯罪論の体系 「行為・構成要件・違法・責任」の犯罪論体系とその意義 4. 犯罪論 1 (結果による犯罪の分類) 実害犯・危険犯・形式犯 5. 犯罪論 2 (未遂論) 実行の着手・中止犯・不能犯 6. 犯罪論 3 (因果関係論) 条件説・相当説・客観的帰属論・原因説 7. 犯罪論 4 (不作為犯論) 真正不作為犯と不真正不作為犯 8. 犯罪論 5 (違法論総説) 形式的違法と実質的違法、行為反価値と結果反価値 9. 犯罪論 6 (違法阻却事由)

	<p>法令行為・正当業務行為、正当防衛、緊急避難、超法規的違法阻却</p> <p>10. 犯罪論7（責任論総説） 主観的責任・客観的責任、責任原理の意義</p> <p>11. 犯罪論8（責任阻却事由） 責任能力、原因において自由な行為、期待可能性</p> <p>12. 犯罪論9（故意） 故意の内容、錯誤</p> <p>13. 犯罪論10（過失） 新旧過失論争、予見可能性、結果回避義務</p> <p>14. 犯罪論11（共犯論1） 共犯の基本原則・共同正犯</p> <p>15. 犯罪論12（共犯論2） 教唆犯・幫助犯、共犯の諸問題</p>
成績評価方法・基準	<p>1 成績は定期試験にて判定する。</p> <p>2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p> <p>3 再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。初めて読むときにわからない箇所が多々あるのは当然であり、少しも悩む必要はない。とにかく、途中でめげずに最後まで読み通すことが肝要である。通読する回数を重ねるごとに新たな発見や理解がある。体系書とはそのようなものである。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、直ちに、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>刑法の必携書としては、通読するための教科書と、択一の難問の解答や、実務家になった後もちよっとややこしい問題に出くわした時の処理を自分で見つけだせるように、かなり詳しい大きめの本の二種類を持っているのが望ましい。前者を教科書、後者を参考書として紹介する。ただし、「教科書」はどちらかと言えば未修者が初めて読んで全体を理解することを想定して選んでいるので、ある程度刑法については理解していると自負する諸君は、むしろ、後記の「参考書」の中から自分にあつたものを選ぶ方がいいかもしれない。</p> <p>1 教科書：①山口厚『刑法』（有斐閣）、あるいは、②木村光江『刑法』（東京大学出版会）いずれも総論・各論を一冊でまとめたもので、いずれもボリュームがやや薄めの本だが、入門用としては好適と言える。なお、授業は、講義レジュメに即して進めるので、この本を用意しなければ困るということではない。既に愛用の教科書を持っている方は、それで結構だが、刑法は最近改正の動きが急なので、少なくとも各論に関しては、なるべく新しいものをお勧めする。</p> <p>2 参考書：司試受験・実務を通じて頼りになる参考書としては、やはり定評のあるものがあるだろう。次の五冊のどれかを勧める。①大谷實『刑法講義総論・各論』（成文堂）②前田雅英『刑法総論講義』『刑法各論講義』（東大出版会）。いずれも司法試験の参考書としてベスト・セラーのもの。前者は既に4版、後者は3版を重ねている。理論内容としては必ずしも賛同しないが、どのような問題について調べても、大体、何らかの解答が見つかる点では、さすがによくできた教科書である。③山口厚『刑法総論』『刑法各論』（有斐閣）。新しいところでは、これだろう。総論が難解だという学生も多いが、各論のボリュームの厚さ、そして各論の個別犯罪の説明中で罪数問題に多く紙幅を割いている点が、新司法試験を睨んだものといえるだろう。④西田典之『刑法総論』『刑法各論』（弘文堂）も、学生間ではわかりやすいと好評のようで、山口総論を難解に感じた人にはこちらを勧める。⑤川端博『刑法総論講義』（成文堂）も、大部ではあるが、とても詳しく、何らかの疑問点に出くわしたときの参照用としてはお勧めである。</p>
<p>履修条件</p>	<p>一年次配当の必修科目である。一年生は必ず履修すること。</p>

21. 刑法Ⅱ(各論)

授業科目名 (カナ)	刑法Ⅱ(各論) (ケイホウニ(カクロン))
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	水3、金1
講義目的	<p>刑法各論は、個別犯罪現象の個性を学ぶと同時に、刑法総論上の基本原則との関連で個別条文を正確に理解していく作業でもある。カリキュラム構成上、刑法総論が2単位科目にとどまらざるを得ないため、各論の講義の中でも、折あるごとに刑法総論の問題への回帰を促しながら、可能な限り対話的な形で講義を進めていく。ここでも、時間的制約のため、各学説や判例の結論を暗記する作業は各人の努力に任せ、講義では、法益論を基礎に、個別条文の法益のとらえ方の差がどのような形で結論の差へと結びついていくか、その構造を十分に理解させることに力点を置く。</p> <p>なお、最後の3講(罪数論・刑罰論)は、通常、刑法総論の教科書で論述されるテーマであるが、時間配分と教育効果を考えて、各論の最後に置いている。</p>
各回の授業内容	<p>※ 詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメ参照のこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法益論と刑法各論 2. 個人法益総論 3. 生命に対する罪(殺人・同意殺人) 4. 身体に対する罪1(暴行・傷害・傷害致死) 5. 身体に対する罪2(同意傷害・現場助勢・同時傷害) 6. 身体に対する罪3(危険運転致死・凶器準備集合) 7. 身体に対する罪4(遺棄・堕胎) 8. 自由に対する罪1(逮捕・監禁・脅迫・強要・略取誘拐) 9. 自由に対する罪2(強姦・強制わいせつ) 10. 私的領域を侵す罪・信用業務に対する罪(住居侵入・信書開披・業務妨害等)

	<ol style="list-style-type: none"> 11. 名誉に対する罪（名誉毀損・侮辱） 12. 財産犯 1（総説） 13. 財産犯 2（窃盗） 14. 財産犯 3（強盗） 15. 財産犯 4（詐欺・恐喝） 16. 財産犯 5（横領・背任） 17. 財産犯 6（贓物・毀棄・隠匿） 18. 中間試験 19. 社会法益総論・公共危険を生じさせる罪 1（騒乱） 20. 公共危険を生じさせる罪 2（放火・出水・往来妨害・飲料水） 21. 偽造の罪 1（文書偽造） 22. 偽造の罪 2（通貨・有価証券・印章偽造） 23. 風俗に関する罪（わいせつ・重婚・賭博・礼拝所不敬・墳墓発掘・死体遺棄） 24. 国家法益総論・国家存立に対する罪（内乱・外患・国交） 25. 公務を害する罪（公務執行妨害・職務強要・談合等） 26. 司法作用に対する罪（逃走・犯人蔵匿・証拠隠滅・偽証・虚偽告訴） 27. 職権濫用の罪（職権濫用・暴行陵虐・賄賂の罪） 28. 罪数論（単純一罪、科刑上一罪、併合罪） 29. 刑罰論1（刑罰論の基本原則、刑罰の現状・分類） 30. 刑罰論2（刑罰決定の手順、現行刑罰の内容と問題点）
成績評価方法・基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 成績は、1～17回（個人法益）を範囲とした中間試験と、19～30回（社会・国家法益）を範囲とした期末試験（いずれも100点満点）の得点平均にて評価する。 2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。 3 再試験は実施しない。

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、なるべく早く、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>刑法Ⅰのシラバスを参照し、総論の教科書・参考書に対応した各論の本を用意すること。</p>
<p>履修条件</p>	<p>一年次必修科目である。前期科目である刑法Ⅰの単位修得を必ずしも前提とはしないが、上述のように刑法総論の理解が前提となっており、講義でも総論上の問題に多々踏み込むので、刑法Ⅰの単位を修得し損ねた諸君は、本講と並行して刑法総論を独学でマスターするくらいの意気込みで挑んでほしい。</p>

22. 刑事手続法(2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)

授業科目名 (カナ)	刑事手続法 (ケイジテツヅキホウ) (2011・2010年度入学生) 刑事訴訟法 (ケイジンショウホウ) (2009年度以前入学生)
担当教員名 (カナ)	小山 雅亀 (コヤマ マサキ)
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	火1、金1
講義目的	<p>実体刑法についての十分な理解を前提にして、実体刑法の具体的実現をはかる手続きを規定する刑事訴訟法(「形式的意味での刑事訴訟法」ではなく「実質的意味の刑事訴訟法」を意味する)を——学生の積極的参加(双方向性)を前提としつつ——講義する。刑事訴訟法学の基本的理論を押さえた上で、実践的な活用を行う基礎的能力を養成することを目的とする。</p> <p>本講義は、下記の「各回ごとの授業内容」に示した所からも明らかなように、おおむね刑事手続きの進行に合わせて、講義を進めていく予定である(講義のより詳細な内容については、配布するレジュメを参照)。ただし、各回の講義内容については、授業の進行に応じて変更することがある。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事訴訟法概説 刑事訴訟法の歴史的概観と全体像理解を目的 2. 捜査概論・捜査の原則 捜査の意義と捜査機関の権限の理解を目的 主として令状主義、強制処分法定主義の理解を目的 3. 捜査各論1 (捜査の端緒) 主として職務質問・自動車検問に関する諸問題の理解を目的 4. 捜査各論2 (対人的強制処分総論) 任意捜査と強制捜査の区分、被疑者の取調べに伴う問題の理解を目的 5. 捜査各論3 (対人的強制処分各論1) 対人的強制処分(主として逮捕・勾留)の全体的理解を目的 6. 捜査各論4 (対人的強制処分各論2)

	<p>主として逮捕・勾留をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>7. 捜査各論 5 (対物的強制処分総論) 対物的強制処分の全体的理解を目的</p> <p>8. 捜査各論 6 (対物的強制処分各論) 対物的強制処分をめぐる個別的論点の理解を目的</p> <p>9. 捜査各論 7 (その他の強制処分) 通信傍受やその他の捜査手段についての理解を目的</p> <p>10. 被疑者の防御権概論 捜査段階における被疑者の防御権の全体的理解を目的</p> <p>11. 被疑者の防御権各論 主として弁護人の援助を受ける権利をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>12. 捜査の終結と検察官の事件処理 捜査終了時における処分の全体像の理解を目的</p> <p>13. 公訴概論 公訴の全体像の理解を目的</p> <p>14. 公訴各論 公訴手続きをめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>15. 訴訟条件概論 訴訟条件の意味と全体的な理解を目的</p> <p>16. 中間試験・解説</p> <p>17. 公判概論 起訴後の手続き (公判手続き) の概略と基本原則の理解を目的</p> <p>18. 公判手続き各論(1) 公判の準備手続き、特に公判前整理手続きの理解</p> <p>19. 公判手続き各論(2)</p>
--	---

	<p>多様な形態の公判手続きの理解を目的</p> <p>20. 審判対象概論 審判対象の意味と全体的な理解を目的</p> <p>21. 審判対象各論 主として訴因をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>22. 証拠法概論 証拠法の意味と全体像の理解を目的</p> <p>23. 証拠法各論 1（証拠能力と証明力） 証拠能力と証明力をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>24. 証拠法各論 2（伝聞法則の基本） 伝聞法則をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>25. 証拠法各論 3（伝聞例外） 特に伝聞例外をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>26. 証拠法各論 4（自白法則） 自白法則をめぐる諸問題の理解を目的</p> <p>27. 証拠法各論5(違法収集証拠排除法則) 違法収集用個排除に関する問題点の理解を目的</p> <p>28. 証拠法各論 5（証拠法の諸問題） 23講から27講で検討できない証拠法上の諸問題の理解を目的</p> <p>29. 裁判と上訴概論 裁判と上訴の意味と全体像の理解を目的</p> <p>30. まとめ</p> <p>期末試験</p>
--	--

成績評価方法・基準	試験の結果(中間試験と期末試験)と講義の中で指摘する課題への取り組み(4回の小テストを含む)を総合的に評価する。おおむね前者を75点(中間試験を25点、短答式試験を含む期末試験を50点)、後者を25点で採点して合計する。なお、再試験は行わない。
準備学習等についての具体的な指示	以下に指摘する教科書・参考書において十分な理解を得た上で講義に積極的な姿勢で臨むことが求められる。
教科書・参考文献	教科書：田口守一『刑事訴訟法(第5版)』弘文堂 参考文献：井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』(有斐閣) その他は参考図書に指定したもの なお、レジュメおよび参考資料は配布する予定である。
履修条件	刑法ⅠとⅡを履修していること。

23. 刑事法演習

授業科目名 (カナ)	刑事法演習(1)(2) (ケイジホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1)月2 (2)水3
講義目的	<p>理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目である。教材としては梅崎の作成した8個の長文の事例問題を用いる。刑法独自の問題事例を学修した後、刑訴法的観点も混じった融合的問題へと進む。</p> <p>その際、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用 (2) 事実に基づく評価の訓練 (3) 法的論述の訓練 <p>に力点を置いて、講義を行う。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 答案提出 (各人2回) ・配布 (2) 双方向授業による論点及び必要知識等の確認 (30～40分程度) (3) 教員による解題 (60分程度) (4) 教員による答案講評・質疑 (30～40分程度)
成績評価方法・基準	<p>定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、出席状況の総合評価とする。</p> <p>各評価項目間の点数配分</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事例答案1 2割 (2) 事例答案2 2割 (3) 発言等の平常点 2割 (4) 定期試験 4割 (5) 出席点 欠席・遅刻数に応じ減点 <p>なお、出席が6割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>(1) 事例問題について各人、割り当てられた問題の答案を事前に作成して提出すること。答案作成時に教科書や判例を参照することは可とする。</p> <p>(2) 各回の準備については、各回に実施予定の問題を検討し、答案構成を考えてくることを最低条件とする。</p> <p>(3) 具体的な答案の書き方、予習準備等については、第1回の講義で詳しく説明する。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教材は必要毎に配布する</p>
<p>履修条件</p>	<p>2年次配当の必修科目である。2年生は必ず履修すること。</p>

24. 刑事法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習 I (1) (2) (ケイジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1)水2 (2)水1
講義目的	詐欺等被疑事件及び業務上横領被疑事件の各事例につき、事件発生から捜査の開始、公訴の提起、公判審理を経て判決に至るまでの流れを物語形式で構成した教材(事例研究教材)を使用して、捜査と公判における一連の手続と、実体法上の論点が実際の事件でどのように問題となるのかを学んでもらう。そして、各段階において、裁判官、検察官及び弁護士はそれぞれの立場からどのような法的判断を行うことが求められるのか、それに基づいていかなる活動を行うのかについて、検討課題に対する議論を通じて理解してもらう。
各回の授業内容	<p>【詐欺等被疑事件における事案の概要】</p> <p>被告人は、あらかじめ偽造に係る自動車運転免許証(氏名欄には甲藤太郎との記載があり、貼付された顔写真も被告人のものであるが、本籍や生年月日等は被告人のものとは異なるもの)等を準備し、平成15年1月29日午後1時20分ころ、消費者金融会社の株式会社ウォーターC町南支店において、同支店備付けの借入申込書用紙の氏名欄に「甲藤太郎」と記載し、他の記入事項についても上記偽造運転免許証と同様の記載をするなどして借入申込書1通を偽造した上、同支店の女性従業員に対して、これを同運転免許証とともに提出行使し、借入名下に金員を詐取しようとしたが、同運転免許証が偽造のものを看破されて未遂に終わり、前記支店に臨場した警察官に現行犯人として逮捕された。(事例研究教材の頁数は48頁)</p> <p>【業務上横領被疑事件における事案の概要】</p> <p>(1) 犯行に至る経緯</p> <p>甲野花子は、短大卒業後、建設会社に就職していたが、会社の金を使い込んだことが発覚して退職し、その後、化粧品販売員として稼動していたところ、A市内にある株式会社S商事の営業担当社員松田夏子と知り合ったことがきっかけとなり、平成15年3月1日から、解雇される同年10月31日まで、同社で営業担当社員として稼動していた。</p> <p>甲野は、同年5月ころから、「Tカンパニー」という名称を用いてS商事の取引先から商品を仕入れて知り合いのG商店に販売するという個人取引を行っていたが、同年8月上旬には、クレジットカード利用代金や消費者金融の返</p>

済、あるいはホストクラブ等で遊興する費用としてさらに多額の金を必要とし、S商事の売上金を不正に取得しようと考えた。

(2) 本件の概要

- ① 甲野は、平成15年8月1日、I商店から健康ドリンク200ケース（販売価格合計140万円）の注文を受けたが、その代金を自己名義の銀行口座に入金させた後費消し、その後2回に分けてS商事に入金して犯行を隠ぺいしようと考えた。そこで、甲野は、S商事の専務取締役業務部長として業務全般を管理している乙山和子に対し、I商店の都合で2回に分けて集金したいなどと嘘を言って信用させ、8月2日付け及び同月21日付けの2枚の納品伝票を作成させ、8月2日に商品を納品させた。次いで、甲野は、I商店の担当者に対し、集金に行けないなどと嘘を言って「甲野花子」名義の銀行口座に代金を入金するよう依頼したところ、8月4日、同口座に140万円が振り込まれた。甲野は、同日から8月9日までの間に、遊興費やクレジット会社に対する支払いなどのために115万円余りを費消した。甲野は、下記②および③の犯行によって55万円を不正に取得し、これに個人取引によって得た金額を加えて70万円を用意し、9月17日、I商店の名義を冒用してS商事名義の銀行口座に振り込んだが、残額70万円を入金することができなかった。
- ② 甲野は、平成15年9月6日、H商店から健康まくら50個（販売価格合計20万円）の注文を受け、出荷伝票を作成するなどして和子に報告し、納品させた。その後、甲野は、H商店から品質が違うなどと言われて返品を要求されたことがきっかけとなり、その健康まくらを他店に転売して得た代金を上記①の70万円の一部に充当しようと考え、和子に報告することなく、9月10日、H商店から同まくらを受け取り、同日、R商店に売却した。9月11日、R商店から「Tカンパニー高野一郎」名義の銀行口座に代金20万円が振り込まれ、この代金は上記①の犯行の穴埋めとして費消された。
- ③ 甲野は、実際にはJ商店から商品の注文を受けていないのに、受けたかのように装ってS商事からJ商店に送付させた上、これをさらにJ商店からG商店に送付させ、G商店から販売代金を集金して上記①の70万円の一部に充当しようと考えた。そこで、甲野は、平成15年9月10日、G商店に対して健康ドリンク50ケース（販売価格35万円）を販売する契約を締結した。次いで、9月11日、真実はJ商店との間に健康ドリンクの売買契約はないのに、J商店が健康ドリンクを注文したという内容虚偽の出荷伝票を作成して、和子らにJ商店から健康ドリンク50ケースの注文があったものと誤信させ、S商事からJ商店に送付させた。その後、甲野は、J商店に連絡を入れて、納品先を間違ってしまったので商品が到着したらG商店に送ってほしいなどと依頼し、9月14日、J商店からG商店に健康ドリンクを送付させた。9月16日、G商店から「Tカンパニー高野一郎」名義の銀行口座

	<p>に代金35万円が振り込まれた。この代金も上記①の犯行の穴埋めとして費消された。</p> <p>④ 甲野は、正規販売価格を下回る廉価で販売して商品代金を不正に取得しようと考え、平成15年10月17日、K商店に健康ドリンク200ケース(1ケースの正規販売価格7000円、正規販売価格合計140万円)を1ケース4000円合計80万円で販売すると約束しながら、出荷伝票には販売価格を1ケース7000円140万円であると記載して和子らに提出し、K商店に健康ドリンク200ケースを合計140万円で販売するものと誤信させて納品させた。その後、甲野は、S商事を解雇されたにもかかわらず、11月1日、K商店から代金として80万円を受け取り、生活費や遊興費として費消した。(事例研究教材の頁数は56頁)</p>
成績評価方法・基準	<p>詐欺等被疑事件での検討事項のうちの1問と、業務上横領事件での検討事項のうちの1問につきレポートの提出を求め、それぞれのレポートに対する評価を15点満点で行う。</p> <p>また、授業で検討した内容に基づいて期末試験を行い、70点満点で採点する。授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各事件につき、物語形式の資料を事前に配布するが、授業における議論の前提となるので、授業の前に数回繰り返して目を通しておくことが望ましい。</p> <p>設問については、指名した学生に発言を求めるが、予習をしてもわからないような問題も多く含まれるので、「正解」を意識することなく自由な発想で答えてもらえば足りる。授業に集中し、各自理解が不足している部分については十分に復習してほしい。</p> <p>教科書を読むだけでは、刑事事件に携わる法曹三者の緊張関係を実感することは難しいが、この授業を通じて、刑事実務の生々しさが理解できるものと考えている。</p> <p>その反面、真剣な態度で授業に臨まなければ、単位取得はできないということを、予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法、刑訴法の教科書
履修条件	特になし。

25. 刑事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習Ⅱ (1)(2) (ケイジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)金2 (2)金4
講義目的	<p>刑事法総合演習Ⅰまでに身につけた法的知識と法的判断能力を前提として、刑事法全般におけるいわゆる論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解してもらおう。そして、証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本、認定した事実に対する擬律判断を身に付けさせることを目的とする。</p> <p>そのための手段として、刑事模擬記録に基づき、各種捜査記録(証拠)を収集・作成することの必要性や、それぞれの証拠が持つ意味内容を説明するとともに、各証拠の評価と事実認定や、成立する犯罪等について、検討課題を予め提示し、その検討課題に基づいて双方向・多方向の議論を交えながら理解を深めていく。</p> <p>また、証拠等関係カードや公判調書等の公判記録の読み方や、公判前整理手続における証拠開示請求について講義し、法科大学院における刑事系科目の仕上げを図る。</p>

各回の授業内容	<p>【詐欺事件における事案の概要】</p> <p>被疑者木場伸司は、36歳の無職者で、無銭飲食による執行猶予前科1犯（猶予期間は経過）及び同種前歴2件を有している。平成16年10月3日（日曜日）の夜、所持金が1535円しかないのに、都内の居酒屋で5370円相当の無銭飲食をし、経営者からの通報で臨場した警察官によって現行犯逮捕された。被疑者は、逮捕直後、所持金があったが飲食後に紛失に気づいたと弁解して犯意を否認したが、翌日自白し、10日間の勾留を経て起訴された。</p> <p>国選弁護人が選任されて接見したところ、被疑者は再び犯意を否認したため、第1回公判で弁護人は無罪を主張し、自白調書の任意性と信用性を争った。第2回公判で任意性に関する被告人質問が行われ、第3回公判で罪体に関する被告人質問、逮捕警察官の証人尋問、被害店の経営者夫婦の尋問が行われ、第4回公判で弁護人申請の証人2名、情状に関する被告人質問と論告、弁論が行われ、第5回公判で判決が言い渡された。</p> <p>【業務上横領事件における事案の概要】</p> <p>1 犯行に至る経緯</p> <p>被告人は、大学を中退した後、職を転々とし、平成14年10月ころ、コンビニでアルバイト中に知り合った品川徹（以下、「品川社長」という。）に誘われ、同人が代表取締役を務め、居酒屋経営を目的とする株式会社赤レンガに入社し、同15年6月から、同社が経営する居酒屋であり、本件被害店の「赤レンガ桜田門店」の店長として稼働していた。</p> <p>ところが、品川社長は、同年16年11月ころ、その婚約者である田町洋子を株式会社赤レンガの社員とした上、赤レンガ桜田門店（以下、「被害店」ということがある。）の責任者としてマネージャーという役職を新たに設け、これに田町（以下、田町マネージャーという。）を就任させ、被告人を事実上降格させた。</p> <p>さらに、品川社長は、被告人の勤務態度怠慢等を理由に、同年11月、12月と立て続けにその給料を減額し、被告人の同年12月分以後の給料額は手取りで約17万5000円となった。</p> <p>2 被害店における売上金の管理システム</p> <p>株式会社赤レンガ経営の各店舗では、毎日の営業終了後、直ちに売上金を集計し、これを取引銀行である甲銀行の最寄りの支店の夜間金庫に投入して株式会社赤レンガ名義の普通預金口座に入金することを厳守していた。</p> <p>株式会社赤レンガでは、その内規上、各店舗の売上金管理は責任者である店長の職責であること、売上金管理とは、毎日の営業終了後における売上金の集計から夜間金庫への投入までの一連の作業をいい、売上金は各営業日終了後に必ず最寄りの甲銀行支店の夜間金庫に投入することが明記されていた。もっとも、平成16年11月、品川社長は、被害店にマネージャーを設けた際、内規を変更し、マネージャーがいる店舗ではマネージャーが店の責任者であり、マ</p>
---------	---

ネージャーが売上金の管理を行うものと内規に明記された。

こうして、平成16年10月までは、被告人が被害店の売上金を管理していたが、同年11月の田町マネージャー就任後は、田町マネージャーが同店の売上金を管理するようになった。そして、田町マネージャーが欠勤等のため売上金を集計できない場合に限り、被告人が代わって集計等を行うことになった。

そのため、夜間金庫用バッグの鍵は田町マネージャーと被告人が1本ずつ保管していた。

しかし、売上金を夜間金庫に投入する作業だけは、深夜、女性が大金を持ち歩くことが危険であるとの防犯上の理由から、田町マネージャーの依頼で被告人が引き続き行っていた。集計後の売上金は、銀行から貸与されていた夜間金庫用バッグに、田町マネージャーが収納して施錠の上、被告人に手交し、被告人が夜間金庫に投入しており、夜間金庫投入口の鍵は被告人だけが保管していた。なお、被告人が欠勤した際の売上金は、田町マネージャーが店舗内のレジに施錠の上保管し、翌日、被告人が出勤した際に2日分の売上金を一括して夜間金庫に投入しており、田町マネージャーが夜間金庫に売上金を投入することはなかった。

なお、株式会社赤レンガでは、同社経営の各店舗から集められた売上日報の記載と株式会社赤レンガ名義の普通預金口座への入金状況から、各店舗の売上状況を把握していた。

3 犯行状況等

被告人は、自己が欠勤した翌日である平成17年1月13日の営業終了後すなわち、同月14日午前2時ころ、田町マネージャーから、12日分と13日分の売上金が混在する形で一括収納された上、施錠された夜間金庫用バッグを受け取り、これを自車で帰宅する際、被害店から甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前路上に停車中の自車内において、同バッグを自ら保管する鍵で開錠した上、13日分の売上金117万4367円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、12日分の売上金112万7655円と同日分の入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを改めて施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った13日分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。

なお、被告人は、赤レンガ本社に犯行が発覚しないように、赤レンガ桜田門店から本社に提出する12日分と13日分の偽の売上日報を同店事務室備え付けのパソコンで作成した。すなわち、この両日分の売上日報の売上金額を合計額すれば、14日未明に夜間金庫に入金された金額（12日分の真実の売上金額）と一致するようにそれぞれの売上金額欄に記載し、これら偽の売上日報を本社に郵送した。これは、赤レンガ本社担当者が送付された売上日報と甲銀行に入金された金額とを照合して売上金の入金状況をチェックするので、かかる作業過程で不正が発覚しないように工作したものであった。

次に、被告人は、自己が欠勤した翌日である同年2月9日の営業終了後、す

	<p>なわち、同月10日午前2時ころ、田町マネージャーが不在であったため、自ら売上金の集計を行った上、他の従業員に怪しまれないように、いったんは、夜間金庫用バッグに、レジ内に保管されていた8日分の売上金と入金伝票、9日分の売上金と入金伝票を収納し、これを自車で被害店から甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前路上に停車中の自車内において、同バッグから9日分の売上金126万4993円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、8日分の売上金118万7890円と同日分の入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った9日分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。</p> <p>被告人は、前回と同様の方法で、8日分と9日分の偽の売上日報を作成し、本社に送付した。</p> <p>さらに、被告人は、同年3月6日（日）の営業終了後、すなわち、同月7日（月）午前2時ころ、田町マネージャーから、4日（金）分、5日（土）分、6日（日）分の売上金が収納され、施錠された夜間金庫用バッグを受け取り、これを被害店から自車で甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前に停車中の自車内において、同バッグを自ら保管する鍵で開錠した上、4日（金）分の売上金117万5579円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、5日分と6日分の売上金と入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った4日（金）分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。</p> <p>被告人は、前2回と同様の方法で、4日分、5日分、6日分の偽の売上日報を作成し、本社に送付した。</p> <p>4 発覚の経緯</p> <p>赤レンガ本社経理担当者は、赤レンガ桜田門店の売上に関し、通常に比して極めて少額に止まる営業日があることを不審に感じ、同店に対する臨時監査を行ったところ、売上金が不明となっている事実が判明したことから、同社代表取締役社長品川徹が田町マネージャーを伴ってA県桜田門警察署に本件各被害の届出を行った。</p>
成績評価方法・基準	<p>詐欺等被疑事件での検討事項のうちの1問と、業務上横領事件での検討事項のうちの1問につきレポートの提出を求め、それぞれのレポートに対する評価を15点満点で行う。</p> <p>また、授業で検討した内容に基づいて期末試験を行い、70点満点で採点する。授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>

準備学習等についての具体的な指示	<p>実際の捜査・公判実務において、刑法や刑事訴訟法の論点がどのように現実化してくるのかといった実務的観点から、教科書等には触れられていない内容を解説することになる。そのため、授業には気持ちを集中して臨む必要があり、受講生に対する口頭での発問も含め、授業内容を聞き漏らすと、期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので、そのことを予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

26. 民事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	民事訴訟実務の基礎(1)(2) (ミンジソショウジツムノキノ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)水1 (2)水2
講義目的	民法等の実体法あるいは民事訴訟法に関する知識を有するだけでは、実務家としての基本的な能力として不十分といわざるを得ないところがある。そこで、典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟法の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学び、その基礎にある思考力を身につけることによって、実務家としての基本的な能力を養うことを目的とする。また、授業後半には、模擬記録を使用してレポートの提出を求め、成績評価に加える。
各回ごとの授業内容	<p>1. 要件事実総論① 民事訴訟の基本構造から、民事裁判の特質、権利の継続性の原則、主張立証責任の概念を学ぶ。</p> <p>2. 要件事実総論②・売買代金請求① 主張立証責任の分配について学んだ後、テキスト第1問に入り、訴訟物、要件事実が果たす役割、請求権発生の根拠について学ぶ。</p> <p>3. 売買代金支払請求② テキスト第1問を題材に、売買の要件事実（代金支払期限の合意、売主の所有権、目的物の引渡し）を学ぶ。</p> <p>4. 売買代金支払請求③ 認否の態様・必要性、主要事実・間接事実・補助事実を学び、テキスト第2問に入り、訴訟物、請求原因を検討した後、請求原因・抗弁・再抗弁等の関係、否認と抗弁、抗弁の種類、消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。</p> <p>5. 売買代金支払請求④・貸金返還請求① テキスト第3問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を学び、関連する問題として、期限の到来・経過・徒過、期間の経過について学んだ後、テキスト第4問に入り、貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論、弁済期の到来）を学ぶ。</p> <p>6. 貸金返還請求② テキスト第5問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因について整理し、弁済の抗弁に関する要件事実を学び、テキストを離れて付帯請求に関する要件事実（その法的性質、履行遅滞の要件事実）を学ぶ。</p>

7. 所有権に基づく不動産明渡請求①

いわゆる二段の推定について学び、テキスト第6問に入り、建物収去土地明渡請求訴訟における訴訟物、占有正権原の立証責任、権利自白、占有の時的要素について学ぶ。

8. 所有権に基づく不動産明渡請求②

所有権喪失の抗弁を学んだ後、テキスト第7問に入り、請求の趣旨、訴訟物を押さえ、権利自白の成立時点、対抗要件（登記）をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。

9. 所有権に基づく不動産明渡請求③

テキスト第8問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、所有権喪失の抗弁を学び、さらにテキスト第9問に入って、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、占有正権原の抗弁（賃貸借契約）について学ぶ。

10. 不動産登記手続請求①

テキスト第10問に入り、登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法、訴訟物（登記請求権の種類）、請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び、テキスト第11問に入り、請求の趣旨、訴訟物をふまえて、請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実（時効の援用も含む）を学ぶ。

11. 不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求①

テキスト第12問において、請求の趣旨、訴訟物、請求原因をふまえて、登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び、さらにテキスト第13問に入り、賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物、請求原因における要件事実、抗弁において借地借家法の適用について学ぶ。

12. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②

テキストを離れ、一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払、無催告特約、増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び、その中で、規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。

13. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求

前回到引き続き、賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を学んだ後、テキスト第14問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨、訴訟物をおさえ、即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。

14. 譲受債権請求・その他

テキスト第15問の譲受債権請求について、請求の趣旨、訴訟物をおさえ、請求原因における要件事実、対抗要件の抗弁についての要件事実を学ぶ。その後、テキストを離れて、一般的によく主張される虚偽表示、代理、表見代理に関する要件事実を学ぶ。

15. レポート用問題の解説・まとめ

提出してもらったレポートに関して解説を行い、要件事実に関する総まとめを行う。

成績評価方法・基準	<p>レポートの点数を20点満点，期末試験の点数を80点満点として，その合計点により判断する。</p> <p>なお，特段の理由がない限り，5回を超えて欠席した場合，試験の受験を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>後掲の教科書の該当部分を熟読し，あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また，復習として，テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して，事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。</p> <p>12回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：司法研修所編「改訂 問題研究 要件事実」法曹会</p> <p>参考書：加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第2版」</p>
履修条件	<p>民法・民事手続法を履修していること。</p>

27. 刑事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	刑事訴訟実務の基礎 (ケイジソショウジツムノキノ)
担当教員名 (カナ)	一瀬悦朗・(イチノセ エツオ)・小野寺雅之(オノデラ マサユキ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義目的	<p>捜査・公判を通じての刑事実務において、裁判官、検察官及び弁護士それぞれの立場が果たすべき役割につき、基礎的な知識や理解を身につけさせることを目的とする。</p> <p>前半は、簡易な事件記録をもとに弁論要旨等の起案をさせ、その講評を通じて、刑事裁判における弁護人の役割について十分に理解させる。</p> <p>また、裁判所から見た刑事裁判では、各手続の段階における訴訟指揮のあり方を事件記録を通じて考えさせることによって、各当事者に認められている訴訟法上の権能を理解させるほか、判決その他の裁判所作成文書を起案させ、その講評を通じて、事実認定力、さらには刑事実体法及び刑事手続法双方をより正確に理解させる。</p> <p>後半は、受講生に刑事訴訟法の理解があることを前提として、現実の事件ではどのように刑事手続が進められ、刑事訴訟法上の争点がどのように具体化するのかを理解してもらう。</p> <p>教科書として『入門刑事手続法[第5版]』（三井誠・酒巻匡著，有斐閣）を使用し、教科書を読んだだけでは理解しにくい内容について、小野寺作成による『西南学院法科大学院生のための実務刑訴問題演習』を中心に、その内容を口頭で分かりやすく説明する。</p> <p>そこでは、抽象的・観念的な議論にとどまることなく、実際の刑事手続の流れを前提として、具体的に法曹三者のそれぞれの立場に立ったことを想定した視点から、問題の所在を把握し、それに対してどのような対処が相当かを柔軟に考えてもらうこととする。</p> <p>授業で検討した演習問題について受講生が答案を作成した場合には、個別の添削指導にも応じるので、より深い理解を求めることが可能となる。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強盗被告事件についての公判期日とし、検察官請求にかかる書証の取調べま でを終了する。 2. 同事件の公判期日とし、被害者と目撃者2名の証人尋問を行う。 3. 同事件の公判期日とし、被告人質問を行う。この後、各自に判決起案をさせ る。提出期限は2週間後を予定している。 4. 弁護人の立場から、反対尋問の技術についての研修DVDを見て、刑事裁判 における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。 5. 判決起案講評1、主文、罪となるべき事実、法令の適用について、解説する 中で、起案するにあたって、注意すべき点等を示す。 6. 判決起案講評1、事案分析を基に、事実認定の基本的な手法を示す。この後、 刑法・刑事訴訟法の事例問題を各1問課題として出して答案の起案をさせる。 提出期限は1週間後を予定している。 7. 事例問題講評、各事例問題の講評を通じて、刑事系の問題についての問題解 決のための思考方法を検討する。 8. 【職務質問とそれの続き捜査の適法性】について検討する。 [設問] 甲は、夜、帰宅途中、路上で、背後から近づいてきた2人組の男性からバッグ を奪われたが、犯人の男性の後を追跡し、2人があるアパートの一室に入ったこ とを確認するや、付近を探してコンビニエンスストアに飛び込み、同所から11 0番通報した。駆けつけた警察官乙及び丙は、その場で甲から簡単に事情を聞いた 後、甲を伴い同室を訪れた。すると、外国人風の男性Aが出てきて、玄関内で 奥の室内に続くドアを背にして応対し、片言の日本語で「何も知りません。私は ここに住んでいます。」と答えたが、背後のドアを気にし、落ち着かない様子で あった。甲は警察官乙及び丙に対し、Aが犯人の一人である旨述べた。警察官乙 は、奥の室内にもう一人の犯人が隠れているとの疑いを抱くと同時に、盗品など の証拠品も隠匿されているのではないかと考え、玄関たたきから玄関床上に一歩 足を踏み入れて手を伸ばし、Aの背後のドアを押し開けた。警察官乙とともに部 屋の中をのぞき込んだ甲は、家具の陰にBが隠れようとするのを目撃し、警察官 乙に対し、「もう一人の犯人に似ているような気がします。」と訴えた。また警 察官乙は、テーブルの脇にバッグらしき物があることに気づき、盗品のバッグで はないかと考え、直ちに室内に立ち入り、バッグを取り上げ、警察官丙に手渡し た。警察官丙が甲にバッグを示したところ、甲は、そのバッグは自分のものであ ると述べた。そこで、警察官乙は、バッグを押収するとともに、AとBを逮捕し た。 この一連の手続の適法性を検討しなさい。 9. 【任意捜査と強制捜査との区別】について検討する。 [設問] 大型貨物自動車が対向車線にはみ出し、対向してきた普通乗用自動車と衝突し
----------------	--

て、普通乗用自動車の運転者が死亡した事故が発生し、大型貨物自動車の運転者Aも病院に収容された。警察官甲が病院に赴いたところ、Aは意識不明であったが、Aの呼気から酒臭が感じられた。そこで、甲は、Aを病院に運んだ救急隊員から事情を聴取したところ、Aから酒臭がしていたなどと聞いたことから、飲酒運転の疑いを抱き、医師の了解を得て、Aのアルコール保有度の鑑定をするため、約1分間、泥酔者用のアルコール検知用ビニール袋をAの口に近づけて呼気を採取し、これを検知管を通じて検知した。

甲の上記措置の適法性を検討しなさい。

甲が、Aのアルコールの保有度を鑑定するため、医師に依頼して注射器によりAの血液を約5グラム(約5ミリリットル)採取してもらった上でこの血液を領置し、これを資料として鑑定を囑託した場合、この措置は適法か検討しなさい。

10. 【審判の対象】・【訴因の特定(傷害致死事案)】について検討する。

[設問]

刑事裁判における審判の対象について説明しなさい。

[設問]

傷害致死事件において、死体解剖の結果、死体にあった頭蓋底骨折は外傷性脳障害を引き起こして死亡の原因となり得るという鑑定結果が得られたこと、被告人らとともに被害者に暴行を加えたら被害者が動かなくなったとの共犯者の供述及び同趣旨の被告人の概括的自白などが得られたものの、死亡結果に結びつく具体的暴行についての供述は得られなかったことから、検察官は、訴因に「被告人は、平成〇年〇月〇日ころ、×県×市×町×番地×方において、被害者Bに対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、同人に頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、同人を頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡するに至らしめた」旨記載して起訴した。

この場合、訴因の特定は足りているか。

11. 【訴因変更の可否】について検討する。

[設問]

F地方検察庁の検察官Pは、「X(非公務員)は、乙から、『F市の市長である甲に働きかけ、F市職員採用試験において乙の長女丙を合格させ、F市の職員として採用させてもらいたい。』と頼まれ、現金200万円を受け取った。その後、Xは、甲に対し、乙から丙がF市の職員として採用されるよう便宜を図ってもらいたいと頼まれた旨を伝えるとともに、上記200万円の中から100万円を渡した。甲は、市長としての権限を不正に行使し、上記採用試験の合格点に至っていない丙を合格者とした上、F市の職員として採用した。」という事案において、Xを以下の公訴事実(本位的訴因)により公判請求した。

[甲は、平成15年4月15日から同17年2月25日までの間、F県F市の市長として、同市職員の任用に関し、採用試験合格者の決定及び任命等の事務を統括掌理する職務を行っていたものであるが、被告人Xは、甲と共謀の上、同

	<p>16年12月23日ころ、同市S所在のX宅において、同市の住民乙から、同市が実施した平成17年度同市職員採用試験に応募した同人の長女丙を、同試験の第1次試験に合格させるなど便宜な取り計らいをした上、同女を同市職員に採用されたい趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、現金200万円の供与を受け、もって甲の上記職務に関し賄賂を収受したものである。]</p> <p>その後、証拠調べが行われて審理が進むにつれ、検察官Pは、裁判所の心証が上記本位的訴因とは異なるところにあるのではないかと考え、上記公訴事実は維持した上、以下の公訴事実を予備的訴因として追加請求した。</p> <p>[甲は、平成15年4月15日から同17年2月25日までの間、F県F市の市長として、同市職員の任用に関し、採用試験合格者の決定及び任命等の事務を統括掌理する職務を行っていたものであるが、被告人Xは、同市の住民乙と共謀の上、同16年12月24日ころ、同市T所在の甲宅において、甲に対し、同市が実施した平成17年度同市職員採用試験に応募した乙の長女丙を、同試験の第1次試験に合格させるなど便宜な取り計らいをした上、同女を同市職員に採用されたい趣旨のもとに現金100万円を供与し、もって甲の上記職務に関し賄賂を供与したものである。]</p> <p>12～13. 【伝聞法則の基礎理論】について検討する。</p> <p>[設問]</p> <p>伝聞法則の意義・根拠を述べ、伝聞証拠でありながら伝聞法則が適用されない場合につき、具体例を挙げて説明しなさい。</p> <p>また、伝聞法則は適用されるが、証拠能力は肯定されるという証拠について説明しなさい。</p> <p>14. 【自白に関する基礎理論】について検討する。</p> <p>自白に関する次の各小問に答えなさい。</p> <p>(1) 自白及び自白法則の意義について述べなさい。</p> <p>(2) 自白法則の法的根拠について説明しなさい。</p> <p>15. 総括 — 検察側・弁護側という立場を超えた事実認定力・法曹としての事件処理に対するフェアな取組みの重要性について理解させる。</p>
成績評価方法・基準	<p>前半の授業で提出を求めた各起案につき、合計50点満点で評価する。</p> <p>後半の授業で検討した内容に基づいて、期末試験（50点を満点とする）を行う。</p> <p>授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格がない。</p> <p>再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>

準備学習等についての具体的な指示	<p>刑事実体法，刑事手続法については，一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって，刑法，刑事訴訟法の勉強は，日頃から，十分に行うことを求める。また，講義時間には制限があるため，事前に記録を配布して，自宅での起案を求めることがあり得る。</p>
教科書・参考文献	<p>各自が使用している刑法の教科書 入門刑事手続法[第4版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著 刑事訴訟法 [第四版補正版] 田口守一著 刑事弁護実務（法曹会） 刑事判決起案の手引き（法曹会）入門刑事手続法[第4版]</p>
履修条件	<p>憲法，特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。</p>

28. 法曹倫理

授業科目名 (カナ)	法曹倫理 (ホウソウリンリ)
担当教員名 (カナ)	渡辺 洋祐 (ワタナベ ヨウスケ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水1
講義目的	<p>紛争当事者の正当な権利の擁護・利益の実現，紛争の根本的な解決，自由で公正な社会の実現に寄与する法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とする。</p> <p>上記目的を達成するために，弁護士法，弁護士職務基本規程その他のルールを理解させると共に，適宜，実際に発生した不祥事例等を題材に法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを教員と学生とで議論する。</p>
各回の授業内容	<p>指定のテキストに従い，下記のとおり授業を進めていく予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 法曹倫理とは何か 第2回 弁護士倫理 (総説) 第3回 弁護士と依頼者の関係 第4回 職務を大野会うことのできない事件 第5回 弁護士報酬・広告と倫理 第6回 弁護士と民事訴訟・執行・ADR 第7回 企業法務と弁護士 第8回 弁護士と社会活動 第9回 刑事弁護における倫理 第10回 弁護士懲戒制度 第11回 在るべき裁判官像と裁判官制度 第12回 裁判官の執務と倫理 第13回 検察官の執務と倫理 第14回 予備日 第15回 予備日</p>
成績評価方法・基準	<p>学期末試験と授業態度との評価の割合を5：5とする。</p> <p>なお，出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>

準備学習等についての具体的な指示	<p>予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。</p> <p>また、次回の授業用の資料を配布した場合は、資料を検討して授業に臨むこと。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…小島武司・田中成明・伊藤眞・加藤新太郎編「法曹倫理」（有斐閣）</p> <p>参考書…日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法第4版」（弘文堂）</p> <p>※ 参考書については、図書館の2階指定書コーナーに準備しているので適宜参照されたい。</p>
履修条件	なし

29. 民事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	民事模擬裁判 (ミンジモギサイバン)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ) 西 理 (ニシ オサム)
履修年次	3年次 (2010年度入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火4
講義目的	<p>受講者には、原告代理人、被告代理人、裁判官のいずれかの立場に立って、当事者との打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、証拠の提出・申出、当事者尋問、判決の作成まで、それぞれの立場で行ってもらおう。これにより、民事訴訟の全体像、手続の流れを把握するとともに、実務的な知識等に触れることを目的とする。また、担当教員らは、いずれかの立場を担当し、相談を受け、アドバイス等を行う。なお、場合によっては、受講生のうち2名の方には原告本人、被告本人になっていただくこともありうる。</p>
各回の授業内容	<p>講義の各回の予定は以下のとおりである。</p> <p>1 第1回 (4 / 5)</p> <p>各受講生の分担を決めるとともに、授業を進めるに当たっての留意事項、注意事項等を説明する。</p> <p>また、原告代理人役となった受講生は、原告本人役との打合せを行い、訴状作成の準備に入る。</p> <p>2 第2回 (4 / 12)</p> <p>引き続き、原告代理人役と原告本人役との打合せを行い、訴状の完成を目指す。訴状は、第3回講義の前日の午後0時まで提出する。</p> <p>被告代理人役は、被告本人役との打合せを始めて、答弁書作成に備える。</p> <p>裁判官役は、第1回口頭弁論までの手続の流れ、チェックポイント等を復習し、訴状提出に備える。また、第3回講義の前日に提出された訴状について審査を始める。</p> <p>3 第3回 (4 / 19)</p> <p>裁判官役は、提出された訴状審査を行い、補正の必要等を検討し、必要があれば原告代理人役に補正を促す。補正すべき点がなく、また補正がされた場合には、被告本人役に送達する。</p> <p>送達された訴状に基づき、被告代理人役は、被告本人役とともに検討し、答弁書の作成準備に入る。答弁書は、第4回講義の前の週の金曜日の午後0時まで提出する。</p> <p>4 第4回 (4 / 26)</p>

	<p>被告代理人役・被告本人役は、引き続き訴状を検討し、答弁書の完成を目指す。</p> <p>原告代理人役は、今後の立証計画を検討する。</p> <p>裁判官役は、原告代理人役・被告代理人役と進行等について協議する。</p> <p>5 第5回（5／10）</p> <p>第1回口頭弁論期日を実施し、今後の審理について三者で協議する。</p> <p>その上で、それぞれ次回期日までに行うべきことについての準備を行う。</p> <p>6 第6回（5／17）</p> <p>それぞれの立場で次回期日までの準備を行う。</p> <p>7 第7回（5／24）</p> <p>第1回弁論準備手続期日を行い、争点整理を行い、立証計画を立てていく。</p> <p>8 第8回（5／31）</p> <p>第2回弁論準備手続期日に向けての準備をそれぞれ行う。</p> <p>9 第9回（6／7）</p> <p>第2回弁論準備手続期日を行い、争点整理・立証計画を完成させ、弁論準備手続を終了させる。</p> <p>10 第10回（6／14）</p> <p>原告本人尋問の準備を原告側、被告側ともに行い、尋問案を作成し、次回講義の前の金曜日午前中までに尋問案を提出する。</p> <p>裁判官役は、記録を検討し、尋問に備える。</p> <p>11 第11回（6／21）</p> <p>第2回甲と弁論期日を行い、原告本人尋問を実施し、終了させる。</p> <p>12 第12回（6／28）</p> <p>被告本人尋問の準備を原告側、被告側ともに行い、尋問案を作成し、次回講義の前の金曜日午前中までに尋問案を提出する。</p> <p>裁判官役は、記録を検討し、尋問に備える。</p> <p>13 第13回（7／5）</p> <p>第2回口頭弁論期日として、被告本人尋問を実施し、終了させる。</p> <p>原告・被告双方において、最終準備書面の作成に取りかかる。</p> <p>14 第14回（7／12）</p> <p>第3回口頭弁論期日を行い、弁論を終結させるとともに、裁判官役は、判決の作成に取りかかる。</p> <p>15 第15回（7／19）</p> <p>裁判官役が判決言渡しを行う。</p> <p>その後、講評等を行う。</p>
--	--

成績評価方法・基準	それぞれの役割における各種の書面作成，尋問，訴訟指揮等を総合的に勘案し，P又はFの判断を行う。ただし，3回無断欠席をした場合，あるいは6回以上欠席した場合には，Fとする。
準備学習等についての具体的な指示	特別な指示はないが，それぞれ民事訴訟法を十分に復習しておくこと。必要に応じて各講義の際に具体的な指示を行うこともありうる。
教科書・参考文献	特に指定するものはないが，必要に応じて講義において参考文献等をあげる。
履修条件	民事訴訟法を習得していること。

30. 刑事模擬裁判（2009年度以前の入学生は『模擬裁判』）

授業科目名（カナ）	刑事模擬裁判 （ ケイジモギサイバン ）（2010年度入学生） 模擬裁判 （ モギサイバン ）（2009年度以前入学生）
担当教員名（カナ）	小野寺 雅之 （ オノデラ マサユキ ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	月3
講義目的	各受講者が、裁判官、検察官及び弁護人のいずれかの役を担当し（一部受講者には被告人役、証人役をお願いする。）、冒頭手続から判決に至るまでの手続を公判演習教材に基づいて疑似体験し、刑事裁判の一連の流れを理解する。手続を理解するには、実際に訴訟関係人の立場を体験してみることが極めて効果的であり、教科書等に記載されている意味内容を具体的に実感できる機会になるものと思う。冒頭手続から判決まで、6回廷を予定しているが、各公判期日における公判手続は、担当教員作成によるシナリオにしたがって、迷うことなく進行させることができるので、安心して参加してほしい。
各回の授業内容	<p>1 題材となる事案の概要</p> <p>伊集院翔は、覚せい剤所持により平成17年11月3日、覚せい剤所持の事実で逮捕されたが、同人が所持していた覚せい剤は、平成17年11月1日に被告人から購入したものと供述した。そこで、警察官が、被告人の使用している部屋を捜索したところ、注射器や電子秤、チャック付きビニール袋などの覚せい剤と関連する品物を発見した。そのため、被告人は覚せい剤有償譲渡の事実で通常逮捕された。</p> <p>被告人は、覚せい剤とは一切関係がなく、自宅から発見された注射器や電子秤等の証拠物は、捜索時に現場から逃走した藤枝信安の所有物であるとして、伊集院に対する覚せい剤譲渡の事実を否定している。</p> <p>被告人の内妻（後に妻）谷不二子は、捜査段階においては、被告人が覚せい剤の密売をしていたことを供述したが、公判段階においては、被告人は覚せい剤の密売などしておらず、捜査段階の供述は全くの嘘であると供述している。</p> <p>伊集院翔は、捜査段階においては、一貫して被告人から覚せい剤を譲り受けたと供述していたものの、公判段階では、被告人以外の密売人からも覚せい剤を購入していた旨の供述をしている。</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 裁判官役</p> <p>公判手続の流れを十分理解し、適切な訴訟指揮を行えるよう準備する。</p> <p>証人尋問に際しては、谷不二子の証人尋問調書を読み、尋問方法は適切かどうかを検討し、あわせて、異議が出された場合の対応について検討する。</p>

	<p>模擬裁判において明らかにされた証拠関係を前提として、判決書を起案する。</p> <p>(2) 検察官役 手持ち証拠から請求証拠を選別して、証拠等関係カードを作成する。 冒頭陳述要旨を作成する。 証人尋問の結果、2号書面請求をする必要があると認められれば、すみやかに請求する 伊集院翔の尋問あるいは被告人質問を担当するグループは、争点に即して立証のポイントを考え、尋問事項や尋問の方法を整理検討する。 谷不二子の尋問を担当する者は、配布された尋問調書を検討しておくほか、特に、2号書面請求を念頭においた尋問方法を検討しておく。 論告要旨を作成する。</p> <p>(3) 弁護人役 検察官請求証拠に対する意見を検討する。 必要に応じて冒頭陳述を行う。 検察官役から2号書面請求がなされた場合は、それに対する意見書を作成する。 証人尋問あるいは被告人質問を担当するグループについては、検察官役同様、尋問事項や尋問の方法を整理検討する。 伊集院翔の尋問を担当する者は、同人の供述調書を検討しておく。 谷不二子の尋問を担当する者は、配布された尋問調書を検討しておく。 被告人質問を担当する者は、接見した際に作成された事情聴取書を検討しておく。 弁論要旨を作成する。</p> <p>(4) 被告人役 事案及び被告人の立場を理解した上で、従って打ち合わせをし、公判においては、被告人供述調書及び弁護人による被告人の事情聴取要旨2に従って供述する。供述内容に従前の供述との矛盾がある場合は、後の時点になされた供述にしたがって供述する。</p> <p>(5) 証人伊集院翔役 事案及び証人の立場を理解した上で、証言の際は、原則として伊集院翔役証人尋問用シナリオに従って証言する。</p> <p>(6) 証人谷不二子役 事案及び証人の立場を理解した上で、証言の際は、谷不二子の証人尋問調書に従って証言する。</p>
<p>成績評価方法・基準</p>	<p>各受講者が担当する役割は異なっており、統一的な基準での評価は困難であることから、担当した役割に応じた起案（冒頭陳述、論告要旨、弁論要旨、判決書等）が一定の基準に達していたなら「P」を与えることとする。ただし、模擬法廷の進行を滞らせるような明らかに準備不足と認められる事態を生じさせた場合、上記各起案が書面としての体裁をなしていないような場合、事前・事後の連絡なく3回以上欠席した場合の、いずれか一つに該当した受講者については、「F」とする。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>使用教材は、「覚せい剤取締法違反被告事件」記録（法務省法務総合研修所作成の法科大学院向け公判演習教材）。</p> <p>使用する記録は役割分担ごとに必要部分の写しを配付する。</p> <p>冒頭陳述，論告，弁論，判決書等の起案，証人尋問における尋問事項とそれに対する異議等については，各受講生において担当してもらうが，各公判期日における裁判の進行については，教員作成のシナリオを準備する。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>刑事尋問技術，山室恵編著，ぎょうせい</p> <p>刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－，司法研修所監修，法曹会</p>
<p>履修条件</p>	<p>1年次，2年次で学習した刑事実体法及び手続法についての総合的知識が必要であり，その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。</p>

80. 弁護士実務

授業科目名 (カナ)	弁護士実務 (ベンゴシジツム (イチ))
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義目的	<p>法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法律的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法律的な紛争にならないように、あるいは、法律的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法学的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法律的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではないものが仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。</p> <p>そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必用なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。</p> <p>というわけで、弁護士実務においては、実際に起きた事件を題材としながら、その人が行なった行動そのものの意味と、その背景にある意図をどのように考えることが最も合理的であるのかということを考えていく。</p>

各回の授業内容	<p>合計15回、いずれも下記の要領で行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
	<p>初回 要件事実総論（講義）</p> <p>要件事実についての基本的な考え方を再確認する。要件事実が何であるのかを羅列的に検証していくのが目的ではない。訴状・準備書面・弁論等々、弁護士が作成する文書の背景には、必ず要件事実があるのであり、その要件事実を的確に把握しながら、その要件事実の存在を文章で分かり易く表現しなければならない。それがこの弁護士実務の最終目標であるが、そのスタートとして、要件事実論の再確認が必要不可欠である。</p> <p>2、3回 具体的事案の紹介と資料の配布</p> <p>弁護士を育てるのは、事件である。事件があつて初めて弁護士は仕事をし、勉強もするのである。実務家を目指す諸君にも事件を担当していただく。無論、現に争われている事案ではないが、過去に実際に争われた事案である。両当事者が何を求め、何を言っているのか。その言い分は、合理的なもので、信用するにたりるものであるのか等々について、考えていく。</p> <p>4回以降 要件事実の確認と、訴状の起案に向けての準備</p> <p>題材とした複数の事件について、訴状を作成するために必要な要件事実の確認と、表現を含む主張内容についての検討を行なう。必要に応じて、立証のために必要な資料の収集や収集方法についても検討する。実際に収集してもらうこともありうる。</p> <p>必用に応じて、契約解除、損害賠償請求、受任の事実の通知等、内容証明郵便の案を起案してもらうこともありうる。</p> <p>適宜 法律相談等</p> <p>教室での講義や議論だけではなく、教室を飛び出して、法律相談に立ち会ってもらう。2名ないし3名を1グループとし、クリニック室、福岡県弁護士会天神弁護士センター等での相談への立会いを予定している。場所と相談者が許せば、発問や説明の機会も与えることとしたい。</p>

	<p>相談が終わればそれで終わりということではない。相談の中に含まれる法律的な問題について、検討し、判例等を調査したうえで、相談者に対して文書で改めて回答すると仮定して、回答書を起案してもらう。</p> <p>更に、各自起案した回答書を基に、相談内容の紹介と回答書の記載内容に至った趣を説明して、全員で検証していく。</p> <p>その他、学習のために有意義と判断した場合には、法廷傍聴、その他の手続の傍聴をさせることがありうる。</p>
成績評価方法・基準	<p>具体的事件の資料に基づいて、訴状を起案（レポート）してもらう。その出来によって評価する。判定は、P（可）あるいはF（不可）とし、評価のポイントは、要件事実の把握が正確に出来ているか。要件事実を証拠に基づいて正確に摘示できているか。摘示した要件事実を正確に表現できているか。証拠を過不足なく順序だてて整理できているか。その他、訴状全体が法令の規定に従って適法なものとなっているか。依頼者の希望、経済的観点から見ても合理的なものになっているかなど、総合的に判断する。</p> <p>出席状況、相談者等との対応能力、能動的積極的な取り組みの態度や工夫の内容、上記レポート類その他作成した書面の内容、ディスカッションにおける発言内容や発言態度等を総合的に考慮する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>言うまでもないが、担当弁護士の現実の業務そのものに直接関与し、生身の相談者と面談することもあるから、秘密保持（守秘義務遵守）はもちろんのこと、相談立会いの際には、服装（男女共スーツ着用）、態度、言動、言葉使いその他一切について、十分注意すること。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>文献などについては、当該事案の性質等を具体的に勘案し、必要に応じて適宜適時に指示する。</p> <p>弁護士になったつもりで参加すること。</p>
教科書・参考文献	<p>適宜指示する。</p>
履修条件	<p>生きた事件の相談を受けるについての実体法訴訟法等についての総合的知識がもちろん必要である他、特に文献等の指示はしないが、カウンセリングに関する初歩的知識を得ていることが望ましい。</p> <p>「模擬裁判」科目との選択制とし、希望者の中から、1年次・2年次の成績等を考慮して、受講者を適宜選抜することとする。（仮に本科目を希望したが選に漏れた場合には、希望があれば「模擬裁判」の受講に振り変える。）</p>

31. 法の理論と実務

授業科目名 (カナ)	法の理論と実務 (ホウノリロントジツム)
担当教員名 (カナ)	松本 正文 (マツモト マサフミ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義目的	<p>1年次生を対象。</p> <p>当LSでの法律の勉強の仕方全般のナビゲート 民法・民事訴訟法などの法規の条文の読み方 基本的な法律知識の獲得、法律的なものの見方・考え方(法的思考力)の養成 具体的な事例問題に対する考え方や解き方、および法律的な文章(答案含む)の書き方</p> <p>以上についての基本的・実践的な能力の修得、をまず目的とする。</p> <p>(このために、特に純粹未修者向けに、同じ日＝水曜日の6限に開催する「松本拡大0H」と内容をリンクさせる。詳しくは後述。)</p> <p>この授業は、1年次の学生諸君が他の民事系授業科目で「現在」学習している内容との並行飛行やいわば「遊軍」としての位置づけを意識しながら進める。</p> <p>その、諸君が現在学習中の法律知識等が、法律全体の中でどのような位置づけになるのか(「今、自分はどこにいるのか」etc.)を鳥瞰図的に示す、 基本事項等についての、実務的・補足的な説明を行う、 そうした法的知識等が法曹の実務(現場)においてどのように実践・実現されているのか・どう具体的に実際の役に立っているのか、等が分かるように、 実際の現場で使われた実務資料(例えば内容証明郵便、訴状、証人調書、判決書、和解調書、登記簿謄本、起訴状、捜査報告書、etc.)のコピーを事前に配布して、授業中にその説明等を行う、</p> <p>以上を通じて、諸君が学習中の基礎知識や理解をより深めて実践的に「使えるもの」にすること、ひいては法科大学院での学習全般に対する興味やモチベーションを高めること、をこの授業のより大きな目的とする。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>TKC電子学習支援システム（通称「みるみる」）を活用して、基本的初歩的な法律知識(条文等)を用いて解答できるようなオリジナルの「事例問題」や、そのための解説用レジュメ等を事前に配布（アップ）し、予習に役立ててもらおう。</p> <p>授業でもそれらを使用しつつ、以下のような諸点についての講義や訓練を行う機会をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六法の見方・使い方・活用方法・目次や参照条文の活用法等 ・ 条文の探し方・読み方・使い方、条文解釈の基本的実践的な方法 ・ テキストや判例の読み方、日常的な勉強方法の工夫、個々の法的知識と、他の知識との、立体的・連環的な把握や理解 ・ 具体的事例問題について、分析方法、考え方や思考順序、事実の重要性の見極め方や事実抽出の方法、法知識のあてはめの方法等 ・ 実際法律答案の書き方について、答案構成の思考過程や工夫・方法論、記述上の基本的事項や文章技術等 ・ インプットした法知識の有機的な関連づけや使い方、及びそれらの知識を具体的事例解決のためにアウトプットする際の基本的な方法や技術 ・ 上記のような民法の基礎知識が、民事訴訟法や要件事実論と、具体的・実際的に、どうリンクするのか <p>抽象的・技術的な諸知識をできるだけ分かり易く理解しやすくするために、上記のような実務上の資料等を随時配布して解説したり、「雑談」的に実務家としての生の体験談等も適宜交える。</p> <p>上記のように予め配布（「みるみる」にアップ）された問題について、学生諸君から提出されてきた答案があれば、できる限り添削を行って返却する。良くできたものがあれば「参考答案」としてコピーして授業中に配布し、具体的に良い点や修正すべき点などについての解説なども適宜行う。</p> <p>さらに、学習のモチベーション向上や実務家としてのより広い知識経験等の獲得を目的として行っている、隣接職種の現役のプロフェッショナル（例えば「家庭裁判所調査官」とか、「心理カウンセラー」etc.）をお招きする「外部講師授業」についても、毎年好評なので、今年もできるだけご協力頂けるようお願いして実施したい。</p> <p>以上のとおり、この授業は、いわば当LSでの法律学習全体のナビ役や「遊軍」としての授業なので（ゆえに毎年の授業アンケートで「Q. : この授業は体系的に行われた」についての評価がいつも低いのだが（笑）、授業の性質上当たり前だ、と当方は気にしていない）、よって、学生諸君からの質問や意見はもちろん、</p>
----------------	--

	<p>「これをやってください」的な授業内容についての要望なども、ぜひ積極的にいつでも遠慮なく取り入れていきたい。</p> <p>参考までに、昨年の授業内容を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回 : 「生きている事件」からのイントロダクションと勉強の方法など 2 第2回 : 「第1弾（未成年時計購入取消事件）問題」の考え方・書き方、答案構成の仕方の「実演」など 3 第3回 「第2弾 ムラマツ事件（特定、弁済の提供など）その1」解説 4 第4回 「ムラマツその1とその2」の答案解説など 5 第5回 総則 93, 94, 95条関係 6 第6回 95条錯誤無効の練習問題と、「代理」の基本 7 第7回 『代理』総合スペシャル 8 第8回 『代理』のつづきに民訴法と要件事実その2、「第三者弁済」 9 第9回 『解除の効果』『対抗関係』 10 第10回 福岡家庭裁判所 川元満郎調査官による特別授業 11 第11回 『債権譲渡』そうざらえ：その1 12 第12回 『債権譲渡その2』と『相殺』など 13 第13回 本学心理カウンセラー・入濱直美先生による特別授業 14 第14回 債権者代位と詐害行為取消 15 最終回 補足あれこれ <p>なお例年、授業時間が、1コマには収まらず（もちろん適宜休憩時間は取るが）2時間を超えることも別に珍しくない、ということを予告しておきます。</p>
成績評価方法・基準	<p>上記のような能力の修得度を見るための、事例問題を解く期末考査（試験時間2時間程度・100点満点）をおこなう。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>TKCシステム（通称「みるみる」）を必ず頻繁に各自チェックして、事前にアップした問題文やレジユメなどを読み、然るべき予習等の準備をして講義に臨むこと。</p> <p>例年のことであるが、この1年次前期のスタート時点からの、物怖じしない積極的でどん欲な取り組みこそが、その後の実力向上と上昇曲線そして一気合格への一番の近道と知るべし。この点については過去の経験上、いささかの自信と自負とを有する。</p> <p>各自の「六法」は必携。現在の司法研修所で推奨されている「三省堂デイリー六法」を勧める。少なくとも、あれこれ能書きが付着している「予備校出版六法」のみに頼っているようでは、これまでの経験上、決して上達は望めない。「急がば回れ」である。</p> <p>自分のその「白い六法」が、この授業だけででも、線引き着色や書き込みだらけになること、それが一番の近道だと思う。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>特に指定しない。</p> <p>できるだけ「すでに持っているもの」と「図書館で見られるもの」を活用すること。できるだけ余計なお金をかけないように。</p> <p>参考文献類は、図書館2階の指定図書コーナーまたは3階の「法学」のコーナー等にあり。自分で見つけること。</p> <p>同じく図書館にある本または他の必修科目での指定教科書本について、授業中に指示する。</p>

履修条件等	<p>もっぱら法律の未修者(初級者)を対象とした授業内容をまずは心がけるので、法律の未修者・初学者は、当LSでの学習のイントロとして、必ず履修してほしい。</p> <p>しかしこれまですでに相応の法律の勉強を積んできた諸君にも、上記のような実務家としての法律の見方や使い方、実務資料の見方、さらに事例問題に取り組むアプローチや答案の添削や、経験談などは、きっとお役に立つと思う。</p> <p>例えば『〇条の「第三者」には登記が必要か』といった「典型論点」については予備校本などで見知っていても、そもそも「登記」って何だ、を知らない、見たことがない、というようなケースが少なくない。そのためにこの授業では、上記のとおり実物の「登記簿謄本」のコピーを配布して、不動産登記法などの「根拠条文」とともに、いつもそうした「実物」と向き合っている実務家として説明などを行う。さらに、正規カリキュラムでは2年次後期に「民事訴訟法の基礎」として行われる、実務上(≒受験上)重要な「要件事実論」の初歩についても、適宜、話題にしたい。</p> <p>ゆえに、これまで未修者のみならず「経験者」にも、履修したが時間の無駄だった、とは絶対に言わせない、むしろこれまでの色々な知識が「3Dで連結し実務化していく快感」を約束します、と大言壮語したい。</p> <p>他方、例年、当方のまず第一・最初の目標として、「できるだけ早く全新生の顔と名前を覚えて、名簿を見ずに出席が取れるようになること」を自分に課している。弁護士の仕事を削って準備して来る以上、それくらいのことはさっさとできるようになりたい。よってご希望があれば、懇親や本音トークのための「この授業の飲み会」も大歓迎。</p> <p>ということは、全新生全員について、受講を強く勧めます。早く全員の顔と名前を覚えて突っ込んだコミュニケーションができるのを、楽しみにしています。</p> <p>※ 今年初めての企画として、この授業の開講日である水曜日の、6限(他の先生方のOHと重ならない時間帯)に「松本拡大OH」を設け、より初学的な話をしたり、じっくりと自由な「質問」を受けたりする時間を作ります。その詳細な内容は「みるみる」で予告しますが、「パンデクテン方式」をぶち破る、まず事例の事実、条文(要件)、そしてあてはめから効果・結論にいたるという極めて実務的実践的なOHタイムにします。</p> <p>この「法の理論と実務」授業より更にさかのぼった基本と補充と、できればさらに発展的な位置づけをも持たせるつもりなので、遅くまで大変でしょうがその6限にも多くの受講を希望します。</p>
-------	--

32. 法哲学

授業科目名 (カナ)	法哲学 (ホウテツガク)
担当教員名 (カナ)	毛利 康俊 (モウリ ヤストシ)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義目的	この講義では、現代正義論の概要を体系的に学ぶことを目的とします。法の解釈も究極的には価値判断に踏み込まざるをえないところがあり、そこで議論されることは現代正義論と大幅に重なります。その限りで、政治哲学と法哲学は正義論においてオーバーラップしているとも言えるでしょう。次々と悩ましい問題が生じる現在、法律家も厳しい価値判断がせまられることが増えてきました。将来法曹となる皆さんにとっても、現代の正義論について正確な知識をもつことは有益でしょう。教科書は英語圏の標準的テキスト新版の翻訳です。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 序章 2. 功利主義 1 3. 功利主義 2 (小テスト 1) 4. リベラルな平等 1 5. リベラルな平等 2 6. リベラルな平等 3 7. リベラルな平等 4 (小テスト 2) 8. リバタリアニズム 1 9. リバタリアニズム 2 (小テスト 3) 10. コミュニタリアニズム 1 11. コミュニタリアニズム 2 12. コミュニタリアニズム 3 (小テスト 4) 13. シティズンシップ理論 1 14. シティズンシップ理論 2 (小テスト 5) 15. 試験とまとめ
成績評価方法・基準	小テスト (10点×5回) + 論述試験 (50点) = 100点で評価する。
準備学習等についての具体的な指示	講義ではテキストに沿って説明を進めますが、現代正義論は議論が非常に精緻化しているので、正確な理解のためには予習・復習が不可欠です。受講生の人数によってはテキスト内容を分担して報告することを求めるかもしれません。

教科書・参考文献	教科書：W. キムリッカ著、千葉眞・岡崎晴輝訳『新版 現代政治理論』日本評論社2005年 参考書：川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社1995年
履修条件	特になし

33. 法社会学

授業科目名 (カナ)	法社会学 (ホウシャカイガク)		
担当教員名 (カナ)	檜澤 秀木 (カシザワ ヒデキ)		
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)		
単位	2単位		
授業時間 (後期)	月1		
講義目的	日本の司法制度の問題を政治的、あるいは制度的・原理的側面から考究することにより、法現象を社会的事象の流れの中で捉える法社会学的考察に親しませる。なお、テキストの内容を分担して、簡単な報告をさせる。		
各回の授業内容	1	オリエンテーション	法社会学の考察方法について概説する。報告分担を決める。
	2	問題提起	映画「日独裁判官物語」を見せて問題提起を行う。木佐茂男他『テキストブック・現代司法(第5版)』(以下、「テキスト」と略記する) p. 1-30, 169-187
	3	日本の司法行政(1)	最高裁による裁判官統制について、ドキュメンタリーを見せた後、問題提起を行う。テキストp. 31-81, 188-212
	4	日本の司法行政(2)	引き続き、最高裁による裁判官統制について、現状を学習し、議論する。テキストp. 31-81, 188-212
	5	日米の基本的な司法観の違い	日本の司法行政の歴史を概観し、裁判官選任方法の問題点を、アメリカとの対比を通して理解する。(ダニエル・フット『名もない顔もない司法』第1章・第2章)
	6	キャリアシステムと「司法の独立」	キャリアシステムと裁判官の独立について検討する。(ダニエル・フット『名もない顔もない司法』第3章・第4章)
	7	検察官と刑事司法(1)	検察官と刑事司法の問題について議論する。テキスト p. 82-91, 127-141
	8	検察官と刑事司法(2)	痴漢えん罪を素材として、刑事司法の現状を議論する。冒頭で、関連するドキュメンタリーを見せる。テキスト p. 82-91, 127-141
	9	裁判員制度	裁判員制度について、対立する見解を検討する。P. 231-248

	10	レポート発表	秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』岩波新書についてレポートを提出し、全員で検討する。
	11	民事紛争(1)	民事紛争とはいかなる現象か、学習する。和田仁孝『民事紛争処理論』p. 31-60
	12	民事訴訟(2)	民事紛争における日本人の法行動について学習する。テキストp. 103-126, 213-227
	13	弁護士	司法修習生給費制を素材にして、弁護士の社会的意義について議論する。
	14	司法と日本社会	光市母子殺害事件を素材として、日本社会の司法観を議論する。冒頭で、関連するドキュメンタリーを見せる。資料として、法曹倫理・番組向上機構の決定を用いる。
	15	まとめ	これまでの授業のまとめを行う。
成績評価方法・基準	レポート30点、期末テスト70点とする。授業の出席では加点しないが、遅刻・欠席では減点する。2/3以上の出席がない場合は、期末テストの受験資格を失う。逆に、特にすぐれた発言や質問をした者には加点する。		
準備学習等についての具体的な指示	報告の分担を決めるので、担当者には簡単なレジュメを準備してもらおう。その他の受講生についても予習をしてきていることを前提に授業を行う。		
教科書・参考文献	① 木佐茂男他『テキストブック・現代司法(第5版)』日本評論社 ② 秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』岩波新書 なお、その他、必要な教材は、プリントして配布する。 その他の参考書は、以下の通りである。木佐茂男『人間の尊厳と司法権』日本評論社、新藤宗幸『司法官僚』岩波新書、映画「それでもボクはやっていない」東宝		
履修条件	レポートを提出してもらおう。その要領は以下の通り。 1. テキスト 秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』岩波新書 2. 分量 2000字以上、3000字以内。 3. 内容 テキストを読んで考えたことを根拠を挙げて論じること。他人にわかりやすい文章に徹すること。 4. 提出方法 授業において指示する。		

34. 法制史

授業科目名 (カナ)	法制史 (ホウセイシ)
担当教員名 (カナ)	神宮 典夫 (カミヤ ノリオ)
配当年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	金2
講義目的	古代ローマの法・政治・外交関係の分析を通じて、現代の法・政治にも通底する支配の仕組み、支配におけるファラシーを明らかにする。
各回の授業内容	<p>第1回 王政時代 ラテン・サビニー王政時代 ラテン・サビニー王政の成立 ラテン人によるテヴェレ河畔での集落形成 山岳地帯からのサビニー人のテヴェレ川河畔への移動 両部族の緊張関係から両部族の統合へ 農業経済・牧畜経済の分析</p> <p>第2回 エトルスキ王政時代 ローマへのエトルリア人・外国人の流入 エトルリア王政の成立 都市の形成 (都市とは何か) Comitia Curiata (血族による合議体) の形成 Comitia Centuriata (財産による合議体) の形成 Comitia Centuriataの仕組みとファラシー</p> <p>第3回 エトルルア人王による独裁政治 エトルリア王政の崩壊 エトルリア王政崩壊の社会的・経済的・外交的・軍事的要因</p> <p>第4回 王政時代の法 王法に関する学説</p>

	<p>王法のテキスト・クリティーク 王法の内容</p> <p>第5回 共和政の成立 共和政初期の国制 Magistratus(政務官制度)の成立 Praetor(法務官)・consul(執政官)に関する学説 Patriciによる政務官職の独占(Patriciiの封鎖)</p> <p>第6回 身分闘争時代 身分闘争の開始 Patrici(血統貴族)とplebs(平民)の起源に関する学説 plebs(平民)によるストライキ闘争の開始 護民官の活動 平民会の活動</p> <p>第7回 身分闘争の展開 政務官職のplebsへの開放 神官職のplebsへの開放 12表法の成立 12表法成立までのプロセス 12表法の内容 12表法の性格 12表法後の法律</p> <p>第8回 共和政前期の国制 民会 Comitia curiata Comitia centuriata Comitia tributa 民会のファラシー</p> <p>第9回 政務官</p>
--	---

	<p>命令権を有する政務官 Consul Praetor 職権のみを有する政務官 Aedilis Censor その他 特別の権力者 護民官 共和制前期の国内政治 共和政前期の外交関係 政務官制度のファラシー</p> <p>第10回 共和政後期の国制 ポエニ戦争時のローマ 農民の疲弊 土地の荒廃 農業改革 農地法 農地法をめぐる権力闘争とその政治的・社会的要因</p> <p>第11回 内乱時代 Factioを有する有力政治家による権力闘争 Factioを有する有力政治家の政治・経済・軍事基盤 カエサルの政治・経済・軍事的基盤 ポピュリズム:独裁と民衆</p> <p>第12回 共和政後期の内政 共和政後期の外交関係</p> <p>第13回 共和政期における自由・平和・正義のファラシー 共和政期の国制に関するまとめ</p> <p>第14回</p>
--	---

	<p>自由研究報告 1 参加者が関心を持っている自分のテーマについての報告 1</p> <p>第15回 参加者が関心を持っている自分のテーマについての報告2</p>
成績評価方法・基準	(1) 出席率(30%)、(2) レポート・筆記試験の成績(40%)、(3) 受講生の授業への主体的・積極的な参加姿勢(30%)を総合的に評価する(計100%)。
準備学習等についての具体的な指示	(1) 参考文献を前もって読んでおくこと。(2) 法のみならず、その背景にある社会の分析にも言及する予定なので、古代ローマ史についてのある程度の知識を身につけていること。また、政治における操作性、法の形式性、抽象性から生ずる諸問題についても扱うので、政治とは何か、法とは何かということについて考えておくこと。
教科書・参考文献	長谷川博隆『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会(2001)、同上『古代ローマの自由と隷属』名古屋大学出版会(2001)、吉村忠典『古代ローマ帝国の研究』岩波書店(2003)。
履修条件	(1) 法の歴史・政治の歴史に関心を有していること。(2) 法が制定されたり、政治が行われたりするときの背景にある、社会の仕組みや民衆の政治意識について関心を有していること

35. 外国法(2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』)

授業科目名(カナ)	外国法 (ガイコクホウ) (2011・2010年度入学生) 外国法Ⅰ (ガイコクホウイチ) (2009年度以前入学生)
担当教員名(カナ)	Andreas SCHELLER (アンドレアス シェラー)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間(前期)	集中講義
講義目的	<p>ボーダレス社会といわれる現代にあつて、「異文化」とは何かということを問う。世界には、各国・地域の風土特徴に応じて形成された法文化が多数あり、私たちの関心を引く。</p> <p>ヨーロッパは、異なる文化的背景を持ったさまざまな人たちによって構成されている。近年の欧州統合の動きに伴い、世界における欧州連合(EU)の重要性はますます高まっている。近現代ヨーロッパが形成される過程を学び、国際社会でこれまでヨーロッパが持ってきた意味と現在の問題点を明らかにする。</p> <p>「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を把握し、自分で経験したヨーロッパの分裂と統一のドラマを学生諸君に伝えたい。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヨーロッパの概要 ヨーロッパの地理、人口、言語、経済、地域的な特徴等を説明する。 2. ヨーロッパ法の歴史Ⅰ 古代ギリシャの民主政治、ローマ帝国の法、中世ヨーロッパの封建社会、宗教の改革、フランスの人権宣言、19世紀の帝国主義等を紹介する。 3. ヨーロッパ法の歴史Ⅱ ドイツのワイマール憲法、ナチスが定めた法律、ニュルンベルク主要戦犯裁判、ドイツ基本法の特徴等を説明する。 4. 欧州連合(EU)の成立 欧州連合の設立、欧州連合の機構、欧州連合の機関の役割等を紹介する 5. 欧州連合(EU)の特徴 共同市場、関税撤廃、EU市民権等を説明する。 6. ユーロの導入

	<p>通貨統合の準備、ユーロの登場、紙幣・硬貨の特徴等を紹介する</p> <p>7. 外国人労働者のための新移民法 外国人市民の現状、外国人労働者の調整及び制限、ドイツの新移民法の概要等を紹介する。</p> <p>8. 難民問題と庇護権 国連難民高等弁務官事務所の設立、ヨーロッパの難民問題の現状、庇護希望者の現状、庇護権等を説明する。</p> <p>9. 環境保護 I 環境意識高揚の契機、環境意識の原点および現在の環境意識、環境教育等を紹介する。</p> <p>10. 環境保護 II 環境保護を具体化する法システム、地球温暖化防止に関する法、包装廃棄物抑制システム、新循環型経済・廃棄物法、環境税の導入、再生可能エネルギー法、自然保護法等を説明する。</p> <p>11. 欧州憲法条約 欧州の新しい挑戦、欧州の将来に関するコンベンション、EU憲法草案の問題点、EU憲法の採択、EU憲法の目標、EU憲法を制定する条約の批准等を紹介する。</p> <p>12. リスボン条約 新基本条約への準備、新基本条約のための画期的な解決策、EU新基本条約調印とEUサミット、「リスボン条約」の要旨、「リスボン条約」の批准問題等を説明する。</p> <p>13. 欧州連合（EU）の行政改革 I ヨーロッパ統合への道、2004年のEU拡大への道、アキ・コミュニテール、EU拡大交渉問題、中東欧諸国の状況、拡大EUの針路、欧州近隣諸国政策等を紹介する。</p> <p>14. 欧州連合（EU）の行政改革 II リスボン条約による加盟手続き、ヨーロッパ統合の現在、EUとトルコ、拡大EUの意味等を説明する。</p>
--	---

	<p>15. 総括</p> <p>「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を学生と一緒に議論する。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験及び出席率により総合的に判断する。評点の配分割合は、期末試験80%、出席率20%。ただし、授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格がないものとする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>双方向の教学を実現するために、時々意見交換したり、宿題を提出してもらったりすることがある。</p>
教科書・参考文献	<p>毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料を配布する。 参考文献については、講義の中でその都度紹介する。</p>
履修条件	<p>なし</p>

36. 法律英語

授業科目名 (カナ)	法律英語 (ホウリツエイゴ)
担当教員名 (カナ)	Michael Mew (マイケル ミュー)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	月5
講義目的	This course aims to improve students' legal English reading, writing and speaking ability. Classes will also be organized to include current issues in the law according to student needs and interests.
各回の授業内容	<p>The following areas may be covered in class subject to student interests:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Class 1-4: Criminal Law Issues: background reading & vocabulary, viewing of <i>The Staircase Murder</i> (documentary) ● Classes 5-8: Tort Law Issues: background reading & vocabulary, viewing of <i>A Civil Action</i> (film) ● Classes 9-11: Practice & Procedure Issues: background reading & viewing of <i>12 Angry Men</i> (film) ● Classes 12-15: Justice Issues: background reading & viewing <i>To Kill a Mockingbird</i> (film)
成績評価方法・基準	Class attendance & participation: 50% Final Test: 50%
準備学習等についての具体的な指示	Students will need to attend classes regularly to receive the handouts, to take notes, and to see the film and documentary materials.
教科書・参考文献	There is no prescribed textbook although I will be using <i>Legal Terminology</i> by Gordon W. Brown (Prentice Hall) as a basis for much of the legal vocabulary used in this course. Students will also be referred to other online materials relevant to this course.
履修条件	特になし。

37. 国際社会と法

授業科目名 (カナ)	国際社会と法 (コクサイシャカイトホウ)
担当教員名 (カナ)	岩間 徹 (イワマ トオル)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	水1
講義目的	現代国際法の基本的構造と特徴を体系的に理解し、国際社会において実際に発生する事例を法的に処理する能力を養うことを目的とする。そのため、国際裁判及び国際法の国内適用が問題になった事例の研究を適宜行う。
各回の授業内容	<p>本講義は以下の15回に分けて行う(カッコ内はテキストの該当する章)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際法の定義、法源、特徴：ここでは、国際法の定義、法源、国内法との関係、国際法規相互間の関係について講義する。(1、5、7章) 2. 条約法：条約は国際法の法源のひとつである。ここでは、条約の締結手続、留保、改正、効力、解釈、運用について講義する。(6章) 3. 国家と国家機関：ここでは、国際法の主体である国家の基本的権利・義務、国家承認、政府承認、交戦団体の承認、国家承継、外交特権について講義する。(2、3章) 4. 国家管轄権：国家管轄権の意義と分類、適用基準、国家管轄権の競合と調整、国家免除について講義する。(2章) 5. 国際組織法：ここではまず、国際機関の分類を行い、次に国際機関の法主体性及び特権免除について講義する。(4章) 6. 国家責任法：ここでは、国家の国際違法行為に対する国際責任としての国家責任の成立要件、過失主義の妥当性、責任の解除、国際請求について講義する。(8章) 7. 国家領域：領域と領域主権、領域主権の創設と移転について講義する。(9章)

	<p>8. 海洋法：ここでは、国家の地的管轄権の対象である海洋に関する国際法について講義する。（10章）</p> <p>9. 空法、宇宙法：ここでは、国家の地的管轄権の対象である空域及び宇宙に関する国際法について講義する。（11章）</p> <p>10. 国際法における個人と人権：ここでは、まず国際法における個人の法的地位について、次に人権の国際的保護に関する国際法について講義する。（12、13章）</p> <p>11. 国際経済法：ここでは国際経済法の意義、国際通商・国際投資・国際金融に関するルールについて講義する。（14章）</p> <p>12. 国際環境法：ここでは、環境の国際的保護及び保全に関する国際法について講義する。（15章）</p> <p>13. 国際紛争処理法：ここでは、国際紛争の定義、紛争の解決法の分類、国連による紛争解決、国際裁判について講義する。（16章）</p> <p>14. 国連の集団的安全保障：ここでは、国連憲章第7章の下で安全保障理事会が憲章違反国に対して行う軍事的及び非軍事的制裁について講義する。また国連の平和維持活動について、その法的根拠と問題点についても講義する。（17章）</p> <p>15. 戦争法と人道法：ここでは、平時法に対峙される戦争時に適用される戦争法および現代国際法における人道法の基本構造と特徴およびについて講義する。（18章）</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験（50%）、レポート（30%）、授業中での議論への参加等（20%）を参考に評価する</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にテキスト及び配布資料に目を通しておくこと。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：中谷和弘他『国際法』（有斐閣）</p> <p>参考書：山本草二『国際法（新版）』（有斐閣） 杉原高嶺他『現代国際法講義（第4版）』（有斐閣）</p> <p>条約集： 奥脇直也編『国際条約集』（有斐閣） 杉原高嶺・広部和也編『解説条約集』（三省堂） 松井芳郎編『ベーシック条約集』（東信堂）</p> <p>判例集： 田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法』（有信堂） 山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』（別冊ジュリストNo. 156）（有斐閣）</p> <p>辞典：国際法学会『国際関係法辞典』（三省堂）</p> <p>資料集：大沼保昭編『資料で読み解く国際法（I）（II）』（東信堂）</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

38. 政治学

授業科目名 (カナ)	政治学 (セイジガク)
担当教員名 (カナ)	河島 幸夫 (カワシマ サチオ)
配当年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火4
講義目的	<p>西南よ、ありがとう、さようなら！ 本講義は、40年以上にわたる私の西南学院での最後の講義です。私の政治学の基本姿勢は、政治学とは人間学であるという視点です。この視点から政治と政治を取り巻く社会、歴史、思想、法、宗教などとの交錯を研究してきました。本講義は、政治の外面的現象の底に潜む真実を洞察し、人権と平和のために貢献できる理解力と判断力を養うことをめざします。</p> <p>今年は私の生涯の研究テーマである「ドイツにおける政治と宗教——ナチズムから冷戦体制へ」を取り上げます。キリスト教徒が人口の9割以上を占めるドイツで、なぜナチズムのようなユダヤ人大量虐殺、障害者安楽死計画などの蛮行が生じたのでしょうか。キリスト教会は反対や抵抗をしなかったのでしょうか。ローマ教皇やカトリック教会はどうしていたのか。ナチズムは最終的にはユダヤ人だけでなくキリスト教の根絶をも目指していましたが、しかし結局滅びたのはナチズムでした。</p> <p>戦後はキリスト教の精神を土台とするアデナウアーのキリスト教民主同盟がドイツの戦後復興を担う政権政党となります。しかしキリスト教はソ連・東欧の共産主義に対抗するイデオロギーとして利用されるとともに、他方では再軍備問題や憲法上の兵役拒否の権利、核武装計画、中距離核ミサイルの配備などの問題では、批判的姿勢と反核平和運動への精神的エネルギーを民衆に提供しました。</p> <p>最後に、こうした状況を踏まえて日本とドイツの戦争責任や戦後補償の違いについてもビデオを通じて学んでみましょう。</p>
各回の授業内容	<p>教科書の目次にそって進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 導入。教科書の目次の説明。授業の進め方について。 2 ナチスの政権掌握とカトリック教会——対決から妥協へ 3 全権授与法とカトリック政党の解散。政教条約の締結 4 プロテスタント教会のナチズム批判 5 バルメン宣言における国家と宗教 6 教皇回勅「深き憂慮に満たされて」の背景と意義

	<p>7 カトリック教会のナチズム批判—自然法と人権の不可侵性</p> <p>8 ナチス優生政策とキリスト教会—優生学からヒトラーの人種的優生思想へ</p> <p>9 遺伝病子孫予防法（ナチス断種法）とキリスト教会。日本の優生保護法、母体保護法、らい予防法への影響。謝罪と補償</p> <p>10 キリスト教民主同盟・社会同盟—戦後ドイツの宗教政党。日本の公明党とどう違うか。</p> <p>11 宗派と政党支持。政治と宗教の原理的關係はどうあるべきか。</p> <p>12 戦後ドイツの教会と平和問題—再軍備、徴兵制、ボン基本法と兵役拒否の権利</p> <p>13 冷戦から緊張緩和へ。ヴァイツゼッカー大統領の謝罪演説『荒れ野の40年』（岩波ブックレット）。反核平和運動と中距離核戦力全廃条約</p> <p>14 日本とドイツの戦争責任・戦後補償の比較—日本はドイツの40分の1？両国はなぜこうも違うのか。宗教の違いの影響か？</p> <p>15 学生の総括と教員の応答。人権と平和のために生きるとは？</p>
成績評価方法・基準	レポート約60%、発言など約25%、出席約15%
準備学習等についての具体的な指示	教科書の当該の部分を読熟し、発言（コメント・質問など）を用意してくること。
教科書・参考文献	<p>教科書：河島幸夫『ドイツ現代史とキリスト教—ナチズムから冷戦体制へ』新教出版社、2011年（生協扱い）</p> <p>参考書：河島幸夫「母体保護法のナチス的系譜？」『西南学院大学法学論集』第38巻3・4合併号、2006年2月（現物かプリント配布）</p>
履修条件	特になし

39. 法と経済学

授業科目名 (カナ)	法と経済学 (ホウトケイザイガク)
担当教員名 (カナ)	細江 守紀 (ホソエ モリキ)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義目的	<p>法と経済学ではミクロ経済学的手法及びその考え方に基づいて法の分析を行う。現在、欧米においては経済学と法学の相互理解のもとで新たな法分析の学際研究が「法と経済学」として進められている。本講義はそうした潮流のもとで展開されている法学の諸分野をその基礎から応用まで検討し、経済学的手法のもとでの法分析及び法政策のあり方について理解することを目的としている。したがって、まず、ミクロ経済学での法分析に必要な諸概念—パレート最適性、厚生分析、外部性、コースの定理—などを習得し、次に情報の非対称性と法分析、次いで具体的な法分析を行う。取り扱う法分野は契約法、不法行為法、紛争処理、物権法、会社法などで、基礎分野から法政策分野をカバーする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 法と経済学とはなにか 法と経済学の概要を説明し、次に市場に関するいくつかの概念 (パレート最適など) を詳しく解説する。</p> <p>2. 市場の失敗と情報の非対称性 外部性、公共財の特徴と市場の限界を示す。また、情報の非対称性がもたらす市場の失敗、及びそれを克服する装置 (特に自己選択、シグナリング、インセンティブ、モニタリング、組織化) などについて理解を深める。</p> <p>3. コースの定理と権利配分の効率性 まずコースの定理を説明し、法的ルール of 効率性という観点を学ぶ。つぎに権利の配分と取引費用の概念を理解する。また、具体的な例として環境に関する権利配分の問題を検討する。(小レポート)</p> <p>4. 契約法 I 契約の成立に関する問題を非対称情報と契約の効率性の論点から学習する。これらの論点を踏まえて、情報開示を巡る問題を議論する。</p> <p>5. 契約法 II</p>

契約違反の救済に関する経済分析を行い、救済ルールと取引インセンティブの関連を理解する。また、契約の効率的な破棄の考え方を学習する。（小レポート）

6. 不法行為法Ⅰ

当事者の注意義務と賠償責任ルールとの関係を明らかにする。様々な賠償責任ルールのあり方が注意水準にもたらす影響を考え、損害賠償の決定における問題点を理解する。

7. 不法行為法Ⅱ

製造物責任法がもたらす経済的効果を理解し、可能な責任ルールのもとでの経済効果への影響を検討する。

8. 不法行為法Ⅲ

使用者責任をめぐる問題を検討する。代位責任に関する様々な法ルールがもたらす経済活動への影響と当事者間のインセンティブの問題を議論する。

（小レポート）

9. 訴訟と和解の経済学Ⅰ

まず、予想不一致モデルを使って訴訟と和解の判断における裁判費用の重要性とその機能を明らかにし、次に裁判に関する非対称情報がもたらす和解への影響等を理解する。

10. 訴訟と和解の経済学Ⅱ

費用配分ルールの裁判への効果について検討し、また、弁護士への成功報酬のあり方が訴訟と和解にもたらす影響について学習する。

11. 物権法の経済学Ⅰ

物権の特徴、物権法定主義の意義、時効取得などについて法と経済学から見るとどのように理解されるものかを学ぶ。

12. 物権法の経済学Ⅱ

物権変動における意思主義と形式主義、登記の役割と公信性を比較法また効率性から検討してみる。

13. 物権法の経済学Ⅲ

物権間の優劣、物権と債権の優劣について取引費用、投資活動などの観点から検討し、抵当権と賃借権に関する立法問題を論ずる。（小レポート）

	<p>14. 会社法の経済分析 I 会社法の存在理由、強行法規性の問題をまず議論する。つぎに企業・組織の特徴から株主と経営者の間の関係をコーポレート・ガバナンス論から検討する。</p> <p>15. 会社法の経済分析 II 経営者の忠実義務、株主の有限責任制のもつ意義を学習する。また、様々なモニタリングメカニズムを検討し、とくに敵対的買収の基本構造と評価をめぐって議論する。（小レポート）</p>
成績評価方法・基準	<p>講義の区切りで行う小レポート（A4二枚程度）および各時間での質問に対する答え方などの平常点によって評価する。尚、小レポートは授業で学んだ内容とオーソドックスな法学的な考えをいかにダイナミックに捉え直すかに注目する。評価については質問への返答、小レポート40：60の配点比率とする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に配付資料を配付するので、あらかじめテキストおよび関連内容を勉強しておき、授業中での質問に答えられるようにしておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書： 「法と経済学講義ノート」（細江守紀）</p> <p>参考書：クーター・ユーレン 太田勝造訳『法と経済学』（商事法務研究会） 柳川範之他編『会社法の経済学』（東京大学出版会） 神田秀樹・小林秀之共著『「法と経済学」入門』（弘文堂） 林田清明『法と経済学』（信山社） T・ミセリ 細江守紀監訳『法の経済学』（九州大学出版会） 常木守他、『法と経済学』、有斐閣 シャベル『法と経済学』、日本経済新聞社</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

40. 行政学

授業科目名 (カナ)	行政学 (ギョウセイガク)
担当教員名 (カナ)	今里 佳奈子 (イマサト カナコ)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	<p>現代社会とそこで営まれるわれわれの生活は行政なくしては機能しえない。また法的紛争も行政を当事者として発生することが多い。そうした紛争を法曹として解決していくには、憲法や行政法の条文や判例の知識だけではなく、その国や地域の政府が成立した歴史的背景や他の国との比較、国の行政と地方行政との関係、政府における財務、人事、組織の特徴と動態、行政組織における意思決定システム、行政を評価・統制し責任を確保していくための方法、政策が形成され実施される過程等々の知識と理解が不可欠になる。そのために、この講義では、①現代行政国家において「行政」を理解するために不可欠な基礎概念を理解するとともに、②現代日本の行政システムの構造と動態を概括的に把握し、その問題点と改革の方途についても共に考えることを目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>第一部 行政学概論</p> <p>第一部の1～4では、現代行政を理解するのに必要な基礎知識を得るために、「行政」「行政学」「政府の役割」についての基本的な講義を行う。</p> <p>1. 「行政」とは何か</p> <p>「行政」とは一体何だろうか。「行政」概念に関する様々な定義と用法を考察することにより、第二部、三部で展開する「政治と行政の関係」「行政の民主的統制」「行政責任」等を理解する糸口をつかむ。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手島孝『行政概念の省察』学洋書房、1982年 ・西尾勝「行政の概念」西尾勝著『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年 <p>2. 行政学の展開</p> <p>行政学は、一般に、主として官僚制の活動を、「制度」「管理」「政策」の観点から研究する学問だとされる。このことを理解するためには、我が国の行政学に大きな影響を与えたアメリカ行政学の発展の歴史をたどる必要がある。本講義では、主としてアメリカ行政学理論の展開について述べる。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手島孝『アメリカ行政学』（復刻版）日本評論社、1995年 ・今里滋『アメリカ行政の理論と実践』九州大学出版会、2000年

3. 政府機能の歴史的変遷(1)

時代や地域によって政府の規模や機能は大きく変化してきた。本講義においては、近代西欧における政治経済の歴史的展開と軸を一にしてきた政府機能の変容を、職能国家化、行政国家化、福祉国家化をキーワードに捉える。

【参考文献】

片岡寛光『行政国家』早稲田大学出版部、1978年

手島孝『現代行政国家論』勁草書房、1969年

4. 政府機能の歴史的変遷(2)

戦後、福祉国家への道を歩んできた西欧先進資本主義諸国は、1970年代後半以降、「福祉国家」の見直しを迫られる。本講義においては各国がどのように「福祉国家」を再編しつつあるのかを明らかにするとともに、我が国における「福祉国家再編のあり方」について言及する。このテーマは、第四部「官から民へ」（「民営化」「規制改革」等について考察）において、さらに展開する。

【参考文献】

・岡本憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社、1997年

・エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房

・山口二郎他編著『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房

第二部 「統治の仕組み」概論

第二部5～7は、日本の統治の仕組みを理解するための講義である。第二部で得た知識は第三部以降の理解のための前提となる。

5. 現代国家の政府形態～議院内閣制と大統領制

ここでは、統治権が、中央政府の中でどのように分割されているかに焦点を当て、代表的な二つの制度～議院内閣制と大統領制～について説明する。また、日本における議院内閣制の特徴を、日本国憲法、内閣法などから読み取る。更に、議院内閣制には、ウェストミンスターモデルと大陸型のモデルがあることなどを説明し、我が国における「政治」の混迷状況について理解する糸口をつかむ。

【参考文献】

・山口二郎『イギリスの政治、日本の政治』ちくま書房、1998年

・大山礼子『比較議会政治論～ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデル』岩波書店、2003年

・大山礼子『日本の国会』岩波新書、2011年2月18日

6. 国の行政組織

国家行政組織法や各省設置法を手がかりに、国において行政組織がどのように編成されているのかを明らかにする。我が国においては、分担管理の原則のもとに、各省が設置法に定められた事務をそれぞれ所掌する。官房や局の筆頭課の組織運営上の重要な役割や、局・課が政策をどのように担当しているかなどについて説明する。また、内閣府の独自の位置づけについて説明する。

【参考文献】

- ・ 国家行政組織法、内閣府設置法、厚生労働省設置法など

7. 国家公務員制度と、日本の「官僚制」

日本の国家公務員制度の概要について述べた上で、特に人事と意思決定に焦点を当て、その特徴を明らかにする。人事管理については、時には「二重の駒モデル」とも呼ばれる変則的なキャリアシステムが我が国官僚制の柱となっていることを明らかにし、その下で観察された「国士型官僚」「調整型官僚」などの官僚モデルについて説明する。意思決定については、「稟議制」「大部屋主義」など、「集団的意思決定」と評される日本型意思決定の特徴について考察する。

【参考文献】

- ・ 国家公務員法
- ・ 稲継裕昭『日本の官僚人事システム』東洋経済出版社、1996年
- ・ 真淵勝『官僚』東京大学出版会、2010年

第三部 「政」と「官」

第三部 8～10 では、第一部、第二部で得た基礎的な知識を応用・活用し、現代行政をめぐる「政」と「官」の関係について考察する。

8. 日本の議院内閣制は「官僚内閣制」なのか

時には「官僚内閣制」と揶揄されてきた日本の議院内閣制の実態について、特に55年体制の下での立法過程を追うことで、その特徴を明らかにする。ここでは、分担管理の原則の下で、官僚と与党自民党族議員、業界団体が強固な「鉄の三角形」を築いてきたとされる。

【参考文献】

- ・ 飯尾潤『日本の統治構造～官僚内閣制から議院内閣制へ』中公新書、2007年
- ・ 山口二郎『イギリスの政治、日本の政治』再掲

9. 「官から政へ」をめぐる諸改革

上記のような状況の中で、1980年代までに内閣の主導性を強化するために行

われてきた様々な改革について概観した上で、1990年代以降の政治・行政改革に焦点をあてる。小選挙区制度を導入した政治改革、「官から政へ」を旗印に橋本首相の下で行われた行政改革、これまでの常識を打ち破る小泉首相の政治手法、そして、「政治主導」を掲げ、迷走を続けた民主党政権について分析する。

【参考文献】

- ・内山融『小泉政権』中公新書、2007年
- ・山口二郎『政権交代』岩波新書、2010年

10. 「政と官」、政治家と官僚の関係をめぐる規範

政治家と官僚はどのような関係をもつべきなのか。「統制」「自律」「協働」という3つの規範をめぐる両者の関係を理論的に分析した上で、各国の政官関係（特に政治任用）を紹介し、あるべき政官関係について考察する。

【参考文献】

- ・西尾勝『行政学の基礎概念』再掲
- ・森田朗編『行政学の基礎』岩波書店、1998年

第四部 「官」と「民」

第四部11～13では、第一部4と第二部を受け、「官」と「民」の関係について考察する。

11. 「官」のピラミッド

意外なことかもしれないが、日本の国家公務員数は、諸外国と比較して非常に少ない。それでは日本は「民」が主体の国なのか、というと多くの人は首をかしげるだろう。その背景には、特殊法人や公益法人、ファミリー企業などのグロウゾーン組織を多数かかえ、行政指導や補助金等で、業界団体や民間企業を誘導する、日本型「官のピラミッド」の姿がある。本講義においては、このような「官のピラミッド」の実像を明らかにする。

【参考文献】

- ・チャーマーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』1982年
- ・野口悠紀夫『1940年体制』東洋経済新報社、2002年
- ・猪野瀬直樹『日本国の研究』文芸春秋社、1997年

12. 「官」から「民」へとNPM

1980年代に始まった「福祉国家見直し」は「政府の失敗」を強調するもので、「市場原理」を重視する様々な改革をもたらすことになった。具体的には、「民営化」、「民間委託」、「規制緩和」などにより、これまで「政府の守備範囲」とされてきたものが見直されていく。更に、1990年代には、ニュー・パブリック

	<p>ク・マネジメント（NPM）による行政改革が世界中に広がっていく。橋本行 革の「独立行政法人」や、小泉首相の行政改革もNPM的発想によるものだ。 本講義ではこのような流れを明らかにし、NPM型行政改革の現状についても 紹介する。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オズボーン『行政革命』日本能率協会、1994年 ・江藤勝『規制改革と日本経済』日本評論社、2002年 ・上山信一『「行政評価」の時代』NTT出版、1998年 <p>13. 「行政」と「市民社会」</p> <p>「政府の守備範囲」の見直しが進む一方で、新たに注目されるようになった のが、「市民社会」の存在と力量である。具体的には、「新しい公共」を担う NPOなどの存在である。日本においても阪神淡路大震災をきっかけに、ボラ ンティアの力に注目が集まり、1998年には特定非営利活動促進法が制定されて いる。民主党政権においても「新しい公共」は、最重要課題の一つとなってい る。本講義においては、「民」が担う「新しい公共」について理解するととも に、行政との関係について考察する。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口定『市民社会論』有斐閣、2004年 ・篠原一『市民の政治学』岩波新書、2004年 <p>14. 行政の責任と統制</p> <p>代議制民主主義においては、官僚は国民の代表である議会や内閣の意思に従 い、行動し、その結果を説明することが求められる。一方、議会や内閣には、 官僚が国民の利益に背かぬよう監視し統制する職務が課される。だが、現実 には、官僚は「特殊利益」と結びついたり、時として自己利益を追求したりする。 国民から選出されていないという意味で正統性を欠く行政官僚制をいかに国 民の利益を実現するよう行動させるのが行政の責任と統制の課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片岡寛光『責任の思想』早稲田大学出版部、2000年 ・上山信一『行政評価の時代』再掲 <p>15. まとめ</p> <p>全体を振り返り、受講生とディスカッションを行う。</p>
成績評価方法・基準	<p>出席（質問や議論への参加度含） 50%</p> <p>期末レポート 50%</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にレジュメに目を通しておくこと。</p> <p>参考文献にもできるかぎり目を通すこと。</p>

教科書・参考文献	各講義における参考文献については、「各回の授業内容」参照のこと。 全体を通じた参考文献としては、真淵勝『行政学』有斐閣、2009年、西尾勝『行政学』有斐閣、2002年、村松岐夫『行政学教科書』有斐閣、2001年など。
履修条件	特になし

41. キリスト教倫理

授業科目名 (カナ)	キリスト教倫理 (キリストキョウリンリ)
担当教員名 (カナ)	片山 寛 (カタヤマ ヒロシ)
履修年次	1・2年次(2011年度入学生)、1・2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	金3
講義目的	キリスト教の歴史とその思想の成立、さらにそれと密接不可分な倫理学の基礎を学ぶ。このキリスト教的な倫理学は、歴史的に考えれば「法学」の基礎論でもあることが、西欧中世の社会と思想を紹介する中で講義される。講義の後半では、現代における倫理的な問題を取り上げ、レポートを書いてもらうとともに、それについてキリスト教倫理学の立場から論じる。
各回の授業内容	<p>第1回 キリスト教とは何か (1) 現代世界におけるキリスト教を知る。西南学院の創業者C・K・ドージャーについて学ぶ。バプテストという教派とその源流について。</p> <p>第2回 キリスト教の歴史 (1) 古代ユダヤ教の成立について学ぶ。そこには二つの要素があったこと、すなわち信仰 (神との出会い) と歴史である。</p> <p>第3回 キリスト教の歴史 (2) イエス・キリストの生涯と、その教えの中心を考える。とりわけ山上の説教を読む。歴史と終末論について。</p> <p>第4回 キリスト教の歴史 (3) キリスト教への迫害と、それによって刻印されたキリスト教の特徴。特に、社会福祉への関心と、国家に対する二様の関係。</p> <p>第5回 キリスト教の歴史 (4) 迫害の終り、コンスタンティヌス大帝とキリスト教国家について。その後の教会史の概略。</p> <p>第6回 キリスト教の歴史 (5) 三位一体論、教会論、終末論を中心に、キリスト教思想の基礎を学ぶ。</p> <p>第7回 キリスト教の歴史 (6) 西欧中世社会と、そこにおける法の成立をふりかえり、律法とローマ法、世俗法と教会法の関係を考える。</p> <p>第8回 キリスト教と倫理 (1) 法と倫理の関わりを、「自然法」思想を焦点として考える。自然法とは、実体法の上位に想定される、すべての法の根源であるところの法である。</p>

	<p>第9回 具体的課題の検討（1） 法は国家を裁けるか（1）「国家の犯罪」を導入にして、「国民の犯罪」について考える。</p> <p>第10回 具体的課題の検討（2） 法は国家を裁けるか（2） 国際法廷の問題、法は法自身を裁けるか。誰がどのように、何に基づいて裁くのか。</p> <p>第11回 具体的課題の検討（3） 結婚の倫理（1） 結婚制度についての現状、キリスト教の結婚の倫理を考える。</p> <p>第12回 具体的課題の検討（4） 結婚の倫理（2） カール・バルトの創造論の倫理学の中から、「男と女」について学ぶ。</p> <p>第13回 具体的課題の検討（5） 教育問題について（1） 教育現場で起こっている様々のこと。「人権」という言葉の恣意的な使われ方。</p> <p>第14回 具体的課題の検討（6） 教育問題について（2） 教育権は誰にあるのか。歴史の中でそれはどのように考えられてきたか。</p> <p>第15回 具体的課題の検討（7） これまでの議論のかえりみて、法と倫理の関係についてももう一度考える。</p>
成績評価方法・基準	授業参加の状況、授業中の発言など 20点 授業の途中で書いてもらう3つの課題レポート 80点
準備学習等についての具体的な指示	授業中に配布する資料を読んで、講義に臨むこと。 主題について、自分の頭で考えることが要求される。
教科書・参考文献	教科書はない。参考文献は、適宜授業の中で紹介する
履修条件	欠席は5回以内。講義中の退席は欠席と見做す。

42. 税法

授業科目名 (カナ)	税法 (ゼイホウ)
担当教員名 (カナ)	森山 彰夫 (モリヤマ アキオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木6
講義目的	様々な社会現象と交錯する租税現象の法的研究を行うことを目的とする租税法は、他の法規範による法効果を前提とするところから、いわば総合法学的な側面を持っている。講義では、一般的な概念の説明をするとともに、租税法の中でも中心となる所得概念を基礎としている所得税法に的を絞って、ケーススタディ方式を取り入れ、租税法（特に所得に関する）基礎的理解を進める。
各回の授業内容	<p>1. 租税の体系・租税の意義 現代の国家において種々の機能を果たしている租税について、わが国における種類と体系を説明するとともに、租税の意義を考察する。（大嶋訴訟、旭川市国民健康保険条例事件、ゴルフ場娯楽施設利用税事件、酒類販売免許制合憲判決）</p> <p>2. 租税法律主義・租税公平主義 課税要件の重要性を説明した後に、課税権の行使に関する原則である租税法律主義と税負担の原則である租税公平主義について、わが国における考え方を検討する。（固定資産税名義人課税主義事件、光楽園旅館事件、贈与税年賦延納契約事件、沖縄生鮮魚介類事件、スコッチライト事件）</p> <p>3. 租税法の法源・租税法の解釈・借用概念 通達課税の問題、実質課税の原則、借用概念と固有概念の区別について検討する。（パチンコ球遊器事件、レーシングカー物品税事件、東京産業信用金庫事件、鈴や金融株式会社事件、勸業経済株式会社事件）</p> <p>4. 私法取引と租税法 法律行為の瑕疵・時効・原始取得が生じた場合の租税法上の効果について検討する。（錯誤による財産分与契約事件、京都詐欺行為取消土地事件、尼崎市相続土地喪失事件、外国税額控除余裕枠りそな銀行事件、パラツィーナ事件）</p> <p>5. 租税法の適用・信義則・租税回避 課税要件事実についての推計課税と納税者有利解釈の原則、租税法上の信義則の原則と租税回避行為（タックスシェルターを含む）の事例検討を行う。（丸紅飯田事件、酒類販売業者青色申告事件、文化学院事件、相互売買事件、グレゴリー事件）</p>

	<p>6. 所得の概念・所得分類 所得税の課税物件である所得についてその概念を整理するとともに、現行所得税法における所得区分とその課税態様を考察する。(利息制限法違反利息事件、株式会社藤松事件、マンション建設承諾料事件)</p> <p>7. 納税義務者と課税単位・所得の帰属 納税義務者と担税者の違い、種々の納税義務者、親族間での所得の帰属などを検討する。(二分二乗事件、弁護士夫婦事件、歯科医師親子共同経営事件、冒用登記事件)</p> <p>8. 譲渡所得 譲渡所得は資産の譲渡による所得であるが、所得税法における「資産」とその「譲渡」の概念を検討する。(榎本家事件、名古屋医師財産分与事件、サンヨウメリヤス土地賃借事件、ゴルフ会員権贈与事件、支払利子付随費用判決)</p> <p>9. 給与所得・退職所得 事業所得や雑所得或いは一時所得と区分が困難な給与所得について、その境界線と給与所得内での課税のフリンジベネフィットを検討する。(弁護士顧問料事件、日フィル事件、海外旅行判決、5年退職事件)</p> <p>10. 事業所得・雑所得・不動産所得・山林所得 これらの所得は法人税法の所得概念に通じるものがあるため、以下11. 12. 13. 14. にわたり、法人税法における所得概念と比較しながら所得把握の構造を検討する。(会社取締役商品先物取引事件、嶋モーターズ事件)</p> <p>11. 収入金額と必要経費 (賃貸用土地贈与事件、高松市塩田宅地分譲事件)</p> <p>12. 年度帰属と費用収益対応の原則 (雑所得貸倒分不当利得返還請求事件、仙台家賃増額請求事件、沖縄補償金事件)</p> <p>13. 必要経費の範囲 (鉄骨材取得価額事件、ビニール畳表実用新案事件、事業所得貸倒分不当利得返還請求事件)</p> <p>14. 同族会社と行為計算否認 国内の97%の法人が該当し、かつ法人と個人との接点とも言える同族会社について、租税法におけるその特殊性を検討する。 (南日本高圧コンクリート株式会社事件、株式会社塚本商店事件、株式会社エス・アンド・ティー事件)</p> <p>15. まとめ 全講義を通じての疑問点等の解説・討論と、時事的な問題があればその解説・討論を行う。</p>
--	--

成績評価方法・基準	<p>討論参加度合20%、通常の受講態度・報告内容30%、最終レポートの内容50%を基準として成績を評価する。最終レポートは、全講義終了後、一定の課題についてレポートを作成・提出する。このレポートは定期試験に替えて行うものであるため、授業の出席が3分の2に満たない場合は提出資格が無い。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>毎回終了時、次回の範囲を指定する。 ケーススタディなので、事前に資料等を読み込んでおくこと。 ケースは複数あるので、毎回数名の分担を割り当て、概略を簡潔に報告してもらおう。その後、全員で課題についての討論を行う。</p>
教科書・参考文献	<p>金子宏「租税法」（法律学講座双書・弘文堂） 金子宏ほか編著「ケースブック租税法〔第2版〕」（弘文堂） ※ 必要なものはコピーして配布する。</p>
履修条件	<p>民法・商法の既得者の履修を希望する。 簿記・会計の基礎的素養があることが望ましい。</p>

43. 地方自治法

授業科目名 (カナ)	地方自治法 (チホウジチホウ)
担当教員名 (カナ)	岡本 博志 (オカモト ヒロシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	月2
講義目的	地方自治に関する法制度の原理と仕組みを理解するとともに、地方公共団体の活動に関わる法的諸問題を認識し解決する能力を養成することを目的とする。地方公共団体の活動は、行政過程や立法過程さらには争訟の処理過程に及ぶ。これらの活動がどのような枠組みの中で行われているのか、そこにどのような問題が発生するのか、それはどのように解決が図られることになるのか、どのような問題が残るのか等について、具体的な素材を取上げ検討することを通じて、必要な法的知識と能力を涵養することを目指す。
各回の授業内容	<p>第 1回 地方自治の基礎理論 わが国における地方制度の沿革を概観するとともに、憲法92条以下に規定する地方自治制度の基本枠組みを概説し、地方自治の意義を確認する。</p> <p>第 2回 地方公共団体の種類 憲法は地方公共団体とのみ規定するが、地方自治法上、それらは普通地方公共団体と特別地方公共団体とに区分され、前者は基礎的地方公共団体と広域の地方公共団体に区分される。各地方公共団体の位置と役割の相違を説明し、市町村合併、道州制等の問題に言及する。</p> <p>第 3回 地方公共団体の事務 分権改革により機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。中央—地方の事務配分のあり方を検討し、自治事務と法定受託事務について解説する。</p> <p>第 4回 地方公共団体の権能(1) 地方公共団体が担当する事務を遂行するに際して、地方公共団体はどのような権能を有しているのかを検討する。自治組織権、自治行政権、自治財政権、自治立法権に区分して順次解説する。</p> <p>第 5回 地方公共団体の権能(2) 憲法94条および自治法14条、15条に規定する自治立法権について、憲法上の諸原則、個別条項等との関係および法令との抵触等の問題を解説し、自治立法権の範囲について具体的に検討する。</p> <p>第 6回 地方公共団体の機関(1)</p>

憲法は、地方公共団体の機関として長と議会を置くことを定めている。まず首長制について概観し、次いで地方自治法の定める地方議会の構成と権能及び長と議会の関係について検討する。

第 7回 地方公共団体の機関（2）

執行機関の多元性を採用する地方自治法における長その他の執行機関の構成について概観し、次いで長を頂点とする行政機関の構造について検討する。

第 8回 住民の権利義務

地方公共団体の構成要素たる住民は、地方公共団体のサービスを受けるにとどまらず、議員及び長を選任するほか直接請求その他の権能を有している。これらの地方公共団体と住民との関係について住民の権利義務という観点から検討する。

第 9回 国と地方公共団体との関係（1）

分権改革により国と地方公共団体の役割分担のあり方が地方自治法に明示され、さらに国等の地方公共団体に対する関与のあり方についても新たに規定された。国等の地方公共団体への関与の種類と手続、国地方係争処理の制度及び訴訟等について検討する。

第10回 国と地方公共団体との関係（2）

国と地方公共団体の事務配分と財源配分とは必ずしも十分に対応していない。中央—地方の財源配分の構造と財政調整制度、地方公共団体の財政構造等について概観する。

第11回 情報公開制度（1）

情報公開法制について概観し、情報公開条例について具体的条例を素材として、その構造と問題点を検討する。

第12回 情報公開制度（2）

情報公開請求における主要な問題点たる不開示条項の解釈について、具体的事例を素材として検討する。

第13回 個人情報保護制度

個人情報保護法制について概観し、個人情報保護条例について、具体的条例を素材としてその構造と問題点とくに本人開示をめぐる問題について検討する。

第14回 住民監査請求と住民訴訟（1）

地方公共団体の財務会計行為については、監査委員による監査が行われるほか住民監査請求を通じて当該普通地方公共団体内で自主的にその適正を確保する仕組みである。監査制度および住民訴訟の前段階としての住民監査請求について概観する。

第15回 住民監査請求と住民訴訟（2）

行政事件訴訟法において民衆訴訟に分類される住民訴訟は事件数が多いのが現状である。住民監査請求を前置させるこの制度の意義と機能について説明

	し、住民訴訟における具体的な問題点を検討する。
成績評価方法・基準	出席状況（講義での応答を含む。）10%、レポート20%、定期試験の結果70%を総合して評価する。授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格を失う。
準備学習等についての具体的な指示	各回の講義内容について予習しておくべき事項、取上げる判例についてはあらかじめ提示する。
教科書・参考文献	教科書： 塩野宏 『行政法Ⅲ [第三版]』 （2006年、有斐閣） （第3章「地方自治法」の部分） 磯部力ほか編 『地方自治法判例百選 [第三版]』 （別冊ジュリストNo. 168、2003年、有斐閣） 参考文献： 宇賀克也 『地方自治法概説【第3版】』（2009年、有斐閣） 中川義朗編 『これからの地方自治を考える』 （2010年、法律文化社） 松本英昭 『地方自治法の概要』 （2005年、学陽書房） その他講義において適宜指示する。
履修条件	「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」、「法と行政活動」を履修していること。

44. 環境法

授業科目名 (カナ)	環境法 (カンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	勢一 智子 (セイイチ トモコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義目的	近年、固有の法領域として形成されつつある環境法は、公害法から発展し、現在では環境汚染を防止する消極規制にとどまらず、積極的な環境保護政策の実現を図るための社会・経済システムの変革をめざす分野である。そうした環境法を理解するためには、公法と私法の両方の法理論、さらに経済学、行政学、政策学や立法学などの領域横断的な視点を必要とする。本講義は、そうした複合的領域に法的観点からアプローチするために必要となる、法体系と理念、手法などの一般理論、および主要な個別法を学ぶことを目的とする。
各回の授業内容	1回：環境法の沿革、環境法の基本構造 2回：環境法の基本理念、環境法政策の手法 3回：環境基本法 4回：環境基本計画および環境関連の諸計画 5回：環境影響評価法 6回：大気汚染防止法 7回：水質汚濁防止法 8回：自然環境保全法 9回：廃棄物処理法 10回：循環型社会形成推進基本法 11回：容器包装リサイクル法・その他のリサイクル関連法 12回：地球温暖化対策推進法 13回：土壌汚染対策法 14回：環境訴訟における論点・その1（行政訴訟） 15回：同上・その2（民事訴訟）
成績評価方法・基準	各回の出席、発表、議論への参加に対する平常点（30%）、中間テスト（20%）および期末テスト（50%）の評点に基づき、それらを総合して評価する。なお、レポート課題を実施した場合には、その評点も成績評価に加える。

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法に分類される個別法は数多く、多岐にわたる。講義で取り上げるのは一部分に過ぎないことに留意して取り組むこと ・毎回の授業に当たり、予め指定する範囲について各自予習をした上で出席すること。予習を前提として、ディスカッション方式で授業を進める。
<p>教科書・参考文献</p>	<p>大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣・2010年） 北村喜宣『環境法』（弘文堂，2011年） 『ベーシック環境六法（第4訂）』（第一法規・2010年） ジュリスト増刊『環境法判例百選』（有斐閣・2004年）*刊行状況により第2版を使用 大塚直／北村喜宣編『環境法ケースブック（第2版）』（有斐閣・2009年） 黒川哲志ほか編『確認 環境法用語230』（成文堂，2009年）</p>
<p>履修条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法を理解する上で前提となる法的知識として、憲法，行政法，行政救済法，民法および民事訴訟法を習得していること ・予習，発表，議論への参加等，受講生としての責務を果たせる者 ・出席が3分の2を満たしていない者は，単位認定の対象としない

45. 土地私法

授業科目名 (カナ)	土地私法 (トチシホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆・田中 英司 (タダ トシタカ・タナカ エイシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	月 1
講義目的	<p>この授業では、民法の特別法に相当する不動産登記法、区分所有法及び借地借家法を対象にして、土地・建物の所有及び利用をめぐる私法上の法律問題を取り扱う。いずれも、実際上の重要性にもかかわらず、民法の授業では十分に取り上げるだけの余裕がなく、何らかの形で補充しておく必要があるものばかりである。それらについて、法律専門家として身につけておいてほしい知識を補充するとともに、土地・住宅を巡る様々な現実の法律問題に対する認識を深め、解釈論的・立法論的な対応をするために必要な基本的素養を修得させることが、この講義の目的である。</p> <p>なお、不動産登記と区分所有（第1回～第10回）までは多田が担当し、借地借家（第11回～第15回）については田中が担当する。</p>

各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産登記制度・不動産登記の効力 2 登記所・登記官、登記情報、表示の登記 3 権利に関する登記① 4 権利に関する登記② 5 登記手続き 6 区分所有の権利関係と法制度① 7 区分所有の権利関係と法制度② 8 共用部分の法律関係 9 区分所有建物の管理 10 復旧・建替え 11 不動産利用権の法的仕組みの概観 12 普通借地権の存続保障・保護 13 「定期借地権」 14 「定期建物賃貸借」 15 不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開
成績評価方法・基準	<p>期末試験（筆記試験）及び平常点を総合的に評価して最終成績を判定する。両者の比重は8：2とする。平常点の中身は、出席状況、発言等授業への参加の積極性、課題が与えられた場合にはそれへの取り組みの状況等である。出席状況については、出席することを前提として、欠席、遅刻を減点要素とする（1回について、欠席1点、遅刻0.5点）。なお、欠席が1/3を超えた者については期末試験の受験資格を認めない。</p>

準備学習等についての具体的な指示	準備学習については、TKCの教育支援システムにその都度事前に指示する。
教科書・参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・多田担当部分の参考文献 不動産登記法関係 手頃なテキストが見あたらないが、参考文献として以下のものを掲げておく。 山野目章夫『不動産登記法』（商事法務 2009年）、清水響編著『Q&A不動産登記法』（2007年 商事法務）、鎌田薫／寺田逸郎編『新基本法コンメンタール 不動産登記法』（2010年 日本評論社） 区分所有法関係 鎌野邦樹『マンション法案内』（勁草書房 2010年）をテキストとする。 参考文献として、稲本洋之助・鎌野邦樹『コンメンタール マンション区分所有法〈第2版〉』（日本評論社 2004年）、水本浩ほか編『基本法コンメンタール マンション法〈第3版〉』（日本評論社 2006年）。 その他、必要に応じて授業の中あるいはTKCのサイトの中で指示する。 ・田中担当部分の参考文献 内田貴『民法Ⅱ』、山野目章夫「定期借地権制度」稲葉他編『新借地借家法講座 第2巻』（日本評論社、1999年）61頁以下、稲本・澤野編『基本法コンメンタール 借地借家法』第3版（日本評論社、2010年）38条（藤井俊二）、佐藤岩夫「日本民法の展開(2)特別法の生成－借地・借家法」広中・星野編『民法典の百年Ⅰ』（有斐閣、1998年）231頁以下、田中英司『ドイツ借地・借家法の比較研究－存続保障・保護をめぐって－』（成文堂、2001年）の序章と第一章。
履修条件	民法Ⅰ～Ⅳの内容についてひとつおりに履修していること。ただし、単位修得は条件ではない。

46. 消費者問題

授業科目名 (カナ)	消費者問題 (ショウヒシャモンダイ)
担当教員名 (カナ)	中野 和信 (ナカノ カズノブ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	水4、水5(隔週開講)
講義内容 (目的)	<p>消費者法は発展途上の学問である。現代社会において様々な消費者問題が生起しており、新たな問題については従来の消費者保護法、民事法、これまでの判例や解釈論などでは十分対処できない場合が多々出てくる。その場合でも適切な解決のために既存の諸費者保護法の趣旨、民事法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、それを判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法発展の歴史であった。これまでに消費者法は整備されてきたが、なお解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも新たな理論を構築し、判例、法改正などに昇華させていく努力が続けられるであろう。</p> <p>本講義の目的は、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらおうと同時にその法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによってこれから発生するであろう各種の消費者問題を解決していくための指針を与えることにある。</p> <p>実務家として、事例を中心にして具体的に問題をどう考えていくかを探っていく講義にしたい。</p> <p>現在、民法改正の議論がなされているが、その中の重要な論点として、消費者概念を民法に取り込むべきかどうか議論されている。このように消費者法は民法まで改正させる契機になっていることから分かるように、消費者法の理解は法律家にとって必須である。</p> <p>現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。</p> <p>法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持って社会に羽ばたいてもらうため、本講義を受講してもらいたいと考えている。</p>
各回の授業要項	<p>1, 消費者問題と消費者法</p> <p>(1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験26年で扱った消費者問題</p> <p>多重債務問題、スーパーラドンマルチ被害事件、海外商品先物取引被害、商品先物取引被害、豊田商事事件、ココ山岡事件、ワラント被害事件、呉</p>

服店名義貸事件、近未来通信被害など

(2) 消費者問題の特性と消費者法、消費者政策

企業と消費者との非対称性、交渉力の格差

事前規制から事後救済の流れ

行政規制、競争秩序維持、民事規制

事後救済のみでは不十分

少額多数被害、生命身体の安全の問題など

(3) 消費者法の体系

消費者基本法の理念と基本施策

各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法

特商法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、貸金業規制

法

(4) 最近の消費者法改正の流れ

貸金業法等の改正

割賦販売法、特商法の改正

消費者庁設置法、消費者安全法、消費者行政の一元化

(5) 講義の進め方

2, 消費者契約と民法法理 I

(1) 契約の成立

a) 契約の拘束力の意味と要件

b) 消費者契約における変容

表示から真意へ、諾成から要式へ

(2) 意思表示の瑕疵 (詐欺、錯誤)

a) 意義、要件

b) 消費者契約における動機の重要性

c) 詐欺、錯誤の拡張理論

d) 補完理論と制度

契約締結上の過失理論、信義則による履行請求権の否定、取引型不法行為

特商法、消費者契約法の取消、クーリング・オフ制度、情報提供義務・説明義務

3, 消費者契約と民法法理Ⅱ

(1) 契約内容と効力について

不当な内容の契約を勧誘されて契約させられた場合の契約拘束力からの離脱方法

(2) 契約内容の適正確保のための制度

a) 公序良俗違反

消費者取引公序

暴利行為論

b) 取締法規違反と私法上の効力

私法、公法二元論

通説・判例

新たな潮流、基本権保護理論

(3) 契約履行段階での内容の妥当性—信義則

クレジット過剰与信の場合の請求権の制限

根保証をした保証人への請求権の制限

商品先物取引による業者からの欠損金請求の制限

(4) 約款の適正

a) 信義則援用型

b) 意思解釈型

(5) 契約プロセス、契約状況重視の新たな潮流

EU の EC 指令における不当威圧論、状況乱用論など

4, 消費者契約法

(1) 成立経過

(2) 趣旨・目的

(3) 消費者と事業者

(4) 消費者取消権

a) 4 類型

b) 要件

c) 行使期間

(5) 媒介委託を受けた第三者による勧誘・・・改正割賦販売法との関係

(6) 不当条項の無効

(7) 特商法との関係

5, 特定商取引法とクーリング・オフ

(1) 法の趣旨と沿革

(2) 適用対象と基本構造

①訪問販売 ②電話勧誘販売 ③通信販売 ④連鎖販売取引 ⑤特定継続的役務提供

⑥業務提供誘因販売 ⑦ネガティブオプション

(3) 規制内容

書面交付義務、勧誘行為規制、広告規制、クーリング・オフ

(4) クーリング・オフ制度

a) 立法趣旨

b) 要件

c) 行使方法

d) 行使期間

e) 書面不備とクーリング・オフ

(5) 訪問販売と適用対象、適用除外など

(6) 消費者取消権

「契約締結を必要とする事情」の明記

(7) 中途解約権

(8) 消費者契約法との関係

(9) 平成20年度改正

指定商品制廃止、過量販売解除権など

6, 割賦販売法

(1) 事例検討

(2) クレジット契約の形態

(3) 適用対象

(4) 規制内容と効果

(5) 書面交付義務と個別クレジット契約のクーリング・オフ

(6) 抗弁対抗

a) 意義

b) 沿革、判例経過

c) 法的性質

d) 適用範囲

(7) 個別クレジット契約取消権と既払金返還（平成20年度改正）

改正経過とその有効性

(8) クレジット不正利用と消費者の責任

- a) 判例と学説
- b) ダンシング判決の射程
- c) 改正法の射程

7, 消費者取引と不法行為

(1) 事例検討

- ①先物取引 ②原野商法 ③近未来通信、L & G事件、WOF事件

(2) 消費者取引をめぐる不法行為訴訟

- ①不法行為責任のメリット
- ②取引型不法行為の特徴（取引一連一体不法行為論）
- ③会社の黒幕責任の追及

(3) 要件

- ①故意・過失 c f、製造物責任法

②違法性

消費者取引公序

取締違反行為と違法性

- ③因果関係 c f 金販法の損害の推定

(4) 不法行為責任と契約責任

新たな考え方

信任義務違反

(5) 不法行為と過失相殺

(6) 不法行為訴訟の課題

8, 9、金融サービスと消費者

(1) 事例検討

(2) 投資家保護法理

- ①説明義務と情報提供義務

②適合性原則

- ③誠実公正義務、忠実義務

④市場の公正

- ⑤適合性原則と説明義務の関係

(3) 融資者責任（レンダーライアビリティ）

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 金融サービスと法的規制 <ul style="list-style-type: none"> a) 日本版ビッグバンと消費者保護 b) ビッグバンの影響 c) 金融危機と金融業界の責任 (4) 金融商品取引法における消費者保護規定 金販法との関係 (5) 商品取引所法における消費者保護規定 (6) 商品先物取引に関する判例 (7) 証券取引に関する判例 10, 製造物責任法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事例検討 (2) 製造物責任 <ul style="list-style-type: none"> ①意義、②欠陥商品の被害、③欠陥商品被害の救済の困難性 ②立法による過失責任主義の修正 (3) 法制定の経緯 (4) 要件 <ul style="list-style-type: none"> ①製造物 ②「欠陥」の意義 ③「欠陥」の判断 ④引き渡し ⑤免責 (5) 責任主体 (6) 責任の内容 (7) その他 <ul style="list-style-type: none"> ①責任期間 ②適用関係 (8) 製造物責任法の現状と紛争処理 訴訟とADR、消費者相談 11, 欠陥住宅問題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 欠陥住宅問題の要因と現状 耐震偽装問題の影響 (2) 住宅建築に関する法制度 <ul style="list-style-type: none"> ①建築基準法令 ②建築士法 ③建設業法 ④品質確保法
--	--

(3) 欠陥住宅訴訟の特質

- ①欠陥現象と欠陥評価
- ②契約内容の確定
- ③欠陥判断の基準

(4) 損害評価

- ①必要かつ相当な補修方法
- ②取壊し建替え費用相当額の賠償請求の可否
- ③居住利益控除論などについて

(4) 責任主体

- ①請負人 ②設計者・監理者 ③売主 ④建築主事、民間確認検査機関

(5) 紛争解決手続

- ①付調停 ②専門委員 ③鑑定

12, 13, 消費者信用と多重債務問題

(1) 消費者信用拡大の背景

(2) 多重債務問題の原因

(3) 債務者像の変化 平成18年改正へ

(4) 法制度

- a) 貸金業法
- b) 利息制限法
- c) 出資法

d) いわゆる「グレーゾーン」金利について

(5) 貸金業43条「みなし弁済」規定問題

(6) 画期的な最高裁平成18年1月13日判決

(7) 過払金請求訴訟の激増

(8) 過払金請求訴訟の実務的問題

- ①取引空白期間がある場合の過払金充当問題
- ②過払金発生の場合の消滅時効起算点
- ③支払期限徒過の場合における遅延損害金適用の否定

(5) 多重債務の解決方法

- ①任意整理

取引履歴開示請求と利息制限法による元本充当計算

②自己破産

- a) 破産原因と免責許可
ギャンブル、浪費、詐欺的借入
裁量免責
- b) 破産管財手続
簡易管財の導入
- c) 非免責債権

③個人再生

- a) 小規模個人再生と給与所得者再生
- b) 弁済計画案の作成
弁済総額の要件
- c) 住宅資金特別条項

④特定調停

(6) 個人信用情報

(7) 多重債務に関する諸問題

ヤミ金問題

商工ローン問題

保証問題

日掛金融

(8) 平成18年改正と政府の取り組み

平成22年12月の金利引き下げの完全実施に向けて

(9) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて

1.4, 消費者行政の一元化

- (1) 消費者庁、消費者委員会設置法
- (2) 消費者安全法
- (3) 消費生活相談
- (4) 違法収益の吐き出しの課題
- (5) 今後の消費者問題と取組みの必要性

1.5, 表示・広告と消費者

- (1) 紛争事例

	<p>(2) 安全表示・品質表示</p> <p>(3) 取引条件・契約内容に関する表示の広告規制</p> <p>(4) 宣伝・広告における広告媒体、推奨者の責任</p>
成績評価方法・基準	<p>筆記試験の結果を成績評価の主たる基準とする。その他、出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言なども参考にする。</p> <p>筆記試験の結果で9割、その他の要素で1割として評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は消費者法についての入門的基礎的なものにする。</p>
教科書・参考文献	<p>消費者法講義第3版 日本弁護士連合会編 日本評論社</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

47. 金融法

授業科目名 (カナ)	金融法 (キンユウホウ)
担当教員名 (カナ)	沢野 直紀 (サワノ ナオキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木2
講義目的	銀行・証券・保険および消費者金融に関する法的紛争は絶えず、金融に関する一般知識は法曹に不可欠と考えられる。本講義は、金融の仕組み、わが国の金融制度、さらに金融と法との関わり、すなわち金融組織法ないし金融規制法の現状と問題点、及び民商法の応用分野である金融取引法ないし金融消費者法について理解を深め、最先端の金融に関する法的問題についての解決能力を養成することを目的とする。さらに、企業金融の問題を取上げることにより、会社法・手形小切手法の補講の意味も持たせたい。
各回の授業内容	<p>下記は一応の予定であり、変更の可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融（法）とは何か・直接金融と間接金融 2. 直接金融と金融商品取引法 3. 金融商品取引法と投資者保護および証券業の規制 4. 会社法と株主・社債権者の保護 5. 銀行法による銀行規制—規制の必要性・規制の内容（会社法の修正） 6. 保険業法による保険業の規制 7. 新保険法の制定 8. 消費者金融の法規制 9. 預金取引—預金債権の発生・消滅・無権限者による払い戻し 10. 銀行取引と手形・小切手法（1）—当座預金、手形・小切手当事者と銀行の関係 11. 銀行取引と手形・小切手法（2）—手形・小切手法の当座勘定規定による変容 12. 貸出取引—証書貸付・手形貸付・手形割引 13. 為替取引—内国為替・外国為替（商業信用状取引） 14. 予備日（1） 15. 予備日（2）
成績評価方法・基準	基本的に期末試験の成績によって評価する。毎回、出席をとり、欠席は1回につき、1点を減点する。

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>予めレジュメを配信するので、目を通した上で、授業に持参すること。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>1冊で本講義の対象を網羅するものがないので、教科書は指定しない。 参考書：西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（上）』（商事法務）②黒沼悦郎『金融商品取引法入門（第3版）』（日経文庫）③福井修『金融取引法入門』（金融財政事情研究会）④西尾信一『金融取引法（第2版）』（法律文化社）⑤階猛ほか『銀行の法律知識（第2版）』（日経文庫）等。</p>
<p>履修条件</p>	<p>2年次の民法・商法を履修済であること。</p>

48. 知的財産法

授業科目名 (カナ)	知的財産法 (チテキザイサンホウ)
担当教員名 (カナ)	山田 憲一 (ヤマダ ケンイチ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	月4
講義目的	知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識を得ること、及び、それらの法領域に関わる比較的簡単な具体的事案に法規範を解釈適用して、当事者がいかなる権利を有し義務を負うかを結論づける能力を身に付けること、を主な目的とします。副次的には、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることをも狙います。
各回の授業内容	<p>*各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として指定する高林龍『標準特許法』（第1回～第8回）、『標準著作権法』（第1回、第9回～第15回）の該当箇所です（要綱執筆時点の最新版である、前者の第三版（2008年）、後者の初版（2010年）によります）。</p> <p>1. 序論 知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します（テキストそれぞれの序章）。</p> <p>[特許法]</p> <p>2. 特許権の保護対象・特許の実体的要件 特許権の保護対象である「発明」概念、及び、特許の実体的要件を扱います（第1章第1節、第2節）。</p> <p>3. 権利の主体・消滅事由 発明者主義、冒認出願、職務発明制度を扱い、特許権の消滅事由にも触れません（第1章第3節、第5節）。</p> <p>4. 特許権の効力・間接侵害 特許権の効力を消尽論を中心として扱い、併せて間接侵害についても検討します（第1章第4節、第2章第3節）。</p> <p>5. 特許権侵害（1）技術的範囲・均等論 特許発明の技術的範囲、及び、均等論を扱います（第2章第1節、第2節）。</p> <p>6. 特許権侵害（2）効力の制限、特許権の利用 特許権の効力が及ばない場合、刑事罰、及び、実施権の設定を中心とした特許権の利用を扱います（第2章第4節、第5節、第3章）。</p> <p>7. 権利取得手続・特許行政争訟</p>

	<p>権利取得手続、審判、及び、審決取消訴訟を扱います（第4章、第5章）。</p> <p>8. 権利侵害救済手続</p> <p>権利侵害救済のための特別規定等を扱い、実用新案法、特許をめぐる条約にも言及します（第6章～第8章）。</p> <p>[著作権法]</p> <p>9. 著作物（1）著作物の定義・表現形式による著作物の分類</p> <p>保護の対象となる著作物という概念につき、定義及び表現形式による分類を扱います（第1章第1節～第3節）。</p> <p>10. 著作物（2）二次的著作物等</p> <p>二次的著作物、編集著作物、及び、データベースの著作物を扱います（第1章第4節・第5節）。</p> <p>11. 著作権の主体・効力</p> <p>著作権の主体、支分権、及び、侵害とみなす行為を扱います（第2章、第3章）。</p> <p>12. 権利の制限（1）権利制限規定</p> <p>著作権の制限規定を扱います（第4章第3節）。</p> <p>13. 権利の制限（2）保護を受けない著作物等、権利の利用</p> <p>保護を受けない著作物、時間的限界、及び、権利の利用を扱います（第4章第1節・第2節、第5章）。</p> <p>14. 著作者人格権・著作隣接権</p> <p>著作者人格権及び著作隣接権を扱います（第6章、第7章）。</p> <p>15. 権利侵害とその救済手続</p> <p>権利侵害とその救済手続を扱い、著作権に関する条約にも言及します（第8章、第9章）。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の成績（約70%）と平常点（約30%）を総合的に評価します。平常点は、出席状況、課題への取り組み、質疑応答の内容等に基づいて評価します。出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻は減点事由とし（一回につきそれぞれ1点、0.5点）、出席回数が授業回数のおよそ二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書は、高林龍『標準特許法』及び『標準著作権法』（いずれも有斐閣）を予定しています。ただし、出版状況等により変更の可能性もあります（それに応じて、各回の授業内容を変更することもあり得ます）。教科書の変更やサブテキストの指定をする場合には、前期試験最終日までにお知らせします。</p> <p>参考文献は、講義中に適宜指示しますが、差し当たり、予習に際して、教科書を読んで疑問に思った点を調べたり、判例を理解しようとする場合に役に立ちそうなものを、幾つか挙げておきます（版及び出版年はシラバス執筆時点での最新版です）。</p> <p>中山信弘『特許法』（弘文堂、2010年） 中山信弘『著作権法』（有斐閣、2007年） 岡村久道『著作権法』（商事法務、2010年） 加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、5訂新版、2006年） 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明協会、第18版、2010年） 半田正夫他編『著作権法コンメンタール1～3、別冊平成21年改正解説』（勁草書房、2009～2010年） 塩月秀平編『特許・著作権判例インデックス』（商事法務、2010年） 中山信弘他編『特許判例百選』（有斐閣、第3版、2004年） 中山信弘他編『著作権判例百選』（有斐閣、第4版、2009年）</p>
<p>履修条件</p>	<p>特にありません。</p>

49. 労働法

授業科目名 (カナ)	労働法 (ロウドウホウ)
担当教員名 (カナ)	中内 哲 (ナカウチ サトシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義目的	<p>本講義は、①いわゆる「雇用関係法」(使用者と労働者個人との関係を規律する法律群)と「労使関係法」(使用者と労働組合(員)との関係を規律する法律群)の領域における重要判例や主要学説の内容・位置づけ、②当該領域における具体的な法律問題に直面した際に、自分なり(いいかえれば、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士として)の解決策・対応策を、受講者が自ら積極的に説明できるようになることを目指す。</p> <p>他方、いわゆる「労働市場法」(例：職業安定法、労働者派遣法)「労働紛争処理法」(例：個別労働紛争解決促進法、労働審判法)「公務員関係法」(例：国家公務員法・地方公務員)領域の諸問題は正面から取り上げない。とはいえ、上記諸法律を知らないでは済まされないので、受講生は各自で学習し必要があれば担当者へ気軽に問い合わせしてほしい。</p>
各回の授業内容	<p><第1回> 【雇用関係法】労働契約(民法、労基法、労働契約法)</p> <p><第2回> 【雇用関係法】就業規則(労基法第9編、労働契約法)</p> <p><第3回> 【雇用関係法】労働憲章(労基法第1編)</p> <p><第4回> 【雇用関係法】労基法上の労働契約規制(労基法第2編)</p> <p><第5回> 【雇用関係法】賃金</p> <p><第6回> 【雇用関係法】労働時間</p> <p><第7回> 【雇用関係法】年次有給休暇(年休)</p> <p><第8回> 【雇用関係法】解雇</p>

	<p><第9回> 【雇用関係法】 人事異動</p> <p><第10回> 【雇用関係法】 人事評価</p> <p><第11回> 【労使関係法】 労働基本権（憲法） 「労働組合」概念・不当労働行為制度（労組法）</p> <p><第12回> 【労使関係法】 団体交渉（団交）・労働協約</p> <p><第13回> 【労使関係法】 争議行為</p> <p><第14回> 【労使関係法】 不当労働行為</p> <p><第15回> 【労使関係法】 組合活動・組合内部問題など</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験60点 +平常点（授業に臨む態度、発言回数・その内容等）20点 +提出すべき課題（小テスト・中間試験を実施する可能性あり）20点 以上により評価する。</p> <p>無断欠席・遅刻はいうまでもなく、予習・復習の不徹底（典型的には、教員から尋ねられた際に間髪入れず「知りません」「習っていません」「わかりません」と答弁すること）は、大きな減点材料である。反面、本講義では「黙って嵐が過ぎ去るのを待つ」ような姿勢は全く許されないことも肝に銘じてほしい。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に進行レジュメ（全く詳細ではなく、その名の通り「進行」用にすぎない箇条書きのもの。A4判1～2枚程度）を用意するので、そこで取り上げる事項・論点・判例学説における議論状況等について、諸文献を活用してしっかり理解把握し、説明できるように準備されたい。</p> <p>なお、説明とは、文献の該当部分を単に読み上げることを意味せず（もし、それが「説明」なら、教員が教壇に立ち授業を行う行為は全く無意味であり、学生は教科書を読めばよいのである）、ある事項を知らない他者がそれを聞いて理解し、なるほどと納得できる内容を伝えることを指す。文献の記述を自分なりに言い換えたり、順序を入れ替えたり、言葉を継ぎ足したりしなければ、物事が他者に伝わらない場合もある、ということは各自実感できると思う。</p> <p>学習過程でどうしても解消できない質問・疑問は、積極的に担当者へ働きかける等して、速やかに解決できるよう、最大限に努力すること。</p>

教科書・参考文献	<p>担当者は、</p> <p>A) 雇用関係法・労使関係法、いずれも詳細に解説する文献として、</p> <p>①菅野和夫『労働法 [第9版]』 (弘文堂、2010年)</p> <p>②荒木尚志『労働法』 (有斐閣、2009年)</p> <p>B) 重要判例を解説する文献として、</p> <p>③菅野和夫監修『ケースブック労働法 [第6版]』 (弘文堂、2010年)</p> <p>④別冊ジュリスト197号『労働判例百選 [第8版]』 (有斐閣、2009年)</p> <p>⑤大内伸哉『最新重要判例200労働法』 (弘文堂、2009年)</p> <p>以上を多用する。</p> <p>第1回授業の際に、上記①～⑤以外の文献についても案内する予定である。</p>
履修条件	<p>特定の授業科目の履修・単位修得を本講義の履修条件に設定するつもりはないが、労働法という学問領域は、それだけで完結して存在しているわけではない。関連する法領域、とりわけ憲法（とくに人権条項）、行政法（少なくとも総論、および、国家賠償法・行政事件訴訟法に関わる部分）、民法（第1編総則および第3編債権）の基本情報は、労働法学習にとって不可欠である。この点は、カリキュラム上、2年次生にきつい注文かもしれないが、履修するからには、がんばってほしい。担当者もできる限り応援するよう努める。</p>

50. 労働法演習

授業科目名 (カナ)	労働法演習 (ロウドウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	中内 哲 (ナカウチ サトシ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月5
講義目的	<p>受講生が前年(2010年)度後期開講科目「労働法」を履修済みであると想定して、本講義は、当該授業で獲得した知見の深化・血肉化を目指したい。</p> <p>具体的には、①いわゆる「雇用関係法」(使用者と労働者個人との関係を規律する法律群)と「労使関係法」(使用者と労働組合(員)との関係を規律する法律群)の各領域における重要判例や主要学説の内容・位置づけを理解しているか、②当該領域における具体的な法律問題に直面した際に、自分なり(いいかえれば、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士として)の解決策・対応策を提示できるかを、受講者が自ら積極的に説明するよう求められる。</p> <p>他方、いわゆる「労働市場法」(例:職業安定法、労働者派遣法)「労働紛争処理法」(例:個別労働紛争解決促進法、労働審判法)「公務員関係法」(例:国家公務員法・地方公務員)領域の諸問題は正面から取り上げない。とはいえ、上記諸法律を知らないでは済まされないので、受講生は各自で学習し必要があれば担当者へ気軽に問い合わせしてほしい。</p> <p>なお、先ほど「受講生が…『労働法』を履修済みであると想定して」と書いたが、「労働法」を履修していない学生を排除するつもりはない。むしろ積極的・意欲的な学生の受講は大歓迎である。但し、下記の「成績評価方法・基準」の記載に注意されたい。</p>
各回の授業内容	<p><第1回></p> <p>【雇用関係法】労働契約(民法、労基法、労働契約法)</p> <p>【労使関係法】労働基本権(憲法)</p> <p>「労働組合」概念・不当労働行為制度(労組法)</p> <p><第2回></p> <p>【雇用関係法】就業規則(労基法第9編、労働契約法)</p> <p>【労使関係法】団体交渉(団交)その1～開始・展開～</p> <p><第3回></p> <p>【雇用関係法】労働憲章(労基法第1編)</p> <p>【労使関係法】団交その2～終了等～</p>

<p><第4回></p> <p>【雇用関係法】 労基法上の労働契約規制（労基法第2編）</p> <p>【労使関係法】 労働協約その1～成立要件等～</p> <p><第5回></p> <p>【雇用関係法】 賃金その1～法的意義・支払原則など～</p> <p>【労使関係法】 労働協約その2～法的効力など～</p> <p><第6回></p> <p>【雇用関係法】 賃金その2～賞与・退職金・休業手当など～</p> <p>【労使関係法】 争議行為その1～組合側の争議行為～</p> <p><第7回></p> <p>【雇用関係法】 労働時間その1～基本原則など～</p> <p>【労使関係法】 争議行為その2～使用者側の争議行為等～</p> <p><第8回></p> <p>【雇用関係法】 労働時間その2～時間外・休日労働など～</p> <p>【労使関係法】 不当労働行為その1～不利益取扱い～</p> <p><第9回></p> <p>【雇用関係法】 年次有給休暇（年休）その1～発生要件など～</p> <p>【労使関係法】 不当労働行為その1～支配・介入～</p> <p><第10回></p> <p>【雇用関係法】 年休その2～時季変更権行使など～</p> <p>【労使関係法】 組合活動その1～平時～</p> <p><第11回></p> <p>【雇用関係法】 解雇その1～普通解雇～</p> <p>【労使関係法】 組合活動その2～争議行為とのはざままで～</p> <p><第12回></p> <p>【雇用関係法】 解雇その2～整理解雇など～</p> <p>【労使関係法】 組合内部問題その1～財政～</p> <p><第13回></p> <p>【雇用関係法】 人事異動～配置転換（配転）・出向・転籍～</p> <p>【労使関係法】 組合内部問題その2～統制～</p> <p><第14回></p> <p>【雇用関係法】 人事評価その1～査定／昇進・昇格～</p> <p>【労使関係法】 組合加入・脱退／組合存廃問題</p> <p><第15回></p> <p>【雇用関係法】 人事評価その2～降格・懲戒～</p> <p>【労使関係法】 組合併存下における法律問題</p>
--

<p>成績評価方法・基準</p>	<p>期末試験 60点 + 平常点（授業に臨む態度、発言回数・その内容等） 20点 + 提出すべき課題（小テスト・中間試験を実施する可能性あり） 20点 以上により評価する。</p> <p>無断欠席・遅刻はいうまでもなく、予習・復習の不徹底や「労働法」未履修を抗弁事由に掲げること（典型的には、教員から尋ねられた際に間髪入れず「知りません」「習っていません」「わかりません」と答弁すること）は、大きな減点材料である。反面、本講義では「黙って嵐が過ぎ去るのを待つ」ような姿勢は全く許されないことも肝に銘じてほしい。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>事前に進行レジュメ（全く詳細ではなく、その名の通り「進行」用にすぎない箇条書きのもの。A4判1枚程度）を用意するので、そこで取り上げる事項・論点・判例学説における議論状況等について、諸文献を活用してしっかり理解把握し、説明できるように準備されたい。</p> <p>なお、説明とは、文献の該当部分を単に読み上げることを意味せず（もし、それが「説明」なら、教員が教壇に立ち授業を行う行為は全く無意味であり、学生は教科書を読めばよいのである）、ある事項を知らない他者がそれを聞いて理解し、なるほどと納得できる内容を伝えることを指す。文献の記述を自分なりに言い換えたり、順序を入れ替えたり、言葉を継ぎ足したりしなければ、物事が他者に伝わらない場合もあるということは、各自これまでの経験等で実感できると思う。</p> <p>なお、学習過程でどうしても解消できない質問・疑問は、積極的に担当者へ働きかける等して、速やかに解決できるよう、最大限に努力すること。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>担当者は、</p> <p>A) 雇用関係法・労使関係法、いずれも詳細に解説する文献として、</p> <p>①菅野和夫『労働法 [第9版]』（弘文堂、2010年）</p> <p>②荒木尚志『労働法』（有斐閣、2009年）</p> <p>B) 重要判例を解説する文献として、</p> <p>③菅野和夫監修『ケースブック労働法 [第6版]』（弘文堂、2010年）</p> <p>④別冊ジュリスト197号『労働判例百選 [第8版]』（有斐閣、2009年）</p> <p>⑤大内伸哉『最新重要判例200労働法』（弘文堂、2009年）</p> <p>以上を多用する。</p> <p>第1回授業の際に、上記①～⑤以外の文献についても案内する予定である。</p>

履修条件	特定の授業科目の履修・単位修得を本講義の履修条件に設定するつもりはないが、労働法という学問領域は、それだけで完結して存在しているわけではない。関連する法領域、とりわけ憲法（とくに人権条項）、行政法（少なくとも総論、および、国家賠償法・行政事件訴訟法に関わる部分）、民法（第1編総則および第3編債権）の基本情報は、労働法学習にとって不可欠であり、授業中もその内容を多々求められると覚悟して履修されたい。
------	--

51. 経済法

授業科目名 (カナ)	経済法 (ケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 諭 (イワモト サトシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義目的	<p>経済法は、経済法、特に「経済憲法」である『独占禁止法』の基本的な考え方や知識を習得することを目的とする。とりわけ、独占禁止法は、ビジネス・ローの中核法の一つとして、動的な経済事象と密接に関係することから、最新の事例を可能な限り取り上げる。</p> <p>本講義は、独占禁止法の基礎概念、規制対象である各行為類型、サンクシヨン—行政上の措置、刑事罰—、訴訟制度の基本知識の完全に習得すること(第一の目標)、与えられた事例(百選レベル)についての的確に論点を抽出できること(第二の目標)を達成目標とする。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済法の意義・目的・体系 2. 独占禁止法の基礎概念と公正取引委員会、訴訟制度 3. カルテルの禁止①—カルテル規制(総論)、構成要件(i)行為類型 4. カルテルの禁止②—構成要件(ii)競争要件、(iii)公益要件 5. カルテルの禁止③—サンクシヨン、「入札談合」の構造と規制 6. 私的独占の禁止、独占的状态に対する規制 7. 企業集中に対する規制①—規制制度総論～市場集中と一般集中 8. 企業集中に対する規制②—合併・株式取得の規制基準 9. 不公正な取引方法の禁止①—総論～「公正競争阻害性」とは何か 10. 不公正な取引方法の禁止②—再販売価格の拘束、適用除外再販 11. 不公正な取引方法の禁止③—非価格制限行為に対する規制 12. 不公正な取引方法の禁止④—不当廉売規制、抱き合わせ規制 13. 不公正な取引方法の禁止⑤—優越的地位の濫用、不当取引妨害 14. 不公正な取引方法の禁止⑥—共同ボイコット、単独の取引拒絶・差別 15. 事業者団体に対する規制—規制の意義、各条項の意味・射程 <p>なお、本講義においては、パワーポイントを使用する。</p>

成績評価方法・基準	前記〔講義目的〕に記載した二つの到達目標を踏まえて、 ①定期試験(70%)②質疑応答の状況(15%)③課題消化の状況(15%) の基準に基づき、総合的に評価が行われる。
準備学習等についての具体的な指示	本講義は、受講生の予習を前提として行われる。各回いずれにおいても、制度趣旨、基本事項について解説するとともに、関係する審決ないし判例について確認する。 講義は、一方的講義に終始することなく、質疑応答を適宜行う。また、その都度、質問を受け付け、その場で疑問点の解消に努める。 なお、使用する基本書(下記掲載)は、標準的テキストであるが、章によっては「経済学的記述」を多用した章も散見される。こうした記述に振り回される必要はない。
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第3版〕」弘文堂 ・講義案〔独自〕約50頁 ・「経済法審決・判例百選」有斐閣 ・「ケースブック独占禁止法」弘文堂 <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済法 演習ノート」法学書院 ・白石忠志「独占禁止法 第2版」有斐閣 ・根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第4版〕」有斐閣 ・その他、適宜指示する。
履修条件	なし

52. 経済法演習

授業科目名 (カナ)	経済法演習 (ケイザイホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 諭 (イワモト サトシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	火5
講義目的	<p>「経済法演習」は、前期または前年度の講義において習得した独禁法の基本的考え方と基礎知識に基づき、与えられた課題(事例)について、論点を抽出・整理し、的確に分析する能力を高めることを目的とする。</p> <p>本講義は、事例分析をとおして基本的考え方と基礎知識を整理する場である。多くの事例を通じて、的確な論点把握と法律構成の能力を高めるとともに、基本的考え方と基礎知識の確認を行うことが主眼である。与えられた事例(審決、判決等)について、的確に論点を抽出・整理し、説明できることが、本講義における到達目標となる。</p> <p>毎回、①「競争の実質的制限」に関する事例、②「公正競争阻害性」に関する事例の計2問を素材として、論点抽出、適用条文、事案の分析・整理を中心とした演習形式の講義を実施する。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事例分析(1)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 2. 事例分析(2)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 3. 事例分析(3)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 4. 事例分析(4)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 5. 事例分析(5)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 6. 事例分析(6)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 7. 事例分析(7)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 8. 事例分析(8)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 9. 事例分析(9)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 10. 事例分析(10)～①企業集中、②不公正な取引方法から出題 11. 事例分析(11)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 12. 事例分析(12)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 13. 事例分析(13)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 14. 事例分析(14)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 15. 事例分析(15)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題

成績評価方法・基準	<p>前記・到達目標のとおり、事例問題をとおして、的確な論点把握の能力を高めるとともに、基本確認を徹底することが本講義の狙いであり、成績評価においてもかかる視点が重視される。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末試験(約60%) ・ 課題消化の状況(約20%) ・ 質疑応答の状況(約20%) <p>に基づいて、総合的に評価が行われる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>毎回2つの事例を検討する。1問は、課題として渡し、次回講義の際に解説する。もう1問は、その場で一定時間以内に各自が検討し、検討した内容について報告する。いずれも、講師と受講者との間の質疑応答が講義の中心となる。基本書と基本判例についての自学自習が求められる。</p>
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第3版〕」弘文堂 ・ 講義案〔独自〕約50頁 ・ 「経済法審決・判例百選」有斐閣 ・ 「ケースブック独占禁止法」弘文堂 <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済法 演習ノート」法学書院 ・ 白石忠志「独占禁止法 第2版」有斐閣 ・ 根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第4版〕」有斐閣 ・ その他、適宜指示する。
履修条件	<p>「経済法」の履修者または履修歴がある者に限定する。</p>

53. 執行・保全法〔執行・倒産法〕

授業科目名 (カナ)	執行・保全法〔執行・倒産法〕 (シッコウ・ホゼンホウ〔シッコウ・トウサンホウ〕)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)、一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	木3
授業の目的及び手法など	<p>判決手続についての基本的な理解をもとに、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度(民事保全)と、判決等(債務名義)に基づく権利内容の強制的な実現のための手続及び担保権の実行手続(民事執行)を学ぶことにより、権利の実現のための一連の手続を相互に関連付けて理解することを目的とする。これにより、民事手続法の理解も一層高まることが期待されるので、学生諸君には是非受講してもらいたい。</p> <p>授業は主として私(西)の講義形式とせざるを得ないであろうが、現役の弁護士として活躍しておられる一瀬先生にも適宜ご出席いただき、実際の事例を紹介していただいたりしながら、真に分かり易い授業を目指したい。</p>
授業内容	<p>第Ⅰ部 はじめに(総論) 民事訴訟と民事保全及び民事執行の関係など</p> <p>第Ⅱ部 民事保全法</p> <p>1 保全命令の種類 ア 仮差押え イ 仮処分一係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分</p> <p>2 保全命令の発令手続 ア 申立て一被保全権利の存在と保全の必要性についての疎明 イ 立担保 ウ 保全命令の発令(決定) ※ 仮差押解放金と仮処分解放金の異同</p> <p>3 不服申立の手続 ア 申立てを却下する決定に対しては即時抗告 イ 保全命令に対しては、①保全異議、②保全取消し、③保全抗告</p> <p>4. 保全執行 ア 仮差押えの執行 イ 仮処分の執行</p> <p>☆ 以上を4回の授業で済ませた上、第Ⅱ部についての中間テスト(20点配点)を実施し、5回目の授業時間に講評を行う。なお、答案作成に当たっては時間</p>

を制限しない。また、参考文献を参照してもよいが、あくまでそれを咀嚼して自分のものとして表現すること。ただし、参照した文献名及び答案作成の所要時間を答案の末尾に記載する。六法以外は何も参照しなかったという場合はその旨を明記する（その場合はそれを前提に評価しなければならないので）。

第Ⅲ部 民事執行法（以下「法」という）

1 執行手続の主体

- ア 執行当事者
- イ 執行機関—執行裁判所と執行官等

2 執行機関の処分に対する不服申立て

- ア 執行抗告
- イ 執行異議

3 強制執行の前提要件

- ア 債務名義（法 22 条）

※ この機会に、債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲（民事訴訟法 115 条）と執行力の及ぶ範囲（法 23 条）との関係をきちんと理解すること！

- イ 執行文の付与（法 26 条～28 条）

4 執行関係訴訟

- ア 請求異議の訴え（法 35 条）
- イ 執行文をめぐる訴訟—①執行文付与の訴え（法 33 条）と②執行文付与に対する異議の訴え（法 34 条）
- ウ 第三者異議の訴え（法 38 条）
- エ これらの訴え（上記イの①を除く）が提起された場合の執行停止の裁判（法 36 条、37 条、38 条 4 項）

5 強制執行の停止（法 39 条）と執行処分の取消し（法 40 条）

6 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

- ア 不動産に対する強制執行
 - ア 強制競売（法 45 条～92 条）
 - イ 強制管理（法 93 条～111 条）
- イ 船舶等に対する強制執行
- ウ 動産に対する強制執行
- エ 債権およびその他の財産権に対する強制執行
 - ア 差押禁止債権（法 152 条、153 条）
 - イ 取立訴訟（法 157 条）・転付命令（法 159 条）・譲渡命令（法 161 条）
 - ※ 少額債権執行（法 167 条の 2～14）、扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例（法 167 条の 15・16）が設けられているので要注意！

7 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

- ア 物の引渡し等
- イ 作為・不作為—代替執行（法 171 条）・間接強制（法 172 条）

	<p>ウ 意思表示（法 174 条）</p> <p>8 担保権の実行その他</p> <p>ア 担保権の実行としての競売、形式的競売、留置権による競売</p> <p>イ 担保不動産収益執行</p> <p>ウ 財産開示手続</p> <p>☆ 民事執行法は「担保権の実行」についても規定している。これは「強制執行」ではないが、実際には「民事執行」の中で重要な意義を有しており、中でも「担保権の実行としての競売」が重要である。その手続きについては、法 188 条により強制競売（法 45 条～92 条）の規定がほぼ準用されている（法 81 条（法定地上権についての規定）を除く）が、この機会に、担保物権法についての学習成果を点検するとともに実務的な観点からそれを補強する意味で、この点の学習にも一定の時間を当てるつもりである。</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト（20 点配点）と期末の最終試験（80 点配点）の合計によって判定する。ただし、授業への出席が 3 分の 2 に満たない場合には最終試験の受験資格が与えられないので注意すること。</p> <p>なお、中間テストが保全命令に関するものであるため、最終試験は第Ⅲ部（民事執行）中心のものになることはある程度当然の成り行きであるが、第Ⅱ部（民事保全）に関する問題が出題されないという保証はないことをお断りしておく。</p>
準備学習等についての具体的な指示	特になし
教科書・参考文献	<p>中野貞一郎『民事執行・保全入門』有斐閣（2010）、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選』有斐閣（2005）</p> <p>なお、第Ⅱ部につき、<u>山崎潮『民事保全法の解説』法曹会（1994）</u>、竹下守夫・鈴木正裕編『民事保全法の基本構造』西神田編集室（1995）、第Ⅲ部につき、<u>山崎恒・山田俊雄編『新・裁判実務大系 12 民事執行法』青林書院（2001）</u>、<u>東京地裁民事執行実務研究会編著『改訂不動産執行の理論と実務（上・下）』法曹会（1999）</u></p> <p>（下線を付したものは実務家の手になるものですが、この分野では実務の実際を理解していると強みですので、これらの文献が結構役に立つと思われます。）</p>
履修条件	担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必須の条件である。

54. 倒産法

授業科目名 (カナ)	倒産法 (トウサンホウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義目的	破産法を中心に、倒産処理に関する法制度を概観するとともに、基本的な構造や概念を理解、習得することを目的とする。また、実務で使用されている書式等も利用しながら、現実の事件処理のあり方等についても触れながら、より深い理解ができるように行う予定である。
各回ごとの授業内容	<p>1. 倒産処理制度の概要 倒産処理制度の必要性(利害関係人、倒産処理の目的・理念)、各種倒産法処理手続の概要、私的整理の概要、倒産ADRの概要について学ぶ。</p> <p>2. 破産手続の意義・概要、破産手続の開始① 破産法の目的、手続の意義・概要を押さえ、破産手続の開始(破産能力、破産手続開始原因<支払不能、支払停止、債務超過>、破産障害事由、破産手続開始手続)について学ぶ。</p> <p>3. 破産手続の開始②・破産手続の機関及び利害関係人 前回到引き続き、破産手続の開始に関して、破産手続開始決定前の中止命令・保全処分、破産手続開始決定・その効果・不服申立てを学び、さらに破産手続の機関及び利害関係人について、破産手続の機関(破産管財人の法律上の地位、裁判所、債権者集会、債権者委員会)、利害関係人(破産債権者、破産者、別除権者、財団債権者の概要)を学ぶ。</p> <p>4. 破産財団と破産債権等① 破産財団の意義と範囲、破産債権(成立要件、金額、順位、多数債務者関係)を学ぶ。</p> <p>5. 破産財団と破産債権等②・破産財団をめぐる財産関係の整理① 前回到引き続き、財団債権(一般の財団債権、特別の財団債権)、破産と租税を、さらに破産財団をめぐる財産関係の整理として、破産管財人の実体法上の地位(破産手続開始前に破産者が行った法律行為の破産管財人に対する効力、破産手続開始後に破産者が行った法理行為の破産管財人に対する効力、破産者の行為によらない破産手続開始後の権利取得、善意取引の保護)、契約関係の整理(未履行契約の取扱い)を学ぶ。</p> <p>6. 破産財団をめぐる財産関係の整理②</p>

	<p>前回に引き続き、契約関係の整理（各種の未履行双務契約の取扱い＜賃貸借契約，ライセンス契約，ファイナンス・リース，請負契約，労働関係＞，係属中の手続関係の整理）を学ぶ。</p> <p>7. 破産財団の法律的変動①</p> <p>破産財団の法律的文変動として，取戻権（一般の取戻権，特別の取戻権），別除権（要件と内容，準別除権，各種の担保と別除権＜根抵当権，動産売買先取特権）を学ぶ。</p> <p>8. 破産財団の法律的文変動②</p> <p>引き続き，別除権（動産売買先取特権，所有権留保，仮登記担保，譲渡担保，売渡担保，集合物譲渡担保）を学び，さらに相殺権（相殺権に関する規定の提要範囲）に入る。</p> <p>9. 破産財団の法律的文変動③</p> <p>引き続き，相殺権（相殺権の範囲の拡張，相殺権の範囲の制限）を学ぶ。</p> <p>10. 破産財団の法律的文変動④</p> <p>否認権に入り，その意義と機能，一般的要件，個別的要件（詐害行為否認，偏頗行為否認，無償行為否認）について学ぶ。</p> <p>11. 破産財団の法律的文変動⑤</p> <p>否認権のうち，否認に関する特別の要件（手形支払に関する否認の制限，対抗要件具備行為の否認，執行行為の否認，転得者に対する否認），否認権の行使とその効果を学ぶ。</p> <p>12. 破産手続の進行①</p> <p>破産債権の届出・調査・確定の手続・効果等について学ぶ。</p> <p>13. 破産手続の進行②</p> <p>破産財団の管理・換価，配当（中間配当，最後配当，簡易配当，同意配当，追加配当等），さらに免責及び復権について学ぶ。</p> <p>14. 民事再生法①</p> <p>再生手続の理念，企業の民事再生を概観する。</p> <p>15. 民事再生法②</p> <p>消費者の民事再生を概観する。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により判断する。</p> <p>なお，特別な理由なく5回以上欠席した場合には，期末試験の受験を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。</p> <p>その上で後掲教科書を読んで予習，復習しておくこと。ただし，教科書として指定している本は詳細なものであるから，最初から全てを読みこなすのではなく，当初は脚注等をとばして骨組みを理解し，その上で再度細かく呼んで理解していくようにすること。</p>

教科書・参考文献	教科書：伊藤眞「破産法 民事再生法」有斐閣
履修条件	<p>原則として、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する予定の学生を対象とする。</p> <p>また、民法、商法等の民事実体法、及び民事訴訟、民事執行法、民事保全法等の民事手続法の基本的理解を必要とする。</p>

55. 執行・保全実務

授業科目名 (カナ)	執行・保全実務 (シッコウ・ホゼンジツム)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生) (3年次での受講が望ましい)
単位	2単位
授業時間 (前期)	金3
講義目的	<p>民事執行法・民事保全法について、基本的な制度理論をより広く深く学習する。</p> <p>さらに、これらの法制度が、民商法等の実体法上の権利(請求権)を実現するために、民事実務において実際にどのような場面でどのように活用されているのか、注意点や問題点は何か、等について、実務で実際に作成使用された書式等も活用しながら、具体的な事例問題を中心に学習していく。</p> <p>弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力の一端については、弁護士実務(1)の講義の目的に記載したところを参照して頂きたい。そこには、記載していないが、弁護士として保全事件を扱い、保全の申立をするに当たっては、「今、保全をしておかなければ、相手方である債務者が将来の執行を不可能ないし著しく困難にするおそれが強い」ということを、主張し疎明しなければならない。これは、特定の人間の将来の行動を予測するものに他ならない。同じような例は、保釈の申請をする場合にもあるし、一般的に言って事件処理の方針を決するに当たっても重要な視点ということになる。</p> <p>では、特定の人間の将来行動の予測はどういう方法で行なうのか。抽象的にいえば、その人がどのような行動をしてきたのか。過去の行動自体の意味、そして、その裏に垣間見えるその人間の意図、性格、ものの考え方等々を深く考察することがまず求められるであろう。その上で、その特定の人間を、ごく一般的な人間であるとして仮定し、更にそのごく一般的な人間が同じ境遇に置かれた場合に、何を考え、何をするであろうかを考え、更に、その特定の人間が、ごく一般的な人間と比較して、より危険なのか、逆に、その危険性は薄らぐのかを考察していくことになる。即ち、弁護士を含め法曹になっていくためには、法律を学ぶのと並行して、人の心を読むことを学ぶ必要があると感じている。したがって、具体的な事件の資料を基にして、さまざまな起案(レポート)を通じて、法律と人の心を読む力を身に付けていただく。</p> <p>以上を通じて、実体法と手続法の双方向的な理解や応用能力の伸長を図り、当面の司法試験対策のみならず、さらに将来の司法修習(特に実務修習)における事件処理や起案等に即応対処できるような実践的知識とノウハウを習得することを最終目的とする。</p>

各回の授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律学的には、以下の諸点について、全15回を通じて、できるだけ具体的な事例問題の解決や考察を通じての理解を図りたいと考えている。 ・ 内容にもよるが、もっぱら解説講義形式のみで行う場合と、事前にまたは講義開始時に事例形式の問題を配付して各自の準備を求め、それに基づいて講義・解説や討論等を行う場合とを併用する。 ・ 諸法の順序や内容などについては前後することがある。 ・ 上記講義「最終目的」のために、民商民訴要件事実論などにもできるだけ広く論及していきたい。 ・ 頻繁に発言を求めることになるが、その際には、分からないというのではなく、その場で考えて自分なりの結論を出し、その結論に至った思考の順番を答えること。 <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟と民事執行及び民事保全の関係等一般論 いずれも民事訴訟法において確認される権利関係を保全又は実現するという機能を持つこと等、鳥瞰的に総覧する。 2. 民事執行総論 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種々の債務名義に応じた効果等の異同 ・ 金銭支払い目的の執行とそれ以外の執行 ・ 担保権の実行としての執行 3. 民事保全総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申立から発令までの手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保全権利の存在について/民事実体法上の各種請求権の要件と効果 ・ 保全の必要性/現実的紛争における切迫性、緊急性とは ・ 密行性の原則と例外としての審尋等 ・ 具体的事例 (2) 効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としての暫定的固定効と例外としての終局的満足的効果 ・ 具体的事例 4. 同上各論（仮差押） <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物が不動産、動産、債権、等に応じた執行方法等効果の異同 ・ 具体的事例
---------	--

	<p>5. 同上（仮処分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な被保全権利に応じた具体的な主文例 ・ 同上に応じた執行方法、効果の異同 <p>6. 保全決定への不服申立方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全異議申立、保全抗告等 ・ 具体的事例 <p>7. 民事執行各論（不動産執行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続の流れと効果、具体的書式や決定書等 <p>8. 同上（特に執行妨害に対する保全処分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義、要件、効果、現実的事例 ・ 民事保全法上の保全処分との異同 <p>9. 同上各論（債権執行・その他の執行及び担保権の実行手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権差押の具体例 ・ 差押命令と転付命令の異同 ・ 動産執行 ・ 不動産明渡執行の例 ・ その他の執行の例 ・ 担保権の実行手続（債務名義不要）
成績評価方法・基準	<p>保全申立書および債権者側の陳述者の陳述書を自宅起案（レポート）してもらおう。時間はたっぷり与える。レポートは、そのまま裁判所に出せるよう、申立書のほか、証拠（疎明資料）、添付書類（資格証明書や訴訟委任状）等についても可能な限り添付してもらおう。つまり、新人弁護士と同じ仕事をしてもらおう。その申立書の出来如何によって評価する。</p> <p>評価のポイントは、要件事実の把握が正確に出来ているか。要件事実を証拠に基づいて正確に摘示できているか。摘示した要件事実を正確に表現できているか。証拠を過不足なく順序だてて整理できているか。その他、申立書全体が法令の規定に従って適法なものとなっているか。依頼者の希望、経済的観点から見ても合理的なものになっているかなど、更には、保全の必要性について、債務者の将来行動の予測がしっかりとなされているか等である。以上を総合的に判断して評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>法令については、いずれも極めて合目的・合理的に作られた技術法であるので、まず条文の熟読と習得に心がけること。事前に事例問題等を配布しておく場合には、当然ながらその解決方法を予習して望むこと。</p>

教科書・参考文献	参考書類は、追って適宜紹介する。
履修条件	2年次での受講を制限するものではないが、3年次での受講が望ましい。受講者には、本科目以外の法律を含めてしっかり勉強すること。人間の心理を常によく考えることを求める。

56. 特別刑法

授業科目名 (カナ)	特別刑法 (トクベツケイホウ)
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	月2
講義目的	<p>特別刑法とは、狭義では、例えば「爆発物取締罰則」のように、専ら刑罰賦課を目的とし、刑法を補完する法律をいうが、広義では、例えば「覚せい剤取締法」のように、本来は行政目的から作られたものであるが、その中で刑事罰の規定も併せ持つ法律 (いわゆる行政刑法) 等の刑法典外の刑罰法規の総称である。本講が対象とするのは、この広義の特別刑法であるが、その全体を、少ない講義時間の中で網羅することはもとより不可能である。本講ではその中から、特に憲法上の問題のあるもの、刑法総論原理との関連で問題を呈するもの等に焦点をあわせて講義を行なう。特別刑法も「刑法」である以上、憲法原理に従属し、刑法上の諸原理にも従うものであることは当然だが、ややもすれば、行政目的や取締目的の優先から、憲法原理や刑法原理を逸脱し、逆に、刑法原理そのものの弛緩を招きつつある。本講では、このような領域を学ぶことで、同時に憲法や刑法総論原則の理解を深めることを目指す。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会と特別刑法1 行政犯の増加と刑罰インフレ、「犯罪」概念の変質 2. 現代社会と特別刑法2 刑法の歴史における法定犯の出現と行政刑法の法理 3. 公害と特別刑法1 (公害の発生と刑法理論の変質) 刑法による新たな社会問題への対応、刑法を用いたソーシャルコントロールのテストケースとしての公害事件 4. 公害と特別刑法2 (チッソ水俣病事件) 水俣病刑事事件 (川本事件等を含む) に現れた国家刑罰権の特質 5. 公害と特別刑法3 (公害規制の現状・公害罪法) 公害規制の概要と問題点、ソーシャルコントロール論の問題点 6. 危険物と特別刑法1 (危険物規制の概要と基本問題) 危険物規制と抵抗権 通説＝個人法益への抽象的危険犯としての理論構成の問題点 7. 危険物と特別刑法2 (銃刀法)

	<p>銃刀法規制の概要と問題点</p> <p>8. 危険物と特別刑法3 (爆発物取締罰則・火炎びんの使用等の処罰に関する法律)</p> <p>爆発物取締罰則、火炎びん使用等の処罰に関する法律の概要と問題点</p> <p>9. 薬物と特別刑法1 (薬物規制の概要)</p> <p>麻酔性薬物の概要と規制の概要</p> <p>10. 薬物と特別刑法2 (薬物事犯をめぐる解釈上の諸問題)</p> <p>「使用」などの文言と刑法の解釈、薬物の錯誤</p> <p>11. 薬物と特別刑法3 (薬物自己使用の刑事規制問題・薬物刑法の保護法益)</p> <p>自己使用の処罰と刑事政策上の問題点、パターンリズムと刑法の限界、薬物刑法の保護法益</p> <p>12. 性風俗と特別刑法 (風俗規制をめぐる問題一法と倫理)</p> <p>幸福追求権と風俗規制、法と倫理の区別論、風俗規制の概要と問題点</p> <p>14. 思想と特別刑法 (思想問題に近接する特別刑法)</p> <p>思想処罰と侵害原理、現行法規制の概要、破壊活動防止法、思想環境の保護のありかた</p> <p>15. 組織犯罪と特別刑法 (組織犯罪対策3法と特別刑法)</p> <p>組織犯罪3法の立法時の議論、組織的犯罪処罰法の概要</p> <p>但し、限られた時間で多くの内容を講じなければならないので、上記はあくまで目安であり、講義の進度により変更があり得ることを了解されたい。</p>
成績評価方法・基準	<p>定期試験の成績を6割、出席点を6割として判定する。但し、出席率が三分の二に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p> <p>再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>本講のねらいは、直接的な司法試験対策学習ではなく、①直接の試験科目ではなくとも、さまざまな社会問題に対する刑事規制のあり方を自ら考えることで、将来法曹となって具体的な人権侵害に接した場合に自らその侵害構造をつかみとる能力を養うこと、②特別刑法の諸問題を学ぶ中で、刑法総論の知識を再確認し活かすものとするところにある。したがって、特に予習の必要はないが、講義で接したテーマについて受動的に聞くだけでなく、必ず自らも考えてみる必要がある。特に刑法総論との連続性の問題は、講義後に自ら総論の教科書等を参照して再検討しておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>プリントを配布して行う。</p>

履修条件	前述のように、刑法総論の理解を前提とした科目である。したがって刑法Ⅰの単位修得者の履修が望ましい。刑法Ⅰの単位を未修得の諸君は、まずそちらをクリアーしてから履修すること。
------	---

57. 刑事政策

授業科目名 (カナ)	刑事政策 (ケイジセイサク)
担当教員名 (カナ)	平井 佐和子 (ヒライ サワコ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	木1
講義目的	<p>刑事政策 (学) は、犯罪の原因を探求し、国家の刑罰権の適正な実現を目指す学問である。その意味で、刑事政策 (学) は、犯罪予防を目的とする国家的な施策であり、その対象は、立法、司法、行政の広範囲にわたる。近年の傾向として、紛争解決手段として刑罰 (刑事制裁) に対する期待が見られる一方で、刑事司法機関に対する不信感から、犯罪予防 (事前予防) に関心が集まり、市民の自衛化も進んでいる (刑事政策の私事化)。本講義では、国家の刑罰権の限界付けという観点から、刑事政策をめぐる問題について取り扱い、上記の動向が刑事法に及ぼす影響について考察する。また、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな課題として、犯罪被害者の問題や、少年犯罪、触法精神障害者の問題、犯罪者の処遇の問題などがクローズアップされてきており、これらの諸問題も含めながら、刑事政策の課題について考察を進めることとする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事政策の特徴と動向 2. 日本の犯罪の現状 犯罪統計の読み方 3. 近年の刑事立法とその特徴 4. 刑罰論 (1) 刑罰の歴史、刑罰の考え方 5. 刑罰論 (2) 死刑、自由刑 6. 刑罰論 (3) 財産刑 7. 処遇論 (1) 刑事施設、施設内処遇 8. 処遇論 (2) 社会内処遇 9. 犯罪被害者をめぐる議論 10. ジェンダーと刑事法 ジェンダー犯罪、児童虐待 11. 交通犯罪と刑事法 12. 触法精神障害者をめぐる議論 保安処分 13. 少年法 (1) 少年法の基本理念、少年司法機関 14. 少年法 (2) 少年法手続

	15. 少年法（3） 少年法改正問題
成績評価方法・基準	受講態度等の平常点（20点）、開講期間中に行う中間レポート（20点）および定期試験に代わる期末レポート（60点）によって評価する。ただし、出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。
準備学習等についての具体的な指示	限られた時間のなかで刑事政策全般をカバーするのは困難なので、犯罪学、刑罰論、処遇論など、狭義の「刑事政策（学）」の分野については、テキストを読むなどしてあらかじめ各自で補足すること。 また、刑事政策を考察するにあたっては、犯罪動向の正確な理解が必須である。白書には、各年度の刑事司法機関のデータが掲載してある。 法務省法務総合研究所編『犯罪白書』 警察庁編『警察白書』 内閣府編『犯罪被害者白書』 その他統計（司法統計年報など）
教科書・参考文献	講義で使用するレジュメはポータルから各自取得し、プリントアウトしてから講義に臨むこと。教室ではレジュメは配布しない。 参考となるテキストとして、守山正・安部哲夫『ビギナーズ刑事政策』（成文堂、2008年）、上田寛著『犯罪学講義第2版』（成文堂、2007年）、藤本哲也著『刑事政策概論』（5版、青林書院、2006年）、瀬川晃『犯罪学』（成文堂、1998年）をあげておく。
履修条件	この科目は法曹としての実務感覚をみがくことを目的とする。よって、犯罪をめぐる諸要因に関心があること、刑事手続法を履修済であることを要件とする。

58. 刑事弁護実務

授業科目名 (カナ)	刑事弁護実務 (ケイジベンゴジツム)
担当教員名 (カナ)	安武 雄一郎 (ヤスタケ ユウイチロウ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4・水5 (隔週開講)
講義目的	<p>刑事訴訟法を履修した者を対象として、捜査段階から公判段階までの一連の刑事手続における弁護人の実践的活動について、弁護人の立場から実例を交えながら解説・検討を加え、刑事手続における弁護人の役割について理解を深める。また、公判前整理手続・裁判員裁判という新たな刑事手続、弁護人であれば避けられない特殊な事件 (外国人事件・少年事件) における弁護活動についても触れる。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑事手続における弁護人の役割・使命 <ul style="list-style-type: none"> 刑事弁護人制度の沿革 刑事弁護の受任・弁護人に対するアクセス・弁護人依頼権 弁護人の基本的役割・任務 2 被疑者弁護と接見 <ul style="list-style-type: none"> 被疑者弁護における接見の目的・重要性 違法な取調べに対する対処 接見妨害に対する対処 接見禁止と接見交通権 模擬接見 3 被疑者弁護と逮捕・勾留 <ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の手続 逮捕・勾留に対する弁護活動 接見禁止に対する弁護活動 勾留理由開示請求 公判請求の回避に向けた弁護活動 違法捜査に対する弁護活動 4 公判請求と保釈・公判準備 <ul style="list-style-type: none"> 起訴直後の弁護活動

	<ul style="list-style-type: none"> 保釈請求 保釈の現状 起訴状・記録の検討・弁護方針の決定 検察庁・裁判所との打ち合わせ（公判準備）
5	<ul style="list-style-type: none"> 第一審の公判手続 <ul style="list-style-type: none"> 刑事第一審公判手続の概要 冒頭手続・証拠調べ手続 冒頭陳述に対する留意点 書証の取調べ・証拠意見に対する留意点 論告求刑に対する留意点 最終弁論の目的
6	<ul style="list-style-type: none"> 伝聞法則・違法収集証拠 <ul style="list-style-type: none"> 伝聞証拠の類型 伝聞証拠の例外 検察官調書・実況見分調書などの争い方 違法収集証拠の類型 違法収集証拠の争い方
7	<ul style="list-style-type: none"> 自白の任意性・信用性 <ul style="list-style-type: none"> 自白の任意性 自白調書の任意性の争い方 取調べの可視化 自白の信用性の判断基準 自白の信用性の争い方
8	<ul style="list-style-type: none"> 証人尋問・被告人質問 <ul style="list-style-type: none"> 刑事裁判における証人尋問の役割 証人尋問のルール 主尋問・反対尋問・補充尋問 異議 被告人質問の役割
9	<ul style="list-style-type: none"> 弁護人による証拠収集 <ul style="list-style-type: none"> 被疑者・被告人からの証拠収集 関係者からの証拠収集 捜査機関からの証拠収集（証拠開示申立など） 裁判所を通じた証拠収集 弁護人独自の証拠収集
10	<ul style="list-style-type: none"> 情状弁護

	<p>情状弁護の目的</p> <p>情状立証の手段・工夫</p> <p>示談・情状証人・情状鑑定</p> <p>被害者に対する配慮</p> <p>再犯防止の方策</p> <p>11 公判前整理手続</p> <p>公判前整理手続の意義</p> <p>公判前整理手続の利点・問題点</p> <p>類型証拠開示請求手続</p> <p>検察官の予定主張記載書面・証拠調べ請求に対する対処</p> <p>弁護人の予定主張記載書面と証拠調べ請求書の提出</p> <p>主張関連証拠開示請求手続</p> <p>期日間整理手続</p> <p>12 第一審判決と上訴審</p> <p>第一審判決に対する対処</p> <p>控訴申立と控訴審の弁護人選任</p> <p>控訴審の性質</p> <p>控訴趣意書の作成・提出</p> <p>控訴審での立証活動</p> <p>上告審</p> <p>13 国選弁護</p> <p>国選弁護人の義務</p> <p>国選弁護人制度の沿革</p> <p>国選弁護人の倫理</p> <p>被疑者国選弁護制度の概要</p> <p>当番弁護士と被疑者弁護人援助制度・私選弁護人紹介制度</p> <p>14 外国人事件・少年事件・即決裁判制度</p> <p>外国人事件の特殊性</p> <p>通訳人の立場・重要性</p> <p>刑事手続と入管手続の関係・入国管理行政に対する理解</p> <p>少年事件の特殊性</p> <p>少年法の理念</p> <p>少年事件における弁護士の役割</p> <p>被疑者段階・家裁送致後の弁護活動・付添人活動</p> <p>15 裁判員裁判</p> <p>裁判員裁判制度の意義</p>
--	--

	<p>裁判員裁判の概要</p> <p>裁判員裁判における弁護活動の留意点</p> <p>裁判員裁判制度における量刑</p>
成績評価方法・基準	<p>基本的に学期末の筆記試験の結果を成績評価の対象とする。各回の講義に臨む姿勢（質疑応答の状況など）も成績評価の参考とする。場合によっては、レポートの提出を求めることもあるが、レポートを提出させた場合は、レポートの内容も成績評価の対象とする。評価の割合は、レポートの提出を求めた場合には、筆記試験60%、講義に臨む姿勢20%、レポート20%とし、レポートの提出を求めなかった場合には、筆記試験80%、講義に臨む姿勢20%とする。なお、講義の出席回数が3分の2未満の場合には、学期末の筆記試験の受験資格はない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>刑事訴訟法の基礎を習得のうえで講義に臨む必要がある。また、実際の刑事裁判を最低1回は傍聴すること（しておくこと）が必須である。</p>
教科書・参考文献	<p>各自の刑事訴訟法の基本書</p> <p>刑事弁護ビギナーズ（現代人文社刊）</p> <p>他はその都度紹介する</p>
履修条件	<p>特になし</p>

59. 高齢者・障害者問題

授業科目名 (カナ)	高齢者・障害者問題 (コウレイシャ・ショウガイシャモンダイ)
担当教員名 (カナ)	永田 一志 (ナガタ カズシ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4、水5 (隔週開講)
講義目的	高齢者、特に認知症高齢者や障がいを持った人が、人としての尊厳を守られ、権利を擁護されて生活していくために、どのような仕組み(なかんずく法律制度)がとられ、その中で法律実務家がどのような役割を果たして行くべきか、その具体的方法を含めて考察していく。
各回の授業内容	<p>第1講 高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉</p> <p>① 高齢者や障がい者の現在の状況</p> <p>① 高齢者の福祉</p> <p>② 障害者の福祉</p> <p>第2講 ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革</p> <p>① 高齢者・障がい者に対する考え方の変化</p> <p>② 社会福祉基礎構造改革の内容と問題点</p> <p>第3講 成年後見制度 (法定後見①)</p> <p>① 成年後見・保佐・補助</p> <p>② 成年後見の申立事案</p> <p>第4講 成年後見制度 (法定後見②)</p> <p>・成年後見人の権限、実務</p> <p>第5講 成年後見制度 (任意後見)</p> <p>① 任意後見制度概要</p> <p>② 任意後見契約の実際</p> <p>第6講 成年後見人の権限の限界</p> <p>(1) 医療同意</p> <p>(2) 死後事務</p> <p>第7講 成年後見制度以外の高齢者・障がい者を支える諸制度</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業</p> <p>(2) 信託</p> <p>第8講 介護保険法、障害者自立支援法</p> <p>① 介護保険法の概要</p>

	<p>② 障害者自立支援法の概要</p> <p>第9講 高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等</p> <p>① 社会福祉士等各種専門職の概要</p> <p>② 高齢者のための諸施設の概要</p> <p>③ 障がい者のための諸施設の概要</p> <p>第10講 介護・福祉サービスと個人情報保護</p> <p>① 介護・福祉サービスと個人情報保護法</p> <p>② 個人情報保護と情報共有化</p> <p>第11講 高齢者・障がい者の虐待問題</p> <p>① 高齢者虐待防止法</p> <p>② 高齢者・障がい者の虐待事案</p> <p>第12講 高齢者・障がい者の消費者被害</p> <p>① 高齢者・障がい者の消費者被害の特徴</p> <p>② 高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法</p> <p>第13講 高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係）</p> <p>① 介護・福祉サービスの契約</p> <p>② 契約締結能力、代理等の実際と問題点</p> <p>第14講 高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等） ・介護事故の検討</p> <p>第15講 サービス評価制度・苦情解決制度</p> <p>① 福祉サービス評価制度の意義及びその内容</p> <p>② 苦情解決制度の意義及びその内容</p>
成績評価方法・基準	定期試験はレポートによって行う。試験（レポート）結果を8割、出席状況等の平常点2割の割合で勘案して成績評価をする。
準備学習等についての具体的な指示	民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。 各回において、講義内容のレジュメを配布する。
履修条件	特になし。

60. 国際私法

授業科目名 (カナ)	国際私法 (コクサイシホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 望 (タダ ノゾミ)
履修年次	2年次(2010年度入学生)、2・3年次(2009年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義目的	国際婚姻や国際養子縁組などの国際的私法生活関係に適用されるべき法(準拠法)を内外国の法から選択する法である国際私法と、国際的な民事訴訟において登場する特別な手続上の問題を解決する法である国際民事訴訟法について、十分かつ実践的な問題解決能力を身につけることを目的とする。まず①国際家族法から入るが、準拠法選択の各論にそって授業を進める中に、総論の課題(法性決定、属人法、反致、公序など)を適宜挿入する。次に国際民事訴訟法のうち、②国際裁判管轄、外国判決の承認・執行を学習する。最後に、各論の残りとして契約や物権などの準拠法に関する③国際財産法を学習する。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際私法序論／国際離婚と親権者の指定1／法性決定、連結点、属人法 国際私法の意義、準拠法選択規則の構造、連結政策、単位法律関係、連結点、準拠法／段階的連結、同一本国法、同一常居所地法、最密接関係地法、日本人条項、親子関係の効力、子の福祉／国際私法自体説、抵触法的手法、比較法的手法、本国法主義、住所地法主義、国籍、常居所 2. 国際離婚と親権者の指定2／法性決定、連結点、属人法、不統一法国 段階的連結、同一本国法、同一常居所地法、親子関係の効力、子の福祉／国際私法自体説、抵触法的手法、比較法的手法、国籍、常居所、準国際私法、間接指定、直接指定 3. 婚姻の成立・身分的効力、夫婦財産制、未成年／外国法の適用 配分的連結、選択的連結、婚姻举行地、日本人条項、段階的連結、当事者自治、内国取引保護、取引保護／外国法の性質・解釈 4. 実親子関係の成立、養子縁組、親子関係の効力／公序 選択的適用、セーフガード条項、事実主義・認知主義、養親の本国法主義、セーフガード条項／国家的・国際的公序、内国関連性、反公序性 5. 身分行為の方式、扶養、氏名、後見、失踪宣告／適応問題 扶養義務の準拠法に関する法律、人格権、本国法説、身分的効力説、氏名公法説、成年・未成年後見、国際裁判管轄、取引保護／抵触法的解決 6. 第1回中間試験

	<p>第1～5回授業の目標到達度の確認</p> <p>7. 国際相続・遺言／反致 相続統一主義、遺産管理、遺言の方式の準拠法に関する法律、選択的適用／判決の国際的調和、隠れた反致</p> <p>8. 国際民事手続法序論／国際裁判管轄1（基本理論、普通裁判籍、義務履行地） 裁判権、特段の事情論、被告住所地原則、義務履行地</p> <p>9. 国際裁判管轄2（特別裁判籍、家族関係事件） 不法行為地、財産所在地、被告住所地原則、原告住所地、子の福祉</p> <p>10. 外国判決の承認執行 自動承認制度、実質的再審査の禁止、間接管轄、送達、公序、相互の保証</p> <p>11. 第2回中間試験 第1～10回授業の目標到達度の確認</p> <p>12. 国際契約法、代理、外国法人 当事者自治、最密接関係地法、契約の方式、選択的適用、授權行為の準拠法、代理行為地法、従属法、設立準拠法説、本拠地法説、外人法</p> <p>13. 国際物権法、国際債権債務関係 目的物所在地法、債権譲渡、債権質、債権者代位権、相殺</p> <p>14. 国際不法行為法、不当利得・事務管理 結果発生地法、加害行為地法、より明らかな密接関係地法、当事者自治、日本法の累積的適用、生産物責任、名誉・信用毀損、原因事実発生地法</p> <p>15. 総合的・発展的問題及び授業の総括 国際家族法、国際財産法における連結政策／先決問題、外国法の不明、未承認国、分裂国家、法律回避、全体的な授業目標の到達度の確認</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト2回および予習・復習を含む授業への積極的参加姿勢（40%）、並びに期末試験（60%）の総合評価とする。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>①準備学習として、教科書である松岡博編『国際関係私法入門 [第2版]』を春休み中に一通り読み、国際私法の全体像をつかんでおくこと。②授業が始まれば予習として、櫻田＝道垣内編『ロースクール国際私法・国際民事手続法第2版』の授業該当箇所のUNITにおけるPreparationおよびQuestionについて指示のあるものを解答すること。③また、毎回の授業のために出される予習課題および復習課題に取り組み、提出すること。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：①松岡博編『国際関係私法入門[第2版]—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』（有斐閣、2009）、②櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第2版』（有斐閣、2007）</p> <p>参考書：①櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 新法対応補正版』（有斐閣）、②木棚照一他『国際私法概論 [第5版]』（有斐閣、2007）、③山田 瞭一『国際私法 第3版』（有斐閣、2004）</p>
<p>履修条件</p>	<p>新司法試験の選択科目で「国際関係法（私法系）」を選択する予定の者は、後期開講の「国際取引法」も必ず受講すること。</p>

61. 国際取引法

授業科目名 (カナ)	国際取引法 (コクサイトリヒキホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 望 (タダ ノゾミ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義目的	<p>国際取引法は、単独法として存在するものではない。企業実務において展開してきた実務先行型の法であり、私法、公法、社会法の国家法および民間統一規則などから成る総合的分野であるとともに、仲裁などの自治的紛争解決が基本であるという特徴も有する。この授業では、前期の「国際私法」での学習を前提として、より発展的な学習をすぐに始める。国際取引法においては、国際財産法分野の準拠法選択のみでなく、国際物品売買取引に関するインコタームズ、国際運送、国際保険、国際支払についても有機的に関連づけて学ぶ。また、国際訴訟競合、国際商事仲裁など、国際取引に関係してよく起きる国際民事手続法上の発展的問題もここで扱う。さらに、国際取引に従事する個人の財産管理に関して生ずる複合的問題についても学習する。</p>
各回ごとの授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際取引法序論／国際取引と国際私法 1 国際取引法の特徴／国際契約法、国際契約の主体 2. 国際取引と国際私法 2 国際物品売買における物権変動、国際金融取引、担保物権、債権質、ファクタリング 3. 国際取引と国際私法 3 国際取引における不法行為、製造物責任、信用毀損・業務妨害 4. 国際物品売買契約 1 (貿易条件と民間統一規則) インコタームズ、FOB、CFR、CIF 5. 中間試験 第1～4回授業の目標到達度の確認 6. 国際物品売買契約 2 統一私法条約、CISG (ウィーン条約)、適用範囲、任意法規、書式の闘い、売主・買主の義務、物品の適合性、重大な契約違反、救済方法 7. 国際物品運送契約、国際海上貨物保険契約 国際海上物品運送法、運送人の責任、船荷証券、モントリオール条約、航空運送状、担保危険、填補範囲、全危険担保、保険証券、保険代位 8. 国際支払

	<p>送金、荷為替手形、D/A手形・D/P手形、荷為替信用状、信用状統一規則、独立抽象性の原則、厳格一致の原則、ディスクレ</p> <p>9. 国際契約における消費者・労働者の保護、個人の財産管理 国際的強行法規、消費者契約、個別的労働契約、国際保証契約、失踪宣告、未成年、後見、夫婦財産制、内国取引保護</p> <p>10. 中間試験 第1～9回授業の目標到達度の確認</p> <p>11. 国際知的財産法 属地主義、ライセンス契約、知的財産権の国際的侵害、職務発明</p> <p>12. 国際取引と国際裁判管轄、当事者、国際司法共助 併合管轄、合意管轄、応訴管轄、当事者能力、訴訟能力、当事者適格、裁判権、囑託状、司法共助、直接郵送、ディスカヴァリ、国際司法摩擦</p> <p>13. 国際訴訟競合、国際保全処分 重複訴訟の禁止、承認予測説、プロパー・フォーラム説、保全処分</p> <p>14. 国際商事仲裁 機関仲裁・アドホック仲裁、仲裁合意、仲裁手続、仲裁判断、仲裁判断の承認執行</p> <p>15. 授業の総括 全体的な授業目標の到達度の確認</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト2回および予習・復習を含む授業への積極的参加姿勢（40%）、並びに期末試験（60%）の総合評価とする。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>①準備学習として、教科書である松岡編『国際関係私法入門[第2版]』の関係箇所を通読し、全体像をつかんでおくこと。②授業が始まれば予習として、櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第2版』の授業該当箇所のUNITにおけるPreparationおよびQuestionについて指示のあるものを解答すること。③また、毎回の授業のために出される予習課題および復習課題に取り組み、提出すること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：①松岡博編『国際関係私法入門[第2版]—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』（有斐閣、2009）、②櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第2版』（有斐閣、2007）</p> <p>参考書：①山田鏝一＝佐野寛『国際取引法 第3版補訂2版』（有斐閣、2009）、②木棚照一編著『国際取引法 [第2版]』（成文堂、2009）、③櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 新法対応補正版』（有斐閣）</p>

履修条件	新司法試験で「国際関係法（私法系）」を選択する者については、前期開講の「国際私法」を受講済みであること。
------	--

62. 国際紛争解決法

授業科目名 (カナ)	国際紛争解決法 (コクサイフンソウカイケツホウ)
担当教員名 (カナ)	古賀 衛 (コガ マモル)
履修年次	2年次(2011年度以後入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義目的	<p>国際紛争の解決手続について研究する。特に国連憲章第33条に規定される平和的解決手続の特徴と、それにとまなう法的問題を取り扱う。</p> <p>国内社会では、裁判制度によって法の適用過程が一応確立している。しかし、国際社会においては実定法が存在してもそれを実現するための場と手続がなければ、法そのものが機能しないことが多い。この「国際紛争解決法」は、そのような法適用の場と手続について学ぶ科目である。国内法上の訴訟法に似ているが、裁判における手続の細部よりも、とられるべき手続(裁判に限らず、国際会議における外交交渉、第三国大統領の調停等の非裁判手続を含む。)の検討とその条件に重点を置く点で異なる。</p> <p>講義の進め方として、素材として国際紛争の事例を分析しながら、個々の事例に見られる手続法上の論点について論じる。</p>
各回の授業内容	<p>各回の内容は下記を予定しているが、進み方により同じテーマを続けることがある。また、提出されたレポートのレベルに応じて、さらに同一テーマで検討を深める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際紛争解決法の基礎1 : 国際紛争の構成要素と分類 紛争とは何かー手続選択の要件としての「紛争」 領土紛争と「紛争」の存在を争う事例について 2. 国際紛争解決法の基礎2 : 紛争の主体的要素 国連と国際司法裁判所が関わった事件で、私人の利益が関わる紛争の解決方法を比較しながら、解決手続を概観する。 当事者の認識と国内法的国際紛争。ノルウェー公債事件を素材に。 国連憲章第6部の構造と、第33条の解釈について。 第5福竜丸事件における当事者の関係と利害の多様性について。 3. 仲介と審査: 紛争における事実的要素、審査委員会方式 ドッカーバンク事件、レッドクルセーダー号事件とえひめ丸事件における解決方法を比較しながら、法的紛争と政治的紛争の異同を論じる。

柳条湖事件とリットン調査団の活動を基に、国際審査委員会方式が成立するための条件を考える。

4. 国際調停と仲裁裁判：

チャコ事件とレインボーウォーリヤ号事件を中心に調停・仲裁裁判の特徴およびそれらの相互関係を論じる。

ヤン・マイエン調停事件を素材に、境界画定紛争における調停制度の有効性について論じる。

5. 国際裁判の性質： イラン石油国有化事件をもとに、国際裁判と国内裁判の相違、国際司法裁判における当事者資格について論じる。とくに、私人の権利が争点になる外交的保護権行使の要件について考える。

6. 国際司法裁判所における先決的抗弁： 南西アフリカ事件を素材に、国際裁判の「管轄権」と「受理可能性」の区別について論じる。

7. 国際裁判の範囲： ノルウェー公債事件を素材に、国際裁判が取り扱う争点の限界について論じる。当事者の合意による付託と私有財産の保護の関係について考える。

8. 国際裁判の強制的管轄権： 国際司法裁判所規程第36条の解釈論と留保の慣行について論じる。ニカラグア事件を素材に、管轄権受諾宣言と留保の慣行、裁判条項が判決に及ぼす影響を考える。

9. 紛争の受理可能性1： ノッテボーム事件、バルセロナトラクション事件を素材に、国際司法裁判所における原告適格の要件及び請求権の根拠をめぐる問題を論じる。

10. 紛争の受理可能性2： 紛争の存在と裁判可能性、第三者の利益、第三者の裁判参加について論じる。とくに核実験事件、貨幣用金事件等を中心に、国際紛争の性質を考える。

11. 勧告的意見の法創造的機能： 勧告的意見において取られる手続の特徴を分析し、国際法の法源との関連を論じる。核兵器使用の合法性事件、ある種の経費事件を素材とする。

12. 機能的国際裁判所： ガットのパネル手続、海洋法裁判所、国際刑事裁判所など、機能的国際裁判所の特徴と手続を論じる。とくに、日本が関わったみなみまぐろ事件の裁判過程、日本アルコール飲料事件を素材にする。

13. 国連諸機関の紛争解決機能： 国連安全保障理事会、総会、事務総長の活動を素材にして、集団的安全保障制度における紛争解決手続を論じる。

レインボーウォーリヤ号事件における国連事務総長裁定、各種の安保理決議による紛争処理手続を取り扱う。

14. 人権問題処理手続： 欧州人権委員会事件（サンデータイムズ事件など）を素材に、国際人権保障システムと、人権紛争の処理手続について論じる。

15. 国際紛争に関する日本国裁判所の傾向：

張振海事件及び光華寮事件を素材に、国内裁判所は国際紛争にどのように

	<p>関わっているかを論じる。さらに、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、二風谷ダム事件、塩見事件を素材に、条約が国内裁判所でどのように取り扱われるかについて検討する。</p> <p>(参考)</p> <p>国際法の問題として「手続」の意味は理解されない傾向があるが、実際には多くの国際法上の問題で適用されている。そのため、新司法試験でも重視されている。下記は、国際紛争解決法の分野に属する新司法試験の問題であるが、この科目の性質を理解するために参考となろう。これらは国際法概論では「国際紛争の平和的解決」という章で取り扱われるが、国際法における実体法と手続法との関係を知っておくことは、国際法全体の理解のために不可欠である。</p> <p>2007年度〔第2問〕民族的、宗教的に対立する2国間での武力衝突においてとられるべき紛争解決手続を問う。</p> <p>2008年度〔第1問3〕外交官の逮捕と釈放要求をめぐる紛争について、外交官の派遣国がとりうる措置（手続）を問う。〔第2問〕外国軍隊駐留に関して駐留国の裁判所が持つ裁判管轄権を問う（国内裁判所と国際法の関係）。</p> <p>2009年度〔第1問(2)～(4)〕領域紛争における武力衝突と紛争解決手続（紛争の性質、国連による解決、司法裁判による解決手続の条件）について問う。</p> <p>2010年度〔第2問2, 3〕越境汚染における被害者の外交的保護の条件（当事者資格、請求権の基礎）について問う。</p>
成績評価方法・基準	<p>レポート（70％＝レポート14回分、レポート1回ごとに5点満点で評価する。レポートは出席を前提としているので、別に出席点は設けない。）と授業中の議論への参加（30％）を総合して評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>毎回の講義の終わりに紛争事例と課題を示すので、それについて判例、概説書等を読み、論文（レポート）を書いて翌週の授業前までに提出しなければならない。</p> <p>講義では、提出されたレポートのコピーを全員に配布し、受講生間で批評しながら検討する。さらに、受けた批評を参考にして調べなおし、書き直したレポートを提出しなければならない。</p>
教科書・参考文献	<p>基本テキストとして下記を用いる。さらに、必要に応じて、国際判例・事例を紹介する。</p> <p>小寺他編『国際法判例百選（第2版）』有斐閣別冊ジュリスト（発行予定）</p>
履修条件	<p>学部で国際法または法科大学院で国際社会と法を履修したことが望ましい。（必須条件ではない。）</p>

63. 国際環境法

授業科目名 (カナ)	国際環境法 (コクサイカンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	岩間 徹 (イワマ トオル)
履修年次	2・3年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	水3
講義目的	<p>これまでの歴史において、人間の諸活動は環境に対して様々な悪影響（汚染、自然破壊など）をもたらしてきた。このような影響は国境を越えた国際問題と化し、また国際社会全体の共通問題になってきている。ここに国際法の関与する基礎がある。本講義では、国際環境法の基本的構造と特徴を理解するとともに、国際社会において実際に発生する環境事例を法的に処理する能力を養うことを目的とする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際環境法の特徴：国際環境法の国際法一般との比較における法源の特徴について、主にハードロー、ソフトローに焦点を合わせて講義する。 2. 国際環境法における国際義務の分類と特徴：主に国家の義務について最近発展してきている条約ルールを分類し、その特徴について講義する。 3. 国際環境法における法定立：主に地球環境保全に関する条約ルールの定立手法の特徴について講義する。 4. 国際環境法における義務履行確保の特徴：主に地球環境保全に関する条約に見られる義務の履行確保の手法の特徴について講義する。 5. 海洋環境保全と法：以上の総論部分の検討を経て、この回からは各論に入る。まず、歴史的に先行した海洋環境の保全に関する諸条約に見られる管轄権と諸規則について講義する。 6. 国際河川・湖沼保全と法：条約により複数の国家の管理下にある国際河川及び国際湖沼の資源保存と環境保全に関する条約ルールについて講義する。 7. 越境大気汚染防止と法：主に酸性雨のような越境大気汚染の防止に関する諸条約に見られる諸規則を講義し、それらの日本を含む極東アジアへの適用可能性及びその課題についても検討する。

	<p>8. オゾン層破壊防止と法：グローバルコモンズとして位置づけられるオゾン層の破壊防止に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>9、10. 地球温暖化防止と法：グローバルコモンズとして位置づけられる気候系の保護に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>11. 自然保護と法：生物多様性の保全に関する諸条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>12. 文化財保護と法：文化財の保護に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>13. 有害物質の越境移動管理と法：有害物質の国境を越える移動に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>14、15. 貿易と環境：ガット体制及び現在のWTO体制下における環境の取り扱いをこれまでの紛争事例を分析することにより明らかにし、また地球環境条約に見られる貿易規制措置とガット・WTO体制との抵触問題を具体的事例を取り上げて講義する。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験（50%）、レポート（30%）、授業中での議論への参加等（20%）を参考に評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に参考文献及び配布資料等に目を通しておくこと。</p>
参考文献	<p>地球環境法研究会編『地球環境条約集』（中央法規出版）</p>
履修条件	<p>「国際社会と法」を既習済みが望ましい</p>

64. 国際人権法

授業科目名 (カナ)	国際人権法 (コクサイジンケンホウ)
担当教員名 (カナ)	近藤 真 (コンドウ マコト)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義目的	この科目では、国際人権文書である世界人権宣言、国際人権規約、人権関係諸条約その他国連が設定してきた基準規則を説明するとともに、このような国際人権法が日本国内でどのように実施されているか、国連を通じてどのように実施されているかという仕組みを説明する。また、国際人権法の関連分野である国際刑事法、難民救済システム等にも言及する。これらの講義を通じて、日本の法律実務家として、どのように国際人権法に関わることができるかという理解を深めて欲しい。
各回の授業内容	<p>1. ～2. 国際人権法序説</p> <p>講義内容の全体を概説するとともに、国際人権の担い手としての国際人権NGOと国連との関係やその活動形態について説明する。また、日本における国際人権法の運用状況、日本の法律実務家による国際人権法にかかわる諸活動を紹介し、法律実務家が国際人権法を学ぶことの必要性を説明する。合わせて、国際人権法を学ぶにあたって不可欠な、文献・情報へのアクセスの方法についても解説する。</p> <p>3. 国際人権法概論</p> <p>国際連合の機関の概要、人権条約の概要、条約の作成・締結・適用、国際人権法実施の概要、国際人権法の関連分野（国際刑事法・難民法）の概要を説明する。</p> <p>4. 国際人権条約の概要</p> <p>日本が批准した主要な人権条約（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約）及び難民条約の概要を説明する。</p> <p>5. 国際人権法の国内的実施（1）</p> <p>－国際人権法の国内的効力－</p> <p>条約を含む国際人権基準がいかなる国内的効力を持ち、どのように適用され</p>

るか（直接適用・間接適用）について検討する。そのうえで、国際人権法の国内的実施の態様の概略（立法整備・行政慣行・国内裁判・国内人権機関等）を説明する。

6. ～8. 国際人権法の国内的実施（2）

－裁判における活用・国内人権機関－

日本の裁判所における国際人権基準の活用の現状について、実際の判例を用いて検討する。また、国内人権機関に関し、国際社会の対応、パリ原則における国内人権機関、人権条約における国内人権機関等について説明する。

9. 国際人権法の国際的実施(1)

－国連憲章に基づく機関による国際的実施－

国連憲章に基づく機関による国際的実施の全体を概観する。具体的には、人権理事会、女性の地位委員会、犯罪防止・刑事司法委員会等の組織と活動の概要を説明する。

10. ～12. 国際人権法の国際的実施(2)

－条約に基づく機関による国際実施－

人権条約に基づく機関の報告制度、個人通報制度等の概要を説明する。

人権条約の報告制度については、国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等、既に日本政府報告書の審査が行われたものについて、その審査の状況を説明し、法律実務家としてこの報告制度にいかに関わっていけるかを説明する。また、人権条約の個人通報制度のしくみとその現状について説明し、実際にこの制度を利用するにあたっての具体的手続きと問題点を説明する。また、この制度の下で出された判断(view)についての法的性格を検討する。

13. 国際人権法の関連分野(1)

－国際刑事法－

国連が成立させてきた刑事司法手続における人権保障の概要を説明するとともに、これら国際基準が日本の刑事裁判にいかに関用できるかについて検討する。

14. 国際人権法の関連分野(2)

－難民救済システム－

難民条約に基づく難民救済の法的メカニズムと国連難民高等弁務官事務所について説明する。

	<p>15. 実務家として国際人権法に如何に関わるか</p> <p>—人権NGO—</p> <p>国際人権活動における人権NGOの活動を紹介するとともに、日本の法律実務家としてどのように国際人権法に関わることができるかということを検討する。</p>
成績評価方法・基準	出席状況等の平常点（20%）及び定期試験又はレポートの結果（80%）を総合的に考慮して評価する。
準備学習等についての具体的な指示	事前にテキスト及び配布資料に目を通しておくこと。
教科書・参考文献	阿部浩己・今井直・藤本俊明編『テキストブック国際人権法』（日本評論社）、尾崎久仁子著『国際人権・刑事法概説』（信山社）、『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂）、(社)部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例（20のケーススタディ）』（解放出版社）
履修条件	特になし。

65. 国際経済法

授業科目名 (カナ)	国際経済法 (コクサイケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	吾郷 眞一 (アゴウ シンイチ)
履修年次	2・3年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	WTOやその他の国際経済機構 (国連本体も含む) による決定の法的意義、国内裁判での援用可能性、個人や企業にとっての行為規範性、広く国際法・国際組織法の事例を用いて国際経済現象 (および紛争処理) を分析することにより国際社会の経済法的側面を明らかにする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際経済法の定義 (文献紹介を含む) 中川「国際経済法」第1章 2. 国際経済法体制 (歴史と現状、ブレトンウッズ体制と仕組み) 吾郷「国際経済社会法」第2章、第6章 3. 国連と経済 (規範設定活動と業務的活動) 吾郷 第4章、第5章 4. GATT/WTO (基本原則と例外・国際貿易法の生成) 吾郷 第7章 5. WTOにおける紛争解決手続 (手続・法的意義) 中川 第3章 6. 酒税事件 (内国民待遇) 百選82 西陣ネクタイ事件 (GATTと国内法) 百選74 7. マグロ・イルカ事件 (非貿易事項) 百選77 エビ・カメ事件 (環境事項) 判例国際法122 8. オデコ・ニホン事件 (大陸棚での課税) 百選22 バルセロナトラクション事件 (外交保護権) 百選64 9. カルボ条項 (国有化問題) 百選66 インターハンデル事件 (国内救済完了原則) 百選65 10. B P リビヤ事件 (国有化) 百選70 アングロイラニアンアン事件 (国有化) 百選72 11. トレイル溶鉱所事件 (環境) 判例118 MOXプラント事件 (環境) 判例120 12. 北海大陸棚事件 (領域) 百選1 チュニジア・リビヤ (領域) 判例177 13. 経済法の世界法的側面 吾郷 第8章 14. 経済法と社会法の交錯 いわゆる社会条項論 吾郷 第16章 15. CSR (企業の社会的責任) などの新しい概念

	最後の30分で小テストを行う
成績評価方法・基準	授業（質疑）への参加、課題発表（レジュメ）の内容7割、小テスト3割
準備学習等についての具体的な指示	第6講以降、判例解説を分担して発表してもらう。それについての質疑（参加）は、成績評価の対象とするので他の人の発表分の判例も読んでおくこと
教科書・参考文献	中川淳司他著「国際経済法」（有斐閣）、ジュリスト別冊「国際法判例百選」（有斐閣）、「判例国際法」（東信堂）、吾郷眞一「国際経済社会法」（三省堂）、国際条約集（出版社は問わない）または小六法に掲載されている条約（とくに国連憲章）など。利用の仕方は最初の時間に指示する。
履修条件	特になし

66. 弁護士実務実習

授業科目名 (カナ)	弁護士実務実習(ベンゴシ ジツム ジッシユウ) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
配当年次	1・2・3年次 (2011・2010年度入学生)
単位	1単位
授業時間 (前期)	夏季休暇中
講義目的	夏季休暇中に、弁護士事務所を訪問し、そこで弁護士の業務を見学などすることを通じて、弁護士業務の具体的な状況を知り、自己の将来像を作り上げる参考にするための授業である。同時に、法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つである。
各回の授業内容	事前に、大学において実習の心構えについて話をするので、まずそれを聴くこと。 1週間の実習期間中、毎日弁護士事務所に行き、担当してくれる弁護士の指示に従って実習を受ける。その記録を作り、実習終了時に弁護士の検印をもらう。実習内容は、その時々により弁護士が抱えている案件の内容により異なる。そういう「生の」実態を見ることにより、弁護士の実際の活動状況が分かり、将来自分が弁護士等になったときの参考にすることができるし、法科大学院において勉強するときの参考にもなる。
成績評価方法・基準	実習記録および担当弁護士の評価を7割、学内での事前説明の際の質疑応答の内容、事後報告の内容を3割の比重で評価する。
準備学習等についての具体的な指示	弁護士の実際の業務を見るわけであるから、そこから得られた知見についての守秘義務を守ることが重要である。具体的な準備については、事前説明会のときに話す。
教科書・参考文献	特になし。
履修条件	特になし。

67. 刑事実務問題演習

授業科目名 (カナ)	刑事実務問題演習 (ケイジジツムモンダイエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義目的	<p>刑事手続法における重要論点に対する解説を加えることにより、他の論点との関連も含めた有機的な理解を深めてもらいます。</p> <p>「立証趣旨と伝聞法則の適用・不適用」、「訴因変更の可否と可否」、「任意捜査と強制捜査の区別」というような、これまでの勉強を通じて一応の理解は得たつもりではあっても、必ずしも十分には納得できていないであろうと思われる分野を中心に、できる限り平易に、しかも深いところまで解説します。</p> <p>授業で使用する教材は、担当教員作成による「西南大学法科大学院生のための実務刑訴問題演習」の中から適宜重要な項目を選択して解説しますが、同教材は、法科大学院で修得することが求められている広さと深さをほぼ網羅しているものと思います。</p> <p>また、このシラバス作成時点(2011年1月)において執筆中の論文も教材として使用することを考えています。</p> <p>必要に応じて、実務の実態にも触れながら、抽象的・観念的なレベルにとどまることなく、将来、実務家として刑事事件を担当する場合を想定して、それに役立つ情報も提供します。</p>
各回の授業内容	<p>第1回～第7回</p> <p>証拠法上の諸問題につき、「立証趣旨」を中心に据えて解説していきます。立証趣旨の機能と分類、立証趣旨と伝聞法則との関係、弾劾証拠における立証趣旨と伝聞法則との関係、自白調書の任意性・信用性立証を目的とした書証の立証趣旨、精神状態の供述における立証趣旨、立証趣旨の拘束力といった項目について解説します。</p> <p>第8回ないし第11回</p> <p>訴因に関する諸問題につき、覚せい剤事犯を具体例として取り上げながら解説していきます。訴因の特定といわゆる否認形式における公訴事実、訴因変更の可否といわゆる最終使用説、単独使用と共同使用との択一的認定の可否と訴因変更の可否などについて解説します。</p> <p>第12回ないし第14回</p> <p>捜査の適法性に関し、私人を利用した証拠収集、偽計を用いた体液の収集、証拠物の捜索・差押えの根拠などについて、事例問題に基づいて解説します。</p>

	<p>第15回</p> <p>手続法全般の総合問題について解説を行います。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験を行い、100点満点で採点して成績評価とします。</p> <p>授業の出席が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めません。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点します。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>授業で解説する内容については、予め資料を配布し範囲を指定するので、その資料を読み、自分なりに研究した上で授業に臨めば、極めて効果的な学習を実現できると思います。</p> <p>また、理解した内容が正確かどうか、あるいは的確に表現できるかを検証するために、答案として実際に記述してみることも有効です。授業で取り上げた内容や、「西南大学法科大学院生のための実務刑訴問題演習」に含まれる設問について、答案を作成し、提出した場合には、その答案に基づいた個別指導に応じますので、熱意と努力に応じて、より完成度の高い領域に進むことができます。</p>
教科書・参考文献	<p>入門刑事手続法[第4版] 三井誠・酒巻匡著</p> <p>刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著</p> <p>刑事訴訟法 [第四版補正版] 田口守一著</p> <p>刑事弁護実務 (法曹会)</p> <p>刑事判決起案の手引き (法曹会)</p>
履修条件	<p>刑事訴訟法全体についての一応の理解を持っていることが望まれます。</p>

68. 行政法入門

授業科目名 (カナ)	行政法入門 (ギョウセイホウニュウモン) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	1年次 (2011・2010年度入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火4
講義目的	<p>行政法を初めて学ぶ人を念頭に授業内容を設定する。2年次「法と行政活動」「行政救済法」は、どちらかという判例の理解に重点をおいて授業を進める予定なので、それらの受講の前提となる行政法の基礎的理解につきまだ準備のできていない人に向け、行政法全領域をひと通り概観することとする。テキストは標準的な学部生を想定して書かれたものを使用し、授業はこのテキストをよく理解できるよう解説を加えるという形式で進める。受講者には、何よりこのテキストをじっくり読み込んでもらうことを求め、次の、一般に法科大学院生の使用する基本書に橋渡しする役目を果たしたい。</p> <p>「知識は基礎的なもので構わず」（「平成21年度新司法試験の採点実感等に関する意見（行政法）」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」）、しかし「使えるように理解」（高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕）することが重要である。華やかな「果実」（論証パターン）も基礎にしっかりとした「根」（理解）があつてのこと。姿形は見えないけれども、的を射た議論や答案を誘うだけでなく、見当違いの議論や答案を制御するのも、この「根」の役割。近い将来、制御不能に陥らないよう、急がばまわれ、「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 「第1章 行政法の全体的なイメージ」 「第2章 行政法の具体的なイメージ」 【主要項目】行政法とは、典型的な行政作用（農地買収，租税の賦課・徴収，公務員管理，許認可行政，サービス行政，道路行政）</p> <p>2. 「第3章 伝統的な行政法学説の基本構造」 【主要項目】公法私法二元論，三段階構造モデル，行政組織法</p> <p>3. 「第4章 行政法総論のポイント（1）」 4. 「第4章 行政法総論のポイント（2）」 5. 「第4章 行政法総論のポイント（3）」 6. 「第4章 行政法総論のポイント（4）」 7. 「第4章 行政法総論のポイント（5）」 【主要項目】法律による行政の原理，行政王位，行政立法，行政契約・行政指導・行政計画，行政手続，行政上の強制措置，行政情報の取得・管理</p> <p>8. 「第5章 行政訴訟その1（1）」 9. 「第5章 行政訴訟その1（2）」 10. 「第5章 行政訴訟その1（3）」 【主要項目】行政訴訟の全体像，取消訴訟の訴訟要件，取消訴訟以外の抗告訴訟，当事者訴訟，民衆訴訟・機関訴訟</p> <p>11. 「第6章 行政訴訟その2（1）」 12. 「第6章 行政訴訟その2（2）」 【主要項目】行政訴訟の審理，行政訴訟の判決，仮の救済</p> <p>13. 「第7章 行政不服審査」 【主要項目】不服申立ての種類，不服申立ての要件，不服申立ての審理，不服申立てに対する裁決・決定，教示制度</p> <p>14. 「第8章 国家補償（1）」 15. 「第8章 国家補償（2）」 【主要項目】公権力の行使に関する国家賠償，公の営造物の設置管理に関する国家賠償，賠償責任者，損失補償</p>
<p>成績評価方法・基準</p>	<p>期末試験 50点（短答式、語句記入式、説明を求めるもの、を予定。） 平常点 50点（①質疑応答等の所作を通じ、目標到達への姿勢を30点で評価。②各自の作成した「ノート」を20点で評価〔学期中間時及び学期末を予定〕。欠席等の減点基準は、公欠相当の欠席は減点なし、それ以外の理由の（原則）事前届出による欠席は1点減点、届出なしの欠席は2点減点、10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点、とする。）</p> <p>* 授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>* 座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p>

準備学習等についての具体的な指示	<p>予習として、当該回に対応するテキスト該当箇所を必ず読んでくる。レジュメは用意しないか、用意しても簡素なものとする予定。</p>
教科書・参考文献	<p>受講者共通のテキスト 木村琢磨『プラクティス行政法』（信山社、2010年） 行政判例百選〔第5版〕Ⅰ・Ⅱ</p> <p>参考文献</p> <p>2年次「法と行政活動」の「基本書」欄には次のように記載しています。 「受講者が将来、法曹として行政にかかわる事件も担当することを考えれば 塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2009年）を読めるだけの力は必要だと思えます。</p> <p>いきなり無理だと思う受講者は、 櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009年） 曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年） 稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）、などが使いやすいと思えます。</p> <p>ほかに、 宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第3版〕』（有斐閣、2009年）は、情報量も多く塩野Ⅰ解説にも有益。 芝池義一『行政法読本〔第2版〕』（有斐閣、2010年）は高度な内容を平易に解説した出色の出来。</p> <p>*少し余裕が出てきたら、図書室や書店で上記のものを手に取ってみてください。</p>
履修条件	特になし

69. 民事手続法入門

授業科目名（カナ）	民事手続法入門（ミンジテツヅキホウニュウモン）（2011・2010年度入学生）
担当教員名（カナ）	西郷 雅彦（サイゴウ マサヒコ）
履修年次	1年次（2011・2010年度入学生）
単位	2単位
授業時間（後期）	火1
講義目的	初学者にはなかなかなじみにくい民事訴訟法について、できる限り、実際の訴訟手続をふまえて、民事訴訟法の中の第1審手続、それもできる限り重要な点にしぼりながら講義を行う予定である。主として初学者向けであるが、中上級者でも、基本的な事項の確認やさらに理解を深めたい方の参加は大歓迎である。
こ各回の授業内容	<p>1. 総論① 民事訴訟制度の存在意義、その目的をふまえて、民事訴訟を概観し、その構造や近代の裁判がどのようなものかなどの基本的な事項を学ぶ。</p> <p>2. 総論② 民事訴訟における重要な原理である処分権主義、弁論主義、自由心証主義について概観し、民事訴訟手続の進行（当事者主義・職権進行主義）について学ぶ。</p> <p>3. 訴え① 訴えとはどのようなものか、訴えの類型とその特徴（給付、確認、形成の各訴え）を学ぶ。</p> <p>4. 訴え② 民事訴訟における重要な概念である訴訟物とは何か、旧訴訟物理論と新訴訟物理論を概観し、訴訟物の特定、さらには、管轄に関する各種の概念について学ぶ。</p> <p>5. 訴え③ 管轄のうち、職分管轄、土地管轄、合意管轄、応訴管轄、管轄の調査について学んだ後、訴訟係属とその効果、訴状の記載事項（特に必要的記載事項）、訴え提起後の手続の流れについて学ぶ。</p> <p>6. 審理① 訴状提出から弁論終結、判決言渡しまでの手続の流れ、職権主義と当事者主義、訴訟指揮を概観し、口頭弁論における諸原則（双方審尋主義、口頭主義、直接主義、公開主義、職権進行主義、適時提出主義、計画進行主義）を学ぶ。</p>

	<p>7. 審理②</p> <p>前回に引き続き、口頭弁論について、その必要性を、そして、口頭弁論の準備として準備書面制度・当事者紹介制度、各種争点整理手続を、さらに口頭弁論の懈怠（時機に後れた攻撃防御方法の却下、口頭弁論における当事者の欠席等）について学ぶ。</p> <p>8. 証拠①（総論）</p> <p>証拠法における理念、概念（各種証拠方法、証拠能力、証拠資料、証拠力等）、証明の対象、立証の程度（証明と疎明）、証拠共通の原則、弁論の全趣旨、自由心証主義、不要証事実について学ぶ。</p> <p>9. 証拠②（各論）</p> <p>証拠法のうち、証人尋問、当事者尋問の概略を学んだ後、書証①（文書の真正、二段の推定、文書提出命令＜手続、文書提出義務のうちの引用文書、引渡し又は閲覧請求の対象となる文書、利益文書、法律関係文書＞）について学ぶ。</p> <p>10. 証拠③・</p> <p>書証（文書提出義務）のうち、一般義務文書、特に除外事由（自己使用文書を中心に）、一部提出・インカメラ手続、不服申立方法、不提出の効果を、さらに検証について学ぶ。</p> <p>11. 証拠④・裁判①</p> <p>調査嘱託、証拠保全を概観し、証拠収集手段について、横断的に学び、さらに、裁判のうち、裁判の種類、判決の種類について学ぶ。</p> <p>12. 裁判②</p> <p>判決の効力に入り、自己拘束力・自縛力、羈束力を概観し、既判力の意義・根拠・性質・根拠を学んだ後、既判力の時点限界に入り、基準時、基準時における既判力の作用について学ぶ。</p> <p>13. 裁判③</p> <p>前回に引き続き、既判力の時的限界のうち、判例を取扱いながら、遮断効を、さらに既判力の客観的範囲（判決理由中の判断、相殺の抗弁）、争点効、信義則、権利失効の原則について学ぶ。</p> <p>14. 裁判④</p> <p>既判力の主観的範囲について、口頭弁論終結後の承継人、目的物の所持者、訴訟担当における本人を学ぶ。</p> <p>15. 裁判⑤・まとめ</p> <p>既判力の主観的範囲について、第三者への拡張、反射効を学んだ後、執行力に入り、執行力の主観的範囲、仮執行宣言について学ぶ。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により判断する。</p> <p>原則として欠席は減点する。</p>

準備学習等についての具体的な指示	特に教科書を指定することはないが、各自が使用している民事訴訟法の基本書の該当部分を予習し、また事前に配布するレジメについては目を通しておくこと。
教科書・参考文献	特に指定する教科書はない。
履修条件	特になし。

70. 刑事手続法入門

授業科目名 (カナ)	刑事手続法入門 (ケイジテツヅキホウニュウモン) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	小山 雅亀 (コヤマ マサキ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義目的	<p>学部において刑事訴訟法を学んだことのない学生向けに、刑事手続きの概略を理解してもらうことを目的とする。具体的には、刑事手続きをめぐる詳細な問題は2年時の刑事手続法にゆだねることを前提に、あくまで刑事手続きの骨格を理解できるようにすることを目的とする。なお、講義の進行に応じて、下記の各回の授業内容は若干変更することがある。</p>
各回の授業内容	<p>(1) 刑事手続きとは何か 刑事手続きの目的と全体の枠組みを——歴史的な流れや比較法的な視点からの解説をも踏まえて——理解することを目的とする。</p> <p>(2) 捜査概論・捜査の原則 捜査の全体的枠組みと基本的事項の理解を目的とする。</p> <p>(3) 捜査の端緒 捜査のきっかけとなる諸事項について基本的に理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(4) 捜査各論(1) 对人的強制処分についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(5) 捜査各論(2) 対物的強制処分についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(6) 捜査各論(3) 第4回・第5回の講義で取り上げられなかったその他の捜査をめぐると基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(7) 被疑者の防御権 捜査段階における被疑者の防御権についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(8) 公訴概論 公訴についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p>

	<p>(9) 公訴各論 公訴に関する基本的な個々の問題について理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(10) 公判概論 公判手続きについての全体像を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(11) 公判手続き各論 公判手続きに関する基本的な個々の問題について理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(12) 審判対象 訴因と公訴事実に関する基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(13) 証拠法総論 証拠法についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(14) 証拠法各論 証拠法に関する基本的な個々の問題について理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>(15) 裁判と上訴 裁判と上訴についての全体的枠組みを理解できるようにすることを目的とする。</p> <p>期末試験</p>
成績評価方法・基準	試験の結果と講義の中で指示する課題への取り組み(小テストを含む)を総合的に判定する。概ね前者を50点、後者を50点(2回実施する小テストを30点、その他を20点)で採点して合計する。
準備学習等についての具体的な指示	入門科目の性質上、下記の教科書を事前に読んでおく程度で足りる。ただし、講義中に次回までにしておくべき課題を指示するのでそれに従うこと。
教科書・参考文献	現時点では未定(9月初めまでに指示する。)
履修条件	刑事訴訟法を十分に学んだことがない者は、本講義を受講することが望ましい。

71. 刑事実務入門

授業科目名 (カナ)	刑事実務入門 (ケイジジツムニュウモン) (2011・2010年度入学生)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	1・2年次 (2011・2010年度入学生)
単位	2単位
授業時間 (前期)	木1
講義目的	<p>刑事実務で問題となる事実認定や法的判断について、刑法や刑事訴訟法を全く勉強したことのない初学者にも分かるように、ビデオや事例に基づいて具体的なイメージを持てるようにしながら検討していきます。</p> <p>法的な「正解」を追い求めるというのではなく、刑事ドラマに参加するような気持ちで、各自の自由な発想により意見を持ってもらえば足够了。</p> <p>刑法や刑事訴訟法の勉強を進めるに当たっての指針を示せるように授業を組み立てます。</p> <p>また、担当教員が検察官時代に実際に扱った事件のエピソードなどについても、折に触れ紹介していく予定です。</p>
各回の授業内容	<p>1. オリエンテーション</p> <p>2. ビデオ【ある殺人事件の軌跡】(75分)の視聴</p> <p>3. ビデオ【ある殺人事件の軌跡】に含まれる問題点の検討 参考までにその内容を紹介しておきます。</p> <p>(1) 被害者梅田香を刺した犯人として、竹田五郎を割り出した経緯。</p> <p>(2) 梅田香の死因。</p> <p>(3) 竹田五郎の弁解が持つ意味。</p> <p>① 検事松本弘が竹田五郎を最初に取り調べた際、同人はどのような弁解をしたか。</p> <p>② その弁解は、犯罪の成否あるいは罪名にどのような影響を及ぼすものだったか。</p> <p>※ 犯罪は、一般に「構成要件に該当する違法かつ有責な行為である」と定義されています。ここに、構成要件とは、「人を殺す」とか「人から物を盗む」というように、処罰に値するものとして類型化された行為であり、刑法各本条に規定されているものをいいます(例えば殺人であれば199条、窃盗であれば235条)。構成要件に該当する行為であれば違法性もあると推定されますが、例外的に違法性が阻却される場合があります。違法性阻却事由のうち主なものが正当防衛(36条)、緊急避難(37条)、正当行為(35条)です。そして、有責とは、自分の行為の善悪を判断できる状態であることをいいます。例</p>

えば精神病のため自分の行為の善悪を判断できない人に対しては刑法上の責任を問うことはできないので、その人が誰かを殺害しても、「当該行為は、殺人罪の構成要件に該当し違法な行為ではあるが、責任がないので犯罪は成立しない。」ということになります（39条1項）。

さて、竹田五郎の弁解は、違法性阻却事由や責任に関する内容を含んでいたでしょうか。

※ 原則として、罪を犯す意思(故意)のない行為は処罰の対象になりません(38条1項本文)。しかし、過失犯として処罰の対象とされている場合は別です(同条項ただし書)。例えば、犯人が被害者を死亡させた場合、それが「殺そう」という故意に基づいた場合は殺人罪(199条)、被害者に何ら害を加えるつもりはなかったがうっかりした行為によって死なせてしまったような場合は、過失致死罪(210条)あるいは業務上過失致死罪等(211条1項)、相手に暴力を加える故意もしくは傷害の故意はあったが、殺害するまでの故意はなかったという場合は傷害致死罪(205条)というように、相手方が死亡するという結果は同じであっても、故意の有無やその内容によって成立する犯罪が異なってきます。

では、竹田五郎の弁解は、故意についてはどのような言い分になっていたでしょうか。

(4) 法医学の教授に確認した事実の持つ意味。

① 松本検事は、法医学の教授を再度訪ねてある事実の確認をしているが、それはどのような事実だったか。

② その事実を確認することによって、竹田五郎の弁解に関して何が明らかになったか。

(5) 谷中弘幸(竹田の同僚)から事情を聞いた理由。

(6) 山田美加(梅田の友人)から事情を聞いた理由。

(7) 他にどのような捜査をしたか、またその捜査内容が持つ意味。

(8) 松本検事が竹田五郎に自白を求めたことの妥当性。

① 松本検事が竹田五郎に自白させようとしたのはなぜか。

② 自白を求めた松本検事の姿勢は正しいと思うか。

③ 自白後、竹田五郎はどのような心境になっていたと想像するか。

(9) 求刑の妥当性。

① 竹田五郎の犯罪に対し、求刑はどのような要素を考慮して決定したか。

② 検察側が決定した求刑は、重いと感じるか軽いと感じるか。

※ 殺人罪の法定刑は、199条の条文をみてもらえば分るとおり、「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」です。ところで、「5年以上の懲役」といった場合、上限は何年でしょうか。

※ そもそも、犯罪を犯すとなぜ処罰されるのでしょうか。自明の理だから？ 悪いことをして他人に迷惑をかけ苦しみを与えたからには、自分も苦痛を受け

	<p>るべきだと考えられるから？ 悪いことをする人間は危険なので刑務所に閉じこめておく必要があるから？ 簡単に答えが見つかる問題ではありませんから、皆さんそれぞれで思索を深める必要があると思います。</p> <p>(10) 公判で、梅田香に竹田五郎以外の交際相手がいたかどうかの問題とされた意味。</p> <p>① 公判では、梅田香に新しい交際相手がいたかどうかの問題となったが、結局のところ事実はどうだったか。</p> <p>② その事実は、どのような証拠によって立証されたか。</p> <p>③ 新しい交際相手がいたか否かは、裁判にどのような影響を及ぼす事項だったか。</p> <p>4. 事例研究教材【板野敬介に対する強制わいせつ・公務執行妨害等被疑事件】の検討その1</p> <p>5. 事例研究教材【板野敬介に対する強制わいせつ・公務執行妨害等被疑事件】の検討その2</p> <p>6. 事例研究教材【板野敬介に対する強制わいせつ・公務執行妨害等被疑事件】の検討その3</p> <p>7. 事例研究教材【松本武雄・すみ江夫妻に対する非現住建造物放火等被疑事件】の検討その1</p> <p>8. 事例研究教材【松本武雄・すみ江夫妻に対する非現住建造物放火等被疑事件】の検討その2</p> <p>9. 事例研究教材【松本武雄・すみ江夫妻に対する非現住建造物放火等被疑事件】の検討その3</p> <p>10. 事例研究教材【大寺昌子に対する強盗致傷被疑事件】の検討その1</p> <p>11. 事例研究教材【大寺昌子に対する強盗致傷被疑事件】の検討その2</p> <p>12. 事例研究教材【大寺昌子に対する強盗致傷被疑事件】の検討その3</p> <p>13. 事例研究教材【強盗殺人等被疑事件】の検討その1</p> <p>14. 事例研究教材【強盗殺人等被疑事件】の検討その1</p> <p>15. 事例研究教材【強盗殺人等被疑事件】の検討その1</p>
成績評価方法・基準	<p>授業で検討した内容に基づいて課題を提示するので、その課題に対してレポートを2通提出してもらい、それぞれのレポートを50点満点で採点し、評価の対象とします。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>積極的に自分の意見を発表できるように、資料等の事前検討をしっかりと行った上で授業に臨むことを求めます。資料等の中で、何をどのように検討するかは、上記第3回の授業内容で示したように、予め指示します。「考えたけど、よく分からなかった。」ということでも差し支えありません。どこまでどのように考えたのかを紹介してもらえば足ります。</p>
教科書・参考文献	<p>特にありませんが、必要が生じれば適宜授業の中で指摘します。</p>

履修条件	刑事实務に興味を持ち、刑事系科目の勉強指針を早期に確立したいという意欲を持っていることが必要です。
------	---

72. 民事法事例演習 I

授業科目名 (カナ)	民事法事例演習 I (ミンジホウジレイエンシュウ イチ)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ) 和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 西 理 (ニシ サトル)
配当年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	木2
講義目的	<p>民法および民事訴訟法に関する設例問題を素材として、第1に、問題を自分で考える能力をつけること、第2に、参考文献を通じて得られる知識の獲得、第3に、文献的知識を具体例に当てはめる能力をつけることを目的とする。そのことを念頭に予習を十分に行ったうえで授業に臨めば、授業の場では、第1に、討論、推論能力を鍛え、第2に、バランス感覚を養い、第3に、文献的知識を定着させるという効果を期待することができる。この授業を通じて得られる成果は、目に見えるものから見えないものまで、さまざまなものがあり、その内容は、各学生によっても異なるであろう。そのようにして積み上げられた成果が、それまでの解釈力の隙間を埋め、厚みと説得力を備えた解釈論を展開することのできるよう導くであろう。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の二重譲渡と転々譲渡 2 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継 3 動産の転々譲渡と即時取得 4 金銭所有権の特質と原状回復問題 5 賃貸借契約における地位の移転と対抗 6 物への費用投下と原状回復 7 交通事故による人身損害 8 請求権競合……安全配慮義務違反と不法行為責任 9 団体の法律関係 <p>以上は、教科書の第Ⅱ部から選択したテーマである。各テーマの設例の後にある「キーポイント」に対する解答をよく考えてくること。授業では、教科書の設問について教員の側から質問をし、学生に解答を求める。その後、その解答が適切であるかどうかを検討する。いくつかのテーマを検討することができるかは、実際に授業を進める中で決まることである。たとえば第Ⅱ部に出ている問題をすべて検討するといった決め方はしないで、実質的に理解が行き届いたかどうかを見ながら授業を進める。</p>

	<p>設問によっては、結局これが正解という結論の出ない場合がありうる。その場合には、おそらくこの結論でよいであろうという形で終わることになる。</p> <p>諸君の予習と、この検討がかみ合えば、一言では伝えることのできない部分の民法、民事訴訟法の解釈論の実力がつくはずである。そしてこの実力が、いろいろな法的な文書を書くときの支えとなり、内容的に充実し安定した文章を書くことができるようになる。</p>
成績評価方法・基準	<p>準備してきた設問に対する解答の内容に5割の比重をおく。問題検討過程における発言内容に3割の比重をおく。必要に応じて、自宅起案あるいは論述練習の形でペーパーの作成をしてもらうこともある。その場合には、その内容に2割の比重をおいて成績評価を行う。2/3以上出席しなければ、原則として単位認定をしない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>この授業のポイントは、予習にある。学生は、設問に対する解答をあらかじめ自分で考えたうえで授業に臨むこと。全問について解答を準備することが理想であるが、必ずしもその段階にまでたどり着けない場合もあるであろう。それでも、その段階であきらめずに、とにかく出席すること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習第2版』（有斐閣、2009年）</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（日本評論社、いずれも2005年）</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを履修済みであること。それらの科目の単位修得は条件ではない。</p>

73. 民事法事例演習Ⅱ

授業科目名(カナ)	民事法事例演習Ⅱ (ミンジホウジレイエンシュウ ニ)
担当教員名(カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ) 和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 西 理 (ニシ オサム)
配当年次	3年次
単位	2単位
授業時間(前期)	木4
講義目的	<p>この授業の目的は、民法および民事訴訟法についてひととおりの知識と問題解決能力を修得していることを前提として、ある程度複雑な仮設事例問題の検討を通じて、知識をより確かなものとするとともに、問題解決能力を一段と高めることを目的としている。特に後者については以下のとおりである。</p> <p>第1に、事例問題に対して解答を起案書の形で実際に書いてみることによって、法曹に要求される法的文書の作成能力を養う。第2に、解説の場で解釈論の展開の仕方を学び、それによって、実際に使いものになる安定した解釈能力を養う。</p> <p>このいずれもが、一朝一夕に習得することの難しい能力である。まず事実を分析し、そのどこに問題があるかを発見すること、その問題に法を適用して法的な解決を導く、その法の適用の前に、法解釈(民法法の解釈)がされている。このような組み合わせ作業を具体的に実践しそれに対して様々な指摘等を受ける経験を重ねることによって、各学生が法の適用の仕方を自分のものとして会得し身につけることができれば、この授業の最終目的は達成されたことになる。</p>

各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸金債権と利息債権 2 消滅時効 3 保証債務 4 詐害行為取消権 5 債権者代位権・抵当権と妨害排除 6 抵当権と利用権 7 弁済者代位と共同抵当 8 担保保存義務 9 物上代位と相殺 10 不動産譲渡担保 <p>上記テーマは、教科書第3部で扱われているテーマの抜粋である。昨年度は、2コマで1テーマのペースで検討を行った。各テーマの最初のコマにおいて基本問題を検討するので、それが終わった直後に、教科書の質問に対する解答をレポートとして作製して提出すること。</p> <p>解説及び設問の検討は、3人の教員と、学生が共同で行う。教科書にあげられている設問に対する解答を学生に求めるので、学生はあらかじめ解答を準備しておくこと。設問の内容によっては、最終的な正解を明確に確定できない場合もありうる。その場合には、おそらくこれが正解であろうという形で終了することになる。</p>
成績評価方法・基準	<p>毎回提出するレポートの内容に5割の比重をおき、設問の検討の際の発言内容に5割の比重をおいて成績評価する。2/3以上出席しなければ、原則として単位認定をしない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>この教科書には、問題に対する解答がついていない。著者は、おそらく、学生が自分で考え、調べて、正解にたどりつくプロセスが重要であると考えているのであろう。この授業も、そういうプロセスを重視するものである。したがって、まずはじめに各学生が自分で予習することが非常に重要である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習第2版』（有斐閣、2009年）</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（日本評論社、いずれも2005年）</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳおよび民事手続法を履修済みであること。</p>

74. 商法特講

授業科目名 (カナ)	商法特講 (ショウホウトッコウ)
担当教員名 (カナ)	沢野 直紀 (サワノ ナオキ)
履修年次	2年次(2011年度入学生)、2・3年次(2010年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	金 3
講義目的	<p>1年次の「商法」が、会社法の講義だけで時間的に精一杯であり、会社法以外の分野を網羅できないため、臨時開講科目として「商法特講」(本年度既修者入学者にとっては選択科目としての「商法Ⅱ」に該当する)を開講し、商法総則・商行為法・手形法・小切手法を講義する。諸君が、商法の体系的・基礎的知識を確実に修得し、会社法を含む商法の総合問題を解決できる能力を養成することが本講義の主たる目的である。本分野は、新司法試験では現在の所、短答式試験の出題分野となっていることを考慮して、短答式試験対策の意味も持つ授業にできればと考えているので、必修科目ではないが、合格を真剣に考えている諸君はできるだけ受講されたい。なお、本分野も論文式試験に出題される可能性はないとは言えないことに留意すべきである。単なる知識の修得だけでなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、どのような目的を持つのか、法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等を考えながら商法の理解を深めることが本講義の目的である。</p>

各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商法の単位としての「商人」、商行為、商人の名称としての「商号」 2. 名板貸、商業使用人、商業登記の公示力 3. 営業譲渡、商業帳簿、代理商、商行為の特則（1） 4. 商行為の特則（2）、商事売買 5. 交互計算、仲立営業、問屋営業 6. 運送取扱営業、運送営業、貨物引換証、旅客運送 7. 寄託、場屋営業主の責任、倉庫営業、倉庫証券 8. 手形とは何か、小切手とは何か、約束手形の振出によって生じる法律関係 9. 手形理論、手形行為者の債務負担、 10. 手形署名の方式、手形行為の代理、利益相反取引、手形行為の代行と偽造 11. 手形行為と名板貸、手形の変造、 12. 手形要件、白地手形、 13. 手形の流通、手形保証、手形抗弁 14. 手形の支払、遡求 15. 為替手形・小切手の法律関係 <p>（講義の進捗状況に応じて上記は変更の可能性はある）</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験(70点)と小テスト(30点)（本試験では短答式で出題されることが多い分野なので短答式試験を中心に実施の予定）の成績によって評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>広範囲な内容を2単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の教科書の予習を前提にして、効率的な講義形式で行う。各回の講義予定部分に相当する教科書の該当箇所を必ず予習してくる。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：①丸山秀平『商法Ⅰ総則・商行為法/手形・小切手法[第3版]』（新世社）（生協に注文済み）、②弥永真生『最新重要判例200 商法第3版』</p> <p>参考文献：①服部栄三『商法総則[第3版]』（1983年、青林書院新社）（古いながらも最も詳細なもの）②蓮井良憲ほか編『商法総則・商行為法[第4版]』（2006年、法律文化社）③田邊光政『商法総則・商行為法[第3版]』（2006年、新世社）④畠田公明『商法・会社法総則講義』（2008年、中央経済社）⑤平出慶道『商行為法[第3版]』（1991年、青林書院、古いながらも最も詳細なもの）⑥弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法[第2版]』（平成13、有斐閣）⑦上柳克郎ほか『新版手形法・小切手法』（1999年、有斐閣双書）⑧田邊光政『最新手形法小切手法[四訂版]』（平成12年、中央経済社）等。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを履修中ないし履修済みであること。</p>

75. 倒産法演習

授業科目名 (カナ)	倒産法演習 (トウサンホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	渡辺 洋祐 (ワタナベ ヨウスケ)
配当年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水1
講義目的	倒産法についての基礎的な知識を有することを前提として、司法試験の選択科目である「倒産法」について、合格レベルの答案が書けるような能力の習得を目指す。
各回の授業内容	<p>指定のテキストに従い、下記のとおり授業を進めていく予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 倒産手続の選択及び手続相互の関係 第2回 倒産手続の開始 第3回 手続機関 第4回 契約関係の取扱い 第5回 貸借権の取扱い 第6回 担保権者の取扱い 第7回 債権の優先順位 第8回 否認権 (1) - 詐害行為の否認 第9回 否認権 (2) - 偏頗行為の否認 第10回 相殺権 第11回 破産債権の届出・調査・確定 第12回 破産財団の管理・換価・配当 第13回 再生計画の成立・変更・履行の確保 第14回 消費者破産 第15回 個人再生</p>
成績評価方法・基準	<p>学期末試験と授業態度との評価の割合を5：5とする。</p> <p>なお、出席が授業回数^の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。</p> <p>また、伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」(有斐閣)の該当範囲については、読んでおくこと。</p>

教科書・参考文献	<p>テキスト…三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法（第2版）」（有斐閣）</p> <p>参考文献…伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」（有斐閣）</p>
履修条件	<p>司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する予定の学生を対象とする。</p>

76. 民事手続法特講 I

授業科目名 (カナ)	民事手続法特講 I (ミンジテツヅキホウトッコウイチ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火 4
講義目的	民事訴訟法において、なかなか時間を割いて勉強することが少なく、また、理解が難しい分野であると考えられる分野のひとつである証拠関係の分野、それに現行民事訴訟法が旧民事訴訟法と大きく異なっている証拠収集の分野、さらに実務家としての能力として必要な事実認定の分野について、講義を行い、これらの分野についてのより深い理解を得られることを目的とする。なお、事実認定について学んでおくことは、司法試験合格後の実務修習において役に立つのはもちろんのこと、本試験においても、問題分析に有益である。
こ各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 証拠法総論 1 民事訴訟の基本構造から、事実認定の意義を明らかにし、事実認定における理念、証拠法における各種の概念（証明と疎明、証拠共通の原則等）を学ぶ。 2 証人尋問・当事者尋問 証人尋問・当事者尋問の位置づけを行うとともに、判例を題材にしながら、証人能力、証人義務・証言拒絶権を中心に学ぶ。 3 鑑定・書証① 鑑定の意義、手続を学び、さらに書証の意義、文書の種類、文書の真正・二段の推定について学ぶ。 4 書証② 文書提出命令の手続を学び、文書提出義務のうち、220条1号～3号について、判例も含めて学習する。 5 書証③ 文書提出義務のうちの220条4号の意義とともに、除外事由を学ぶが、特に自己使用文書に関する判例を中心に講義を行う。 6 書証④ 引き続き、自己使用文書について判例を中心に学んだ後、インカメラ手続、不服申立方法、不提出の効果について学ぶ。 7 検証・調査嘱託・証拠保全 検証、調査嘱託の意義、手続を学んだ後、証拠保全の意義、要件、手続に

	<p>ついて学ぶ。</p> <p>8 新種証拠 科学技術の進歩に伴い生じてきた新しい証拠となりうるものについて、証拠法上の位置づけ等を学ぶ。</p> <p>9 証拠収集手段・事実認定総論① 民事訴訟法その他の法に基づく証拠の各種入手方法を学び、さらにこれまで学んできた証拠調べ方法を前提として、適正な事実認定の前提となる自由心証主義などを学ぶ。</p> <p>10 事実認定総論② 判例を中心に、証明とは何か、どの程度の立証があると証明があったのかを学ぶ。</p> <p>11 事実認定総論③ 損害額の認定（248条）を判例・裁判例を中心に学び、証明責任の概念について学ぶ。</p> <p>12 事実認定総論④ 立証責任分配の基準、さらに各種の推定（法律上の事実推定、法律上の権利推定等）について学ぶ。</p> <p>13 事実認定各論① 事実上の推定に関して、具体的な裁判例等を題材に学ぶ。</p> <p>14 事実認定各論② 事実認定における供述の特徴、信用性の判断方法等、そして、事実認定において大きな役割を果たす経験則、さらに間接反証を学ぶ。</p> <p>15 事実認定各論③ 二段の推定に関する裁判例を題材に、二段の推定における間接事実、その働き方などを学ぶ。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により評価する。</p> <p>欠席は原則として減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>レジメに基づいて授業を進める予定であり、事前にファイルをダウンロードし、該当分野について各自の基本書にて予習し、さらに授業後復習すること。</p>
教科書・参考文献	<p>特に教科書として指定しない。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらうことになる。</p>
履修条件	<p>民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではない。</p> <p>できれば民事手続法特講Ⅱも履修することが望ましい。</p>

77. 民事手続法特講Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民事手続法特講Ⅱ (ミンジテツヅキホウトッコウニ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義目的	民事訴訟法の各分野で、理解がなかなか難しい分野であると考えられる複雑訴訟の分野、多数当事者訴訟の分野、さらに上訴・再審の分野について、講義を行い、これらの分野についてのより深い理解を得られることを目的とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 複雑訴訟形態① (訴えの客観的併合) 訴えの客観的併合の要件、態様、上訴との関係を学ぶ。 2 複雑訴訟形態② (訴えの変更、反訴、中間確認の訴え) 訴えの変更の概念、その要件・手続、さらに反訴の要件、中間確認の訴えの要件を学ぶ。 3 多数当事者訴訟① (共同訴訟①) 多数当事者訴訟・共同訴訟の意義、通常共同訴訟の位置づけ・要件・共同訴訟人独立の原則・裁判資料の統一、同時審判申出訴訟をめぐる問題 (主観的予備的併合を含む) を学ぶ。 4 多数当事者訴訟② (共同訴訟②) 必要的共同訴訟の要件を学び、固有必要的共同訴訟となる場合 (特に共同所有形態をめぐって検討する。) について、判例等を題材に検討する。 5 多数当事者訴訟③ (共同訴訟③) 必要的共同訴訟について前回に引き続き学び、さらに類似必要的共同訴訟、必要的共同訴訟の審判について学ぶ。 6 多数当事者訴訟④ (共同訴訟④・訴訟参加①) 主観的追加的変更が許される場合を検討し、訴訟参加を概観するとともに、補助参加の位置づけ等を学ぶ。 7 多数当事者訴訟⑤ (訴訟参加②) 補助参加の要件、補助参加人の地位、参加的効力について、判例等を交えながら学ぶ。 8 多数当事者訴訟⑥ (訴訟参加③) 共同訴訟的補助参加の意義、共同訴訟的補助参加人の地位、訴訟告知の手続・効果について学ぶ。 9 多数当事者訴訟⑦ (訴訟参加④)

	<p>独立当事者参加の意義，要件，手続，その審判について，判例等を交えて学ぶ。</p> <p>10 多数当事者訴訟⑧（訴訟参加⑤）・訴訟承継① 独立当事者参加の2当事者訴訟への還元，脱退の効力を，さらに共同訴訟参加，訴訟承継のうちの当然承継の原因等を学ぶ。</p> <p>11 訴訟承継②・上訴・再審① 参加承継・引受承継の手続，効果等を，さらに，裁判に対する不服申立制度である上訴・再審の意義・位置づけ，上訴の利益，放棄・取下げ，特別の不服申立制度について学ぶ。</p> <p>12 上訴・再審② 控訴について，控訴審の構造，要件，附帯控訴，さらに不利益変更の禁止，控訴審での審理，判決について学ぶ。</p> <p>13 上訴・再審③ 上告の意義・目的，上告理由，上告受理制度，判決について学ぶ。</p> <p>14 上告・再審④・略式訴訟手続① 再審の意義，再審事由と再審訴訟の訴訟物等を学び，略式訴訟手続を概観する。</p> <p>15 略式訴訟手続② 手形訴訟，少額訴訟，督促手続について，それぞれの訴訟類型の特色等を学ぶ。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により評価する。</p> <p>欠席は原則として減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>レジメに基づいて授業を進める予定であり，事前にファイルをダウンロードし，該当分野について各自の基本書にて予習し，さらに授業後復習すること。</p>
教科書・参考文献	<p>特に教科書として指定しない。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらうことになる。</p>
履修条件	<p>民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではない。</p> <p>できれば民事手続法特講Ⅰも履修することが望ましい。</p>

81. 民法Ⅱ(債権総論・契約法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅱ(債権総論・契約法) (2009年度以前入学生) (ミンポウニ (サイケンソウロン・ケイヤクホウ))
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
配当年次	1・2・3年次 (2009年度以前入学生)
単位	4単位
授業時間 (前期)	火3、金4
講義目的	<p>債権総論および契約法について、重要な制度の基本枠組の習得、関連する判例の内容理解を通じて各制度と具体的問題との相互関係の理解を深めること、ケースに裏付けられた体系的知識を身につけることを目的とする。</p> <p>授業では、主要項目のポイントを解説・確認したうえで、教科書に引用されている判例およびその後に出た重要判例の原文(予め配布する)を検討する。重点は後者に置く。判決で扱われた事案の事実関係の分析から始めて、その事実との関連でどのような法的解決がされているかを確認し、さらに関連制度の理解、裁判の場における思考様式、推論・表現方法、判断(価値判断、法的評価、決定)の仕方など、法曹に必要とされる様々な能力の基本的な部分を理解し、身につけることができるようにする。</p> <p>判例重視の授業を行うので、教科書、参考書で解説されていることについては、その確認を行う程度にとどめる。判例検討の内容を理解し、関連質問に適切に答えるためには、教科書、参考書の該当部分や資料を予め読んで授業に臨むことが必要である。予習に際しては、理解した上で覚えることに加えて、当該制度がなぜそのようなになっているか、ほかによりよい解決方法はないのかなどの問題も考えてもらいたい。</p> <p>第1回から第15回を木曜日3時間目に、第16回から第30回を火曜日4時間目に講義する。この授業は、旧カリキュラムについて再度行うものであるので、特に木曜日の授業については、受講者は1度は授業を聴いたことがあるという前提で授業を進める。</p> <p>この授業は、研究者教員である和田による講義を中心に進行するが、実務家教員の一瀬が共同担当者として加わり、授業に出席して、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。</p>
各回の授業内容	<p>1. 財産法における債権法の位置づけなど</p> <p>民法財産法(総則、物権、債権)を概観し、債権法の位置づけを試みる。</p> <p>債権総則について基本的で重要な事項を解説し、関連判例によって、そのうちのいくつかの事項が実際の紛争事例でどのように活用されているかを示す。</p>

次に、民法典債権法の冒頭に定められている「債権の目的」(399条～411条)について検討を加える。

2. 弁済による債権の実現1

教科書に沿って、弁済のいわば要件部分の検討を行う。教科書(民法Ⅲ)33頁～72頁。

3. 弁済による債権の実現2

教科書に沿って、弁済の効果以下、「その他の債権消滅原因の終わりまでを検討する。教科書(民法Ⅲ)72頁～108頁。

4. 履行強制と債務不履行

債権が債務者の任意の履行によって実現されない場合に対処する法制度を概観する。

5. 債務不履行の要件1

債務不履行の三類型(履行遅滞、履行不能、不完全履行)について検討し、本旨不履行という統一的要件との関係を考察する。

6. 債務不履行の要件2

前回に続き、債務不履行の三類型(履行遅滞、履行不能、不完全履行)について検討し、本旨不履行という統一的要件との関係を考察する。

7. 債務不履行の効果1

損害賠償について、基本的事項を検討する。

8. 債務不履行の効果2

損害賠償について、重要事項を検討する。

9. 債務不履行についてのまとめ

債務不履行の全体について、これまでに論じた事項の確認および補充を行う。

10. 金銭債権の履行確保・代物弁済・債権の財産性

教科書に沿って、金銭債権の履行確保に関する諸制度、代物弁済を論じ、債権の財産性という側面から、第三者による債権侵害を検討する。教科書(民法Ⅲ)177頁～200頁。

11. 債権譲渡

教科書に沿って、債権譲渡の章を検討する。教科書(民法Ⅲ)201頁～245頁。

12. 相殺

教科書に沿って、相殺の章を検討する。教科書(民法Ⅲ)247頁～272頁。

13. 責任財産の保全1(債権者代位権)

債務者の財産状態が悪化した段階で、債務者が第三者に対して有する権利を行使しない場合に、債権者が債務者に代位して債務者の財産を維持する制度としての債権者代位権を検討する。またその転用事例も検討する。教科書(民法Ⅲ)273頁～296頁。

14. 責任財産の保全2(債権者取消権)

債務者の財産状態が悪化した段階で、債務者の責任財産から逸出した財産を取り戻す制度としての債権者取消権を検討する。教科書(民法Ⅲ)296頁～331頁。

15. 保証・多数当事者の債権債務関係

債務の引き当てである責任財産の拡大(債務者1人より2人の方が責任財産が多くなる)という意味での人的担保のうち、保証という形式での債務負担がされる場合について検討する。教科書(民法Ⅲ)333頁～365頁。

分割債権・債務を検討した後、債務の引き当てである責任財産の拡大という意味での人的担保として、連帯債務を検討し、不可分債権・債務の検討も行う。教科書(民法Ⅲ)367頁～381頁。

16. 契約法概論

契約法の構造を概観した後、契約成立前の段階における法的問題、契約成立にかかわる法的問題を検討する。教科書(民法Ⅱ)1頁～45頁。

17. 契約存続中の関係1

双務契約における二つの債務の関連(牽連性)について検討する。教科書(民法Ⅱ)45頁～75頁。

18. 契約存続中の関係2

双務契約における二つの債務の関連(牽連性)について、前回の続きの解説を行う。

19. 事情変更の原則、第三者のためにする契約、契約の終了、契約の解除1

事情変更の原則は、契約順守原則の例外法理である。なぜそのような制度が認められているのかを考える。契約は当事者間の約束であり、第三者に効力を及ぼすことのないのが原則であるが、第三者のためにする契約という制度がもうけられている。その制度趣旨の理解。契約の終了の1つの形態が解除による場合である。解除とはどういう制度であるかを学ぶ。

教科書(民法Ⅱ)44頁～108頁。

20. 契約の解除2

契約の解除の効果、特に遡及的消滅の意味を判例を見ながら検討する。遡及的に消滅させても、解除前には契約関係があったわけであるから、遡及効を及ぼしては不都合が生じる場合がある。解除の効果をもどのように考えるべきであるかを考察する。

21. 売買1

売買契約の成立、売買の効力(特に瑕疵担保責任)について検討する。いわゆる瑕疵担保責任が契約責任であることを示し、法的処理の主要部分を解説する。教科書(民法Ⅱ)111頁～141頁。

22. 売買2

担保責任(瑕疵担保責任の続きおよびその他の担保責任)について検討する。教科書(民法Ⅱ)141頁～157頁。

	<p>23. 売買3</p> <p>特殊の売買、買戻しについて検討し、売買ではないが、贈与の検討を行う。教科書(民法Ⅱ) 157頁～170頁。</p> <p>24. 賃貸借1</p> <p>貸借型の契約である賃貸借を検討する。検討する際の視点は、民法の賃貸借規定によって問題をどこまで解決できるか、十分に解決できない場合があるとすればその原因は何か、借地借家法などの特別法が制定された理由は何かということである。教科書(民法Ⅱ) 171頁～192頁を検討。</p> <p>25. 賃貸借2</p> <p>貸貸人・賃借人の権利義務、賃借権の譲渡・目的物の転貸について検討する。賃借人の保護が必要な場面にどのようなものがあるか。そのための法制度の内容理解。教科書(民法Ⅱ) 193頁～226頁。</p> <p>26. 賃貸借3</p> <p>賃借人の第三者に対する関係、賃貸借の終了原因について検討する。賃借権の対抗とはどういう意味であるか、賃貸借の終了に際して賃借人の保護はどのようにして図られるかなどの検討。教科書(民法Ⅱ) 226頁～248頁。</p> <p>27. 消費貸借、消費者信用</p> <p>貸借型の契約である消費貸借の基本的事項を検討し、関連する消費者取引について概観する。教科書(民法Ⅱ) 249頁～266頁。</p> <p>消費者信用に関連して、現在なお種々の問題を起こしている消費者取引の分野について、問題の基本パターンを検討する。</p> <p>28. 雇用・請負</p> <p>役務型契約である雇用を検討し、同じく役務型契約として重要な請負について、基本的事項、次いで建築請負に関連する重要問題を検討する。教科書(民法Ⅱ) 267頁～289頁。</p> <p>29. 委任・寄託</p> <p>役務型契約である委任は、事務処理契約であるが、その当事者の権利義務について基本的事項を検討し、医療契約を例に問題を具体的に検討する。次いで、寄託について検討する。教科書(民法Ⅱ) 289頁～308頁。</p> <p>30. 組合、和解</p> <p>組合は団体型とでもいうべき契約である。その基本的事項を検討する。和解は、民事紛争の自主的な解決方法であるといえる。基本的事項の検討に加え、紛争解決機能について検討する。教科書(民法Ⅱ) 309頁～319頁。</p>
成績評価方法・基準	<p>中間試験を5割、定期試験を5割の比重で評価することにより行う。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点。授業中の質疑応答の結果により5点程度を上限に加点する。定期試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。なお、再試験は実施しない。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>1 法学部卒業生ではない学生は、五十嵐清『私法入門』（有斐閣）を4月中に2、3回通読すること。余裕があるならば、それに加えて、潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣・2007年）を随時参照すること。また、教科書あるいは基本書できるだけ早い段階で通読すること。</p> <p>2 民法を少しは学んだという学生は、教科書あるいは自分が基本書と決めた本を、前期中に3回通読すること。この作業は必須である。</p> <p>3 いずれの場合にも、教科書などに引用されている参照条文を、その都度、六法を開いて読むこと。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権（第3版）』（東京大学出版会、2005年）、内田貴『民法Ⅱ債権各論（第3版）』（東京大学出版会、2011年）</p> <p>参考書：北川善太郎『債権総論（第3版）』（有斐閣、2004年）、北川善太郎『債権各論（第3版）』（有斐閣、2003年）、潮見佳男『債権総論Ⅰ、Ⅱ』（信山社、Ⅰ第2版2003年、Ⅱ第3版2005年）、潮見佳男『債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得』（新世社、2005年）、中田裕康『債権総論』（有斐閣、2008年）、松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』（信山社、2010年）、奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権（補訂版）』（悠々社、2002年）</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし</p>

82. 民法Ⅳ(不法行為法等)

授業科目名(カナ)	民法Ⅳ(不法行為法等)(ミンポウ ヨン フホウコウイホウナド) (2009年度以前入学生)
担当教員名(カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1・2・3年次(2009年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間(前期)	木3
講義目的	<p>法定債権法(事務管理、不当利得、不法行為)について、重要な制度の基本枠組みを習得し、それが判例の中でどのように機能しているか、あるいは逆に、判例の発展により制度がどのような変容を受けているかを理解することを通じて、各制度と具体的問題との相互関係の理解を深めること、特に、具体的問題を前にして1歩踏み込んで法の適用が行えるようになること、そのうえでケースに裏付けられた体系的知識を身につけることを目的とする。</p> <p>不法行為に重点をおいて授業を行なう。不法行為では、判例との関連を知ることが特に重要であるので、判例の検討を中心とした授業を行う。すなわち、主要項目を重点的に解説したのち、重要判例の原文(予め配布する)を検討する。その過程で、事案の解決方法あるいは制度趣旨の理解を問う質問をすることにする。</p> <p>解説を理解し、質問に適切に答えるためには、教科書、参考書の該当部分や判例を予め読んで授業に臨むことが必要である。予習に際しては、理解した上で覚えることに加えて、当該制度がなぜそのようなになっているか、判決はなぜそのような結論になったのか、ほかによりよい解決方法はないのかなどの問題も考えてもらいたい。</p>
各回の授業内容	<p>今年度は、再履修のクラスであるので、昨年度配布したシラバスに基づいて、そのポイントをまとめる作業を諸君に行ってもらおう。</p> <p>1. 不法行為法序論</p> <p>不法行為制度の目的と機能、構造について解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)323頁～333頁。</p> <p>2. 一般的不法行為の要件1</p> <p>故意・過失要件、責任能力について検討する。特に過失の客観化はなぜ生じたのか、それに伴い解決された問題は何か、また他方で、未解決の問題は何かを考える。教科書(内田・民法Ⅱ)335頁～356頁、398頁～404頁。</p> <p>3. 一般的不法行為の要件2</p> <p>権利侵害要件、違法性阻却事由について検討する。権利侵害要件は、判例・学説がその拡大を論じ、最近の改正で部分的に追加が施された要件である(権利・法益侵害)。その経緯を解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)356頁～382頁、4</p>

05頁～410頁。

4. 一般的不法行為の要件3

損害および因果関係について検討する。両要件とも、必ずしも明確な表現で規定することができない要件である。その内容理解について解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)382頁～398頁。

5. 一般的不法行為の効果1

損害とその金銭的評価について検討する。差額説の前提は何か。人身損害について差額説は妥当するか、損害事実説とは何かなどの検討。教科書(内田・民法Ⅱ)411頁～426頁。

6. 一般的不法行為の効果2

損害賠償の範囲、賠償額の減額調整について検討する。損害賠償の範囲について、判例のいう相当因果関係はどういう機能を果たしてきたかをできる限り明確にする。過失相殺の使われ方を解説する。教科書(内田・民法Ⅱ)427頁～455頁。

7. 一般的不法行為の効果3

損害賠償請求権者、損害賠償請求権の消滅時効、差止請求について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)455頁～479頁。

8. 特殊の不法行為1

被用者が第三者に不法行為をしたときにその使用者が負う使用者責任について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)481頁～511頁。

9. 特殊の不法行為2

工作物責任、製造物責任について検討する。無過失責任はどこまで貫かれているか、製造物責任の現代的課題は何かなどについて検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)512頁～528頁。

10. 特殊の不法行為3

共同不法行為について検討する。この制度は複雑な問題を包括的に抱える制度であり、全体像をどのように把握しておけばよいかについて考える。教科書(内田・民法Ⅱ)528頁～549頁。

11. 事務管理

意義、要件・効果について基本的事項を検討し、準事務管理について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)553頁～561頁。

12. 不当利得1

不当利得法の現状、要件を検討する。特にいわゆる類型論とは何か。それと条文の文言との関連について検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)563頁～580頁。

13. 不当利得2

前回検討した項目以外の不当利得の要件、効果を検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)581頁～611頁。

	<p>14. 不当利得3</p> <p>特殊の不当利得として、非債弁済、不法原因給付などを検討する。教科書(内田・民法Ⅱ)611頁～623頁。</p> <p>15. 最新の判例の研究</p> <p>時間的な余裕があれば、最近公表された関連重要判例を検討する。</p>
成績評価方法・基準	<p>中間試験5割、定期試験5割の比重で評価する。中間試験は、一般的不法行為の要件を論じ終わった段階で行う。試験の期日は事前に掲示する</p> <p>欠席1回につきマイナス1点。授業中の質疑応答の結果により5点程度を上限に加点する。再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>主要判例については、判例百選などの二次資料だけでなく、原文に当たること。常に原文全部を読むことまでは求めないが、重要部分を抽出する作業を繰り返すこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』(東京大学出版会、2011年)、吉村良一『不法行為法(第4版)』(有斐閣、2010年)</p> <p>参考書：北川善太郎『債権各論(第3版)』(有斐閣、2003年)、潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法』(新世社、2005年)、松本恒雄・潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年)</p> <p>奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)』(悠々社、2002年)</p>
履修条件	<p>特になし。</p>